

平成22年度
南丹市総合振興計画実施計画
(平成23年度～平成25年度)

平成22年9月
南 丹 市

目 次

1. 実施計画の構成について

- 計画策定の趣旨 1
- 計画の期間 1
- 計画策定の考え方 1

2. 実施事業一覧表

- 施策の体系と実施事業一覧 2

3. 個別事業計画書

- 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る 34
- 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る 124
- 第3章 人・物・情報を高度につなげる 208
- 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く 227

1. 実施計画の構成について

■ 計画策定の趣旨

南丹市総合振興計画『実施計画』は、基本構想に示した本市の将来イメージ「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」を実現するため、将来にわたる財政の見通しや行政改革推進の視点に立ち、基本計画で定めた施策の方針に基づいて実施する事業について、その具体的な内容や事業費等の計画をお示しするものです。

■ 計画の期間

実施計画の期間は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間とします。

なお、計画は社会情勢の変化や行財政状況等の動向に迅速に対応し、現実と調和したものとするため、毎年度の改定を行うローリング方式を採用した短期計画としています。

■ 計画策定の考え方

- ▶ 実施計画は、総合振興計画「基本計画」の 4 つの「章」と「節」、「施策の方針」に位置づけて重点的に行う事業として取りまとめて掲載しています。なお、今計画期間内に優先かつ重点的に実施すべき分野の主要事業の計画が明らかでない場合は、施策の方針の位置づけに事業を示していない場合もあります。
- ▶ 事業実施期間については、実施期間が明確な事業についてはその期間を記入していますが、継続的な事業に関しては実施計画の計画期間である平成 25 年度までを事業実施期間として記入しています。
- ▶ 事業費については、「おおむねどれくらいの規模の事業であるのか」「1 年で終わる事業なのか、数年間かかる事業なのか」「事業費は増えていくものか、減っていくものか、年次的にどのような推移が見込まれるのか」といった事業の性格をお示しするものであり、各事業の毎年度の実施は経済状況、財政状況などを考慮して、予算作成時に改めて検討がされるものです。

2. 実施事業一覧表

■施策の体系と実施事業一覧■

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

1. 安心して子育てできるまちをめざす

(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ にこここ育児推進事業	育児不安などを解消し、安心して子どもを育てることができるよう、子育て講座や子育てフォーラムを開催する。	23～25
■ ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行う人（提供会員）を募集・登録し、アドバイザーが仲介して有償で会員相互の援助活動を行う。（社会福祉協議会に運営委託）	23～25
■ 家庭教育支援事業	親が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参画を促進する。市内の各幼・小・中学校において家庭教育学級を実施する。	23～25
■ 子育てすこやかセンター事業	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成、さらには保健師や学校等と連携し地域子育てセンターを各地域に設置するなど、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進する。	23～25
■ 子育て応援ボランティアバンク事業	ボランティアや活動グループを登録し、必要なときに必要な支援が提供できるようコーディネートができる体制をつくる。	23～25
■ 就学前幼児読書環境充実事業	早い段階から読書に対する関心を喚起し、情緒や言葉の発達を促すため、保育所等における読み聞かせを行う。	23～25
■ 青少年活動事業	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むことを目的として地域の指導者（学習アドバイザー等）と連携して実施している。 事業内容は、ものづくり、環境活動、共同作業、三世代交流等である。	23～25
■ 母子生活支援事業	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設（母子寮等）に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	23～25

(2) 子育て世帯への経済的支援の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 子育て支援医療費助成事業	乳幼児と児童・生徒等の医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	23～25
■ 子育て手当等支給事業	子育て世帯への支援として、「子宝祝金支給事業」「入学祝い金支給事業」「子育て手当て支給事業」を実施する。	23～25
■ 不妊治療給付事業	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成する。	23～25
■ 母子医療費支給事業	母子等が医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、母子世帯の経済的負担を軽減する。	23～25

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(3) 多様な保育の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■病児・病後児保育事業	病児・病後児保育ができる施設・体制を整備する。	23～25
	■保育環境整備・幼保一元化促進事業	日吉中央保育所及び胡麻保育所に0・1・2歳児の年齢別保育が行える施設及び体制を整備する。 あわせて、認定子ども園等の事業展開を想定した施設整備を行う。 日吉中央保育所については、平成22年に実施予定。	23
	■保育所運営事業	概ね平日8:30～16:30の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障がい児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。	23～25
	■保育所改修事業	平成21年度に実施した保育所施設の耐震診断により、強度不足と判定された八木東幼児学園、城南保育所の耐震補強工事を実施する。	23
(4) 就学前教育の充実化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■すこやか学園管理運営事業	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。 懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。 親の子育ての悩みについて相談に応じる。	23～25
	■幼稚園教育の推進	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。 また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	23～25
(5) 放課後の子どもの育成の場作り	実施事業名	事業概要	実施期間
	■安心・安全の居場所づくり事業	保護者の就労等により放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることによりその健全育成を図る。 開設時間 平日：授業終了時から午後6時まで 土曜日・学校の長期休業期間・学校振替休業日：午前8時から午後6時まで	23～25
(6) 多様な支援の一体的な推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■育児支援事業	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室を実施する。 子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、小集団での遊びの教室を行う。	23～25
	■地域子育て支援事業	親の病気や出産等による一時的な養育支援として、子育てサポーターの派遣や児童養護施設への短期入所を行う。 0歳から3歳の親子を対象とした広場事業等、子育て支援事業の開催。 子育てに関するフォーラム、講演会の開催。	23～25

2. 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

(1) 学校規模の適正化

実施事業名	事業概要	実施期間
<p>■ 生きる力を育む学校教育環境整備検討事業</p> <p>・ 学校規模適正化検討事業</p>	<p>子どもたちの発達にとってよりよい教育環境での学びを基本に、児童・生徒数の状況に合わせた学校規模の適正化と適正配置について、学校規模の適正化・適正配置等を検討する委員会等を組織して協議を重ね、具体化を図っていく。</p>	23～25

(2) 学校教育の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
<p>■ 学校図書館システム導入委託事業</p>	<p>全地区統一のシステムを導入し、環境格差を是正し、利便性の向上を図る。</p>	24
<p>■ 学力充実講師配置事業</p>	<p>学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細かな指導に資する。</p>	23～25
<p>■ 教育研究委託事業</p>	<p>幼・小・中学校の創意工夫により、次の事業を対象とした研究事業を実施する。</p> <p>①卓越性を目指す「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 ④学びに向かわせる就学前教育の在り方</p>	23～25
<p>■ 小・中学校英会話事業</p>	<p>業者との委託契約により配置された外国語指導助手（ALT）が、日本人教員とともに児童生徒に対して英語を指導する。</p>	23～25
<p>■ 小・中学校教育振興事業</p>	<p>児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。併せて、各種調査により向上度の検証を図る。</p>	23～25

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

<p>■小・中学校通級指導教室事業</p>	<p>小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする児童・園児・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。本教室のコーディネーターは、本市学校・園・所のリーダー的コーディネーターとして、特別支援教育の先導的役割を担っている。</p>	<p>23～25</p>
<p>■生きる力を育む学校教育環境整備検討事業</p> <p>・中学校給食課題検討事業</p>	<p>中学校給食を実施するための課題を明らかにし、その課題解決に向けた検討を中学校教育関係者を中心に行う。</p>	<p>23～25</p>
<p>■特別支援教育支援員配置事業</p>	<p>学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。</p>	<p>23～25</p>

(3) 学習施設と設備の整備

実施事業名	事業概要	実施期間
<p>■教育施設整備事業</p>	<p>安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。</p>	<p>23～25</p>

(4) 通学支援

実施事業名	事業概要	実施期間
<p>■通学対策事業</p>	<p>遠距離通学のため、バス・J R 電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。</p>	<p>23～25</p>

3. 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

(1) 生涯学習拠点施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
	■いきいき講座開設事業	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。	23～25
(2) 生涯学習推進組織の育成強化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■社会教育関係団体支援・育成事業	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。	23～25
(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
	■社会体育施設整備事業	社会体育施設の大規模改修工事の実施	23～25
(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興	実施事業名	事業概要	実施期間
	■体育施設利用促進事業	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。	23～25
(5) 文化芸術の振興	実施事業名	事業概要	実施期間
	■いきいき健康事業 ・生涯スポーツ振興事業 ・青少年スポーツ育成事業	スポーツに親しむことによって市民の暮らしに活力や潤いを与え、健康増進にも寄与する。スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要不可欠であり、そのための各種事業を実施する。	23～25
	■青少年自然文化体験活動	市内在住の児童(障がいのある児童を含む) に対し、休日や長期休暇中に、広く地域の人たちや他の子どもたちと交流する中で、様々な体験ができる機会を提供する。	23～25
(5) 文化芸術の振興	実施事業名	事業概要	実施期間
	■国民文化祭推進事業	「工芸」というものづくりに視点をあて、市内で活躍されている工芸家や文化団体、個人がそれぞれ取り組まれている活動を紹介する催しを開催するなど、市民レベルによる国民文化祭の開催に向けた取り組みを進めるとともに、「ものづくりのまち南丹市」を市内外へアピールする。	23
	■青少年活動事業 (ヒートフェスティバル)	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会	23～25
(5) 文化芸術の振興	■文化祭事業	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。	23～25

4. 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する

(1) 市民の健康づくりへの支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■健康づくり推進事業	命に係る心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病の早期発見・予防のために、また、要介護の原因ともなるので、受診勧奨、悪化予防のためにも、メタボリックシンドロームに着目した検査・問診等を実施している。 重い肝臓病の原因となるB・C型ウイルス感染の早期発見のため検査を実施している。 健診の結果から個別・集団で健康教室・健康相談を開催し健康づくりの実施。 食改協等地区組織への支援。	23～25
■母子保健事業	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の無料券を配付、牛乳を支給する。(牛乳の支給は所得制限がある) 母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。	23～25
■老人医療費支給事業	65歳以上70歳未満の方で、本人又は世帯の所得が一定の基準額以下の方を対象とし、かかった医療費の一部を助成する。	23～25

(2) 地域医療の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
■地域医療・保健体制確保事業	・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動に対する支援 ・市直営診療所(美山林健センター診療所)の運営 ・医師等確保のための奨学金貸付け	23～25

(3) 食育及び食の安全確保

実施事業名	事業概要	実施期間
■学校給食共同調理場配送車購入事業	安心・安全の学校給食を継続するため、共同調理場配送車を計画的に更新する。	24
■学校教育における食育の推進	各学校での安心で安全な学校給食の提供。 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導。 給食関係者の衛生管理及び食育の推進。	23～25
■有機農業・地産地消推進事業	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援を行う。	23～24

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(4) 若者定住へ
向けた住環境の
整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■若者出あい応援事業	少子化対策の一環として、未婚・晩婚が進む中で結婚や子育てへの意欲の向上を図り、婚姻による市内への定住を促進するため、若者の出会いの場づくりを推進する。	23～25
■住宅管理事業	既存住宅の適切な維持管理を進める。	23～25
■住宅耐震事業	旧耐震基準の一般木造住宅に関し、耐震診断に係る経費の大部分を市が負担する制度を設けることにより、自宅の耐震強度に関する住民の不安を軽減するとともに、その結果を踏まえ対策を講じてもらうことにより、地域全体の震災時の被害軽減につなげる。	23～25
■単身者住宅建築支援事業	単身者向け住宅を整備しようとする事業者等に対して支援する。	24

(5) 高齢者が安
心して暮らせる
自立支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■家族介護者等支援事業 ・家族介護教室事業 ・家族介護者交流事業 ・介護用品支給事業 ・在宅介護支援事業	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、様々なテーマに基づいた介護教室や講演会等を開催するとともに参加者同士の交流を図る。 また、在宅において要介護4・5の高齢者の介護者で住民税非課税世帯を対象に、介護用品の購入費助成や寝たきり高齢者等の介護慰労金を支給する等の支援を行い、介護者の負担軽減を図る。	23～25
■介護相談員派遣事業	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	23～25
■介護予防活動支援事業	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	23～25
■緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	23～25
■高齢者等生活支援事業 ・外出支援サービス事業 ・軽度生活援助サービス事業 ・食の自立支援事業 ・訪問理美容サービス事業	在宅の高齢者が住み慣れた地域での自立した生活を送れるよう、日常生活上の支援等を行う。	23～25
■地域包括支援センター事業	包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）を一体的に実施する。	23～25

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(6) 障がいのある人が安心して暮らせる自立支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 障がい者グループホーム等整備支援事業	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	23～25
■ 障がい者医療助成事業 ・自立支援医療給付事業 ・重度心身障害老人健康管理事業 ・福祉医療費支給事業	障がいのある人に必要な医療を提供するとともに、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	23～25
■ 障がい者等生活支援事業 ・介護給付事業 ・難病患者等居宅生活支援事業 ・日中一時支援事業・生活サポート事業	障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、介護や訓練・補装具・日常生活支援等に必要なサービスを提供する。	23～25
■ 地域活動支援センター事業 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター事業	障がいのある人等が地域の身近なところでいつでも通える場所を提供し、作業や社会交流等、障がいのある人の相談支援を行ない、自立と社会参加を支援する。	23～25
■ 発達支援センター運営事業	人とのかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した相談・支援、療育等の支援を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援する。	23～25

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(7) 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ シルバー人材センター活動支援事業	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している（財）南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	23～25
■ 社会参加推進事業 ・ガイドヘルパー派遣事業 ・コミュニケーション支援事業 ・社会活動参加支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人の活動支援や、聴覚言語に障がいのある人のコミュニケーション支援を行ない、在宅で障がいのある人の社会参加を支援する。	23～25
■ 老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	23～25

(8) 安心と支え合いの仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 過疎地有償運送支援事業	まちづくりの一環としての過疎地有償運送の具現化のため、地域交通について研修するとともに、住民組織等の発掘・育成を行い、NPO法人等が公共交通空白地域対策や公共交通を補完する過疎地有償運送ができる条例整備や助成制度を設け、運行実施を行う。	23～25
■ 高齢者等除雪対策事業	自力での除雪作業が困難な高齢者世帯等に対して、除雪に対する支援を行う。必須条件となる作業員確保のため、除雪事業者等を公募型で募集し、作業委託することで、高齢者世帯等への除雪支援を行う。	23～25
■ 心配ごと相談事業	各地域に相談場所を設け月 1 回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	23～25
■ 成年後見人制度利用支援事業	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。	23～25
■ 地域福祉事業	住民自らが福祉課題を克服する仕組みや活動を地域に根付かせるため、住民自らによる小地域ネットワーク活動や各サロン活動の支援を行う。	23～25

5. ふるさとで働ける場をふやす	(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 京都新光悦村推進事業	京都府及び立地企業等の交流組織「京都新光悦村の会」と連携し、意見等を集約する中で、地元雇用の拡大やコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進める。 京都府と連携し、伝統産業関係への広報を進めるとともに誘致を進めるため未分譲地等の管理を行う。	23～25
	(2) 工業用地の整備と企業誘致の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 企業支援事業	地域の活性化を図るため、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しても市内からの雇用に奨励支援する。	23～25
	(3) 起業支援の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 小規模企業支援事業	小規模企業者が経営安定のため資金融資を受けた場合の利子の補給及び信用保証料の助成を行う。	23
	(4) 就労と定住のための支援	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 乳製品加工体験施設整備事業	美山地域の代表的な特産品である美山牛乳を用いた乳製品加工体験施設を建設して、都市住民が短時間で手軽に体験できるものとして「チーズづくり」「アイスクリームづくり」「ヨーグルトづくり」「プリンづくり」などのカリキュラムを用意する。	24

--第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る--

1. 豊かな緑と清流を守る

(1) 森林と河川

実施事業名	事業概要	実施期間
■河川維持事業	市管理河川の浚渫や河川施設の維持管理を行う。また、河川環境の美化に伴う除草作業等を地域の協力を得て推進する。	23～25
■森林整備事業	森林施業（植林・除伐・間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止）への助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させる森林整備を推進する。	23～25
■森林整備地域活動支援交付金事業	森林施業計画の作成を通じた、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。 ・施業実施区域の明確化作業 ・歩道（作業道）の整備等	23
■水産環境整備事業	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。	23～25
■木質バイオマス利用施設整備事業	木質バイオマスエネルギー利用施設 木質資源利用ボイラー 1台 機械室及びサイロ棟 1式 設計費 1式	23
■里山荒廃防止対策事業	松くい虫防除事業の実施。 ・被害木伐倒処理・伐倒駆除・樹幹注入 カシノナガキクイムシ防除事業（広葉樹の枯損被害防止）の実施。	23

(2) 農地

実施事業名	事業概要	実施期間
■農業関連計画事業	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。 農業振興推進協議会の開催。	23～25
■農業情報提供事業	農林水産省が公表する生鮮食料品流通情報等をインターネットを介してオンラインにより提供する。	23～25
■農地・水・環境保全向上対策事業	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。	23
■農地整備促進事業	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。	23～25
■農地保有合理化事業	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。	23～25

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 身近な緑や環境美化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境保全事業	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。	23～25

(4) 環境保全の行動支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境衛生事業	地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。環境団体活動への支援を通して、地域の住み良い環境づくりや美しいまちづくりを推進する。	23～25
	■環境基本計画等策定事業	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定及び環境関係諸計画の実行、推進を図る。	23～25
	■京都モデルフォレスト運動推進事業	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。	23～25
	■不法投棄監視・処理事業	監視パトロールを実施する。 地域や市民との連携を図り、不法投棄物の処理を行う。	23～25

(5) 景観保全のルールづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■景観形成推進事業	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともに行う取り組みを検討する。	23～25

(6) 森・里・街の景観保全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■かやぶき屋根保存修理事業	美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	23～25
	■絆の森整備事業	市有林内の森林整備（環境整備）下刈・除伐等の実施。	23～25

2. 資源が循環するまちをつくる	(1) 省資源・リサイクルと衛生環境	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 3 R 推進事業	環境美化推進委員をはじめ、地域・市民との連携や、各種補助金の交付を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。	23～25
		■ 一般廃棄物清掃事業	一般廃棄物の適正処理を進めるため、収集日程や分別収集、ごみ減量化等の啓発を行う。	23～25
	(2) 環境にやさしい暮らし	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 市役所資源節減事業	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。	23～25
	(3) エネルギーの有効活用	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ バイオマスの環づくり交付金事業	南丹市バイオマスタウン構想に基づき、バイオマス利用促進を図るため事業を行う。	23～25
		■ バイオマス燃料利活用事業	廃食用油から精製されるバイオディーゼル燃料（BDF）を公用車で使用するため、BDF 供給施設の整備を行う。 また、低・未利用となっている木質バイオマスの燃料化施設を整備する。	23～25
		■ 電気自動車導入促進事業	地球温暖化の防止、環境・資源問題の解決に有効な電気自動車の普及を推進するため、公用車への導入と充電インフラ整備を行う。	23～24
		■ 八木農業関連施設管理事業	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理を委託により行う。施設管理に伴い必要な改修等を行う。	23～25

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 上水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■水質検査事業	水道水に係る水質検査計画に基づき、上水道及び簡易水道の水質確認を日常的に実施する。	23～25
	■水道施設維持管理事業	浄水場並びに配水設備等の修理修繕により、上水道並びに簡易水道施設の機能維持による効率的な水運用と、安定給水の実現を図る。	23～25
	■水道施設改良事業	配水管の改良を目的とする布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持すると共に、水道施設が他の公共事業の支障となる場合の移設を実施する必要がある。この布設替時に、耐震性を向上させた配水管等を整備することで、水道水の安定供給の実現を図る。	23～25
	■水道施設整備事業	水道施設整備計画に基づき、水道配水管の新規布設等を行うことにより、効率的な水道水の供給を実現すると共に、災害に強い施設づくりを推進する。	23～25
(5) 下水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■下水道施設管理事業	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。	23～25
	■公共下水道建設事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、下水道工事を実施する。	23～25
■合併処理浄化槽整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽維持管理事業 ・合併処理浄化槽等設置事業 市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するために、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。	23～25	

3. 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる

(1) 南丹ブランド生産者等への支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■ふるさと共援活動支援事業	過疎化・高齢化の進んだ農村地域と大学等の地域外協力者で構成する「ふるさと共援組織」の活動を支援する。	23
■ものづくりのまち推進事業	国民文化祭の取り組み効果を市民生活に根ざしたものにするため、モデル地域を設定したものづくりキャンペーンの実施や工芸に関する体験教室の実施などを推進し、「ほんまもん」をつくり活かす市民意識の醸成を行う。さらに、それらの指導者として職人等の活躍の場や仕組みを作り、「ものづくりのまち南丹市」の実質の地域定着を図る。	24～25
■牛乳処理加工施設整備事業	牛乳処理加工施設について、浄化設備の老朽化が著しいこととあわせ、乳製品加工の拡大に伴う処理能力の向上のため、周辺や河川環境に配慮した浄化槽処理施設の整備を行う。	25
■京の水田農業総合対策事業	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。	23～25
■京野菜等価格補填事業	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。	23～25
■京野菜等産地育成事業	京野菜（みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等）の栽培のための生産機材導入等に対し支援する。	23～25
■南丹地域資源循環型農畜産物生産モデル実証事業	京都府の委託を受け、循環型農畜産物生産のモデルとして実証を実施する。	23～25

(2) 南丹ブランドの販路拡大

実施事業名	事業概要	実施期間
■特産物販売促進事業	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。	23～25
■特別栽培認証制度推進事業	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進、HPの管理運営業務を行う。	23～25

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 農業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■水田農業推進事業	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域水田農業推進協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	23～25
	■畜産振興事業	府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。 市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。	23～25
	■土づくり事業	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。	23～25
	■農業委員会運営事業	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	23～25
	■農業担い手支援事業 ・担い手育成事業 ・農業関係団体支援事業 ・農業制度資金利子助成事業	農業の担い手不足、農地の不耕作地等の課題を解消するため、認定農業者、農業法人、農業関連団体等を支援する。	23～25
(4) 林業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■共済・担い手育成事業	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業（林業退職金掛金の助成を行う） ・緑の担い手育成対策事業（森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う）	23～25
	■木材利用推進対策事業	地域産材の利用促進を目的に建築されたモデル住宅「美山木の家」の普及活動に伴う見学会・セミナーの開催等。	23～25
	■林道・作業道事業	流域単位での森林整備を促進するため、府営林道事業に対する負担金を支出する。 林道・作業道の維持修繕事業助成（事業主体：地元関係者） 林業作業道の新設事業助成（事業主体：地元関係者） 市直轄林道の維持修繕工事	23～25

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(5) 野生鳥獣被害等への対策

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 捕獲獣利活用事業	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に対し助成する。	23～25
■ 有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。	23～25
■ 有害鳥獣防除施設設置事業	農家組合等が事業主体となって取り組む、有害鳥獣防除施設（電気柵・格子金網フェンス等）の設置に係る経費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む。	23～25

4. ひとを温かく迎える

(1) 観光ネットワーク

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光協会事業	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。	23～25

(2) 観光施設及び周辺整備

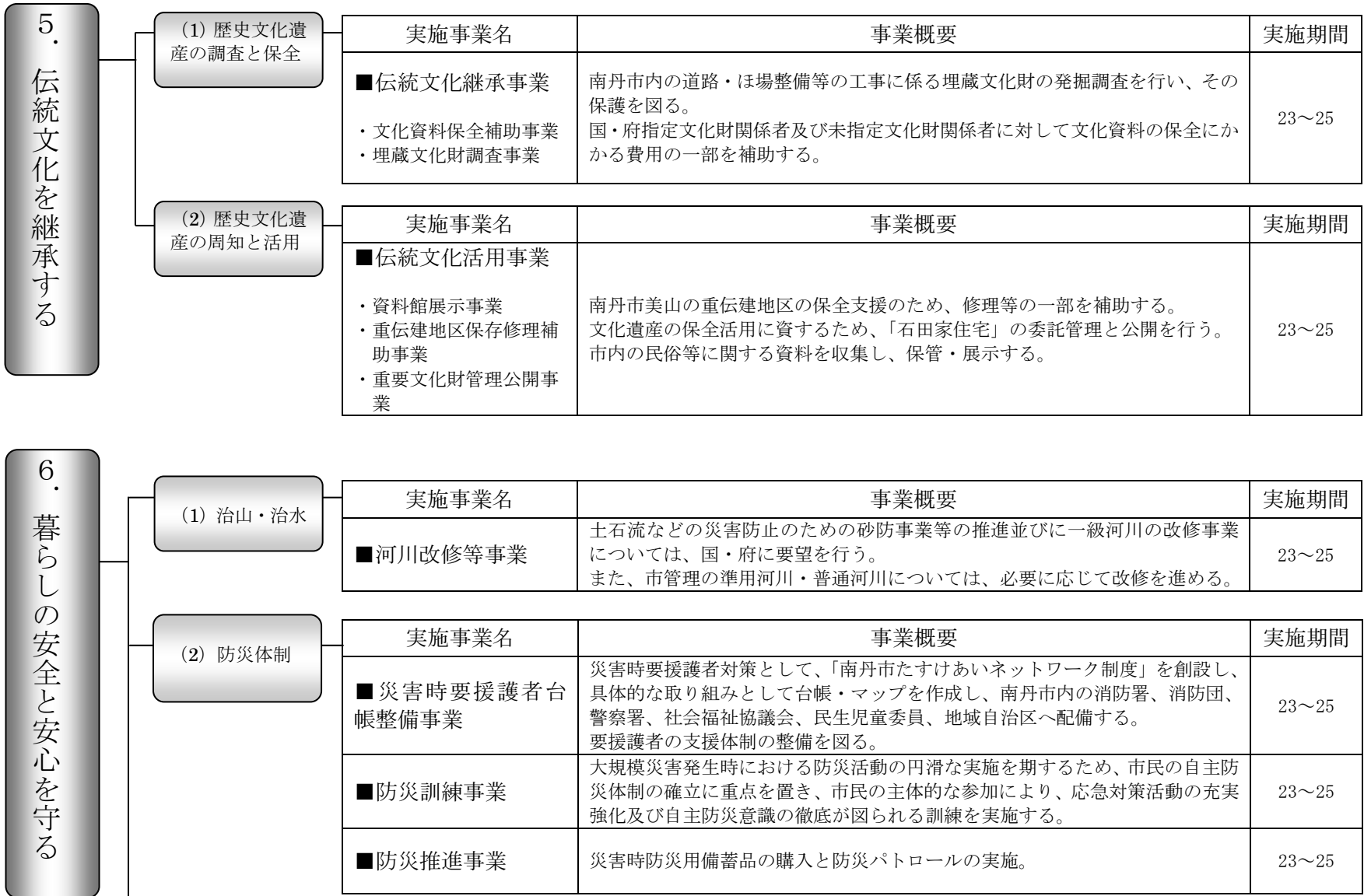
実施事業名	事業概要	実施期間
■ 美山かやぶき美術館管理運営事業	美山地域における文化・美術情報の発信拠点施設であるかやぶき美術館の管理運営を、指定管理委託で実施する。 美山地域の特長であるかやぶき屋根の施設であり、周辺の景観環境整備と、魅力の向上のため、必要な修繕を行う。	23～25

(3) イベント運営

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光イベント振興事業	市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。	23～25
■ 地域振興イベント開催支援事業	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。	23～25

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 情報発信とPR	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 観光宣伝事業	全国的に知名度があり、旧町の中でも先進的な観光地として事業を行ってきた美山のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸とした市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。	23～25
(5) 温泉の活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ スプリングスひよしリニューアル事業	リニューアルと合わせ、健康増進施設の充実と目玉となるような設備を取り入れた施設整備を行い、南丹市の観光振興を図っていく。	23～25
	■ スプリングスひよし管理運営推進事業	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。	23～25
	■ 観光施設管理事業	温泉スタンドの維持管理等を行う。	23～25
(6) 観光漁業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 内水面漁業振興対策事業	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。	23～25
(7) 交流事業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 山村留学事業	南丹市美山山村留学センター（四季の里）を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。	23～25
	■ 都市と農村との交流事業	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。	23～25



第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 防災情報システムと防災設備	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 消防施設等整備補助事業	自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。	23～25
	■ 消防資機材・水利整備事業	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものから更新する。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。	23～25
	■ 防災ハザードマップ作成事業	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。	23～24
	■ 防災行政無線整備事業	防災情報、災害時の情報及び一般行政情報等の伝達を迅速に行うため、デジタル防災行政無線施設を整備する。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を防災行政無線に接続し、緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の時間的余裕のない緊急情報を市民に瞬時に伝達する。	23～24
(5) 防犯対策	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 防犯・暴力追放等取組支援事業	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。	23～25
(6) 消費者保護	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 消費生活啓発事業	消費者被害の未然防止として、チラシ等による啓発を行うとともに、各支所において被害にあった場合の相談の受付・対応、消費生活安全センターなど専門の関係機関との連携を図る。 相談担当職員の対応能力向上のため研修に参加する。 出前講座（振興局・国民生活センターなど）の利用により消費者の知識向上を図る。	23～25
(7) 交通安全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 交通安全推進事業	小・中学生等の通学時における交通指導及び交通安全啓発を行う。	23～25
	■ 除雪機械購入事業	積雪観測員（6箇所）の配置により、積雪深が概ね10cm以上の場合に、除雪計画で定められた路線について作業を実施する。雪寒地域における道路の通行確保のため、除雪ドーザー車両を計画的に購入する。	23～25

第3章 人・物・情報を高度につなげる

1. 高速移動の網を広げる

(1) 広域アクセスの強化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 広域アクセス道推進事業	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。	23～25

2. 鉄道をさらに便利にする

(1) JR山陰本線の複線化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ JR山陰本線利用促進事業	JR山陰本線京都園部間の複線化が22年3月に完成。今後も、園部駅以北における複線化実現に向けた要望活動、利用促進事業等を実施する。	23～25

(2) 鉄道を活かしたまちづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 駅周辺整備・管理維持事業	JR園部駅利用者の利便性を高める都市施設の維持管理とともに駅周辺の美化に努め、JR園部・八木駅の自転車利用者の利便性を高めるための駐輪場の管理を行い、放置自転車の排除等を行なう。	23～25

第3章 人・物・情報を高度につなげる

3. 安全で快適な主要道路をつなぐ

(1) 広域幹線道路		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 広域幹線道路整備促進事業	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。	23～25
(2) 地域幹線道路		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 都市計画街路事業	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・ 上本町佛大線外 1 線 ・ 内環状線 ・ 栄小山東町線外 2 線 ・ 八木環状線 ・ 美園栄町線	23～25
		■ 道路新設改良事業	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。また、その他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・ 社会資本整備総合交付金事業 3 路線 ・ 地方特定道路整備事業 4 路線 ・ 過疎対策事業 2 1 路線 ・ その他道路事業 2 路線	23～25
(3) 安全で快適な道づくり		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 道路・橋梁維持管理事業	市管理道路の維持管理は、道路付属施設も含め緊急度・通行量等を考慮して、優先順位を検討し計画的に実施する。また、除雪については道路除雪計画に基づき、管内の幹線道路の除雪及び融雪剤散布を行う。	23～25

4. 誰もが安心なシステムをつくる

(1) バス交通	実施事業名	事業概要	実施期間
	■バス運行事業 ・スクールバス運行事業 ・市営バス運行事業 ・生活路線バス運行事業	生活交通確保のためバス運行及び委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。 小中学生の通学のためのスクールバスを運行する。	23～25

5. 双方向の情報通信基盤をつくる

(1) 情報基盤	実施事業名	事業概要	実施期間
	■地域情報通信基盤整備事業	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。	23～25
	(2) 情報提供	実施事業名	事業概要
■情報提供推進事業	地域情報化計画の策定及び見直しを行う。 CATV自主制作番組の充実及びホームページによる番組の動画配信を行う。 その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。	23～25	
(3) 情報環境	実施事業名	事業概要	実施期間
	■情報リテラシー推進事業	パソコン講習会の実施等を行い、情報通信ネットワークの利活用を推進する。	23～25

6. にぎわいの市街地をつくる

	実施事業名	事業概要	実施期間
(1) 都市計画	■都市計画策定事業	市街化区域内の土地利用計画を進めるにあたり、生産緑地指定業務、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定業務を進める。	23～25
(2) 商業	■経営改善普及事業	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るため、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。	23～25
	■商工振興助成事業	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。	23～25
(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進	■雨水排水事業	近年、頻繁に起こる短時間の集中豪雨により市街地の浸水被害が多く、これを未然に防止するための排水路整備を行なう。	23～25
	■土地区画整理事業	中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺の新たな市街地整備推進により、雇用の創出、定住人口の増加を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・本町土地区画整理事業 A=2.5ha ・内林町土地区画整理事業 A=23.0ha ・吉富駅西土地区画整理事業 A=22.8ha ・八木駅西土地区画整理事業 A=10.5ha ・小山東町土地区画整理事業 A=17.3ha 	23～25
(4) 身近な公園緑地	■都市計画公園事業	市街地において、魅力ある公園の整備を進め、地域のコミュニティや快適な居住空間を提供する公共空間として計画的に公園整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・横田公園、小山東町公園、内林町公園、八木東公園 	23～25

--第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く-----

1. 共に生きるまちづくりを進める	(1) 人権啓発の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 児童老人会館管理運営事業	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	23～25
		■ 人権教育・啓発事業	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。	23～25
	■ 地域センター推進事業	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	23～25	
	(2) 男女共同参画社会の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 男女共同参画推進事業	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。 また、新規事業として女性相談事業を行い、多様な女性の悩みや相談に対応することとした。	23～25
	(3) 虐待事象への対応	実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進める。	23～25
			■ 要保護児童対策事業	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童、要支援児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置、その機能を果たす。 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催し情報の共有、援助方針を確認する。研修等も開催。)

2. 住民自治の地域づくりを進める

(1) 地域との協働の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■自治振興組織推進事業	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援	23～25

(2) 地域づくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■自治振興会館整備事業	老朽化した自治振興会館の整備を行う。	23～25
■自治振興補助事業	行政区が主体となっていく事業（集会所の新築や改築、公園等の新設や改良、地域組織の基盤構築等）に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。	23～25
■集落活性化支援事業	少子高齢化が著しく進み集落の維持・再生が困難な集落を支援するため、集落支援員を設置し集落維持・再生に繋がる活動を展開する。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。	23～25
■総合振興計画策定事業	南丹市の10年後を展望した南丹市総合振興計画基本構想の達成のため、前期基本計画の中間見直しのうえに立ち、審議会の協議やより多くの市民意見を取り入れながら、後期基本計画を策定する。	23～24

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

3. 多様な担い手のパートナーシップを育てる

(1) 協働と市民参画の仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ パートナーシップ推進事業	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、参加や協働の方針を明記する実施計画の策定を行い、市民に情報提供する。 また、市民参加や協働の適切な推進のため、条例に基づく第三者機関を設置し、市民とともにつくるまちの仕組みを定着させて自立した活力ある地域づくりを推進する。	23～25
(2) 政策決定や計画段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 審議会等市民参画推進事業	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。	23～25
(3) 実施段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ まちづくり活動支援事業	「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」により、主体的な市民活動への支援を行い、地域課題の解消や魅力あるまちづくりの推進など、市民が持つ様々な能力を発揮し、積極的に公共の担い手として活動できる仕組みをつくる。	23～25
(4) より多くの市民参画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 広聴活動事業	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	23～25
(5) 南丹市達人バンク（仮称）の設置	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 達人バンク推進事業	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みづくりを行うとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。	23～25

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

4. 大学等と連携し、 ともにもちまちをつくる

(1) 連携のための 仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■産官学公連携協議会推進事業	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。	23～25

(2) ともに育む 「教育のまち南丹市」	実施事業名	事業概要	実施期間
	■佛教大学連携事業	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。	23～25

5. 未来を担う人づくりを進める

(2) 産業を担う 人材育成のための 支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■新規就農支援事業	研修を必要とする新規就農志望者に対し、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。	23～25
	■担い手養成実践農場整備事業	新規就農希望者に対し、ソフト面とハード面との両方の観点から、技術取得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」の整備を支援することにより、現在の懸案事項である担い手不足、耕作放棄地の解消を図る。	23～25
	■農地利用集積事業	農業生産法人や認定農業者が、「南丹市農業経営基盤強化基本構想」に位置づける、「農地集積円滑化団体」を通じて、農用地に対し面的に利用権設定された農地の面積に応じて交付金を交付することにより、営農基盤の強化、経営の安定化を図るとともに、地域内での耕作放棄地の発生の予防と解消を図る。	23～25

(3) 地域とまち を担う人材育成 のための支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■まちづくり活性化支援事業	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。	23～25
	■国際交流事業	適切な国際感覚を養うため、市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流組織の活動を支援する。	23～25

6. 行財政改革を推進する

	実施事業名	事業概要	実施期間			
				(1) 情報公開と電子自治体の構築		
	■ 広報広聴推進事業 ・ ホームページ充実事業 ・ 広報充実事業	広報誌やお知らせ、ホームページ、CATVなどを活用して、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を実施する。	23～25			
	■ 電子自治体推進事業	庁内各業務システムの管理運営を通じて、南丹市の電子自治体化を推進する。	23～25			
	実施事業名	事業概要	実施期間			
				(2) 効率的な行財政運営		
				■ 活性化推進基金	新市建設計画の財政計画で位置づけられた「合併市振興基金」を上限額 24 億円まで積み立てる。 平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年度間で 4 億円ずつ積み立てる。(4 億円×6 年度)	23～25
				■ 行政評価推進事業	・ 事業評価、施策評価の過程において、施策目標の達成に向けた議論ができ、効率的で効果的な事業展開を進める。 ・ 公益法人等改革の方向性を導く。	23～25
				■ 諸証明発行サービス事業	住民票の写し等の証明書交付事務を市内 6 ヶ所の郵便局において取り扱う。	23～25
■ 未利用財産の適正管理及び処分	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。	23～25				
	実施事業名	事業概要	実施期間			
				(3) 行政サービスと職員の資質向上		
	■ 職員研修事業	・ 様々なテーマ設定による、独自の庁内研修（全体及び階層別）の企画、実践 ・ 職場外研修への職員の積極的な派遣	23～25			
	実施事業名	事業概要	実施期間			
				(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備		
	■ 庁舎整備検討事業	庁舎の耐震診断を実施するとともに、(仮)市役所本庁舎整備検討委員会を設置し、庁舎の整備方針・整備方法等を検討する。	23～24			

3. 個別事業計画書

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	にこにこ育児推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度					
現状の課題	子育てすこやかセンター事業などを通じて、育児講座等を実施しているが、より充実させる必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			1,011
			平成23年度	育児教室、育児パパ講座、子育てフォーラムの開催	育児不安が軽減する。	400
			平成24年度	育児教室、育児パパ講座、子育てフォーラムの開催	育児不安が軽減する。	400
具体的な実施内容	育児不安などを解消し、安心して子どもを育てることができるよう、子育て講座や子育てフォーラムを開催する。					
事業の目的	安心して子どもを育てるための環境づくりとして、講座等を通じて、育児不安などを解消を図る。					
事業の効果	育児不安が軽減する。					
			平成25年度	育児教室、育児パパ講座、子育てフォーラムの開催	育児不安が軽減する。	400

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	ファミリー・サポート事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市次世代育成支援行動計画			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(1)地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	両親ともに就労する家庭等の増加により、保育ニーズが多様化。通常保育事業ではまかなえない一時的、短期的、多様なニーズに対応した保育支援が求められている。		平成22年度 予算現額			7,791
			平成23年度	会員獲得への取組(広報・宣伝活動)登録・マッチングの実施相互援助活動の実施及び管理	会員の拡大 会員ニーズにそった援助活動の実施	7,700
			平成24年度	会員獲得への取組(広報・宣伝活動)登録・マッチングの実施相互援助活動の実施及び管理	会員の拡大 会員ニーズにそった援助活動の実施	7,700
			平成25年度	会員獲得への取組(広報・宣伝活動)登録・マッチングの実施相互援助活動の実施及び管理	会員の拡大 会員ニーズにそった援助活動の実施	7,700
具体的な実施内容	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行う人(提供会員)を募集・登録し、アドバイザーが仲介して有償で会員相互の援助活動を行う。(社会福祉協議会に運営委託)					
事業の目的	市民参加で子育て家庭の多様な保育ニーズに対応し、地域での子育て支援の充実を図る。					
事業の効果	地域での子育て力の向上を図り、安心して子育てできる環境に資する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	家庭教育支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		「家庭教育支援総合推進事業」実施委託要綱			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	都市化、核家族化および地域における地縁的なつながりの希薄化等による家庭の教育力の低下が指摘される現状では、更なる家庭教育支援の必要性が高まっている。		平成22年度 予算現額			163
			平成23年度	市内の各幼・小・中学校においての家庭教育学級の実施	市内の全ての幼・小・中学校において実施	163
			平成24年度	市内の各幼・小・中学校においての家庭教育学級の実施	市内の全ての幼・小・中学校において実施	163
			平成25年度	市内の各幼・小・中学校においての家庭教育学級の実施	市内の全ての幼・小・中学校において実施	163
具体的な実施内容	親が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参画を促進する。市内の各幼・小・中学校において家庭教育学級を実施する。					
事業の目的	こどもの成長段階に応じた家庭教育の重要性について、親が認識しあえるように促し、今後の子育てに役立てる。					
事業の効果	家庭が子どもにとって安らぐ場所になっているか見つけなおす。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育てすこやかセンター事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子育てすこやかセンター条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市子育てすこやかセンター運営規則			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化、核家族化の進展により、家庭内で子育てに関する知識が希薄になり、保護者の子育てに対する不安や負担が大きくなってきており、今の児童を取り巻く社会環境の中で児童、子育て家族の支援が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,898	
			平成23年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	1,898
			平成24年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭に乗って身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	1,898
			平成25年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭に乗って身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	1,898
具体的な実施内容	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成、さらには保健師や学校等と連携し地域子育てセンターを各地域に設置するなど、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進する。					
事業の目的	南丹市子育てすこやかセンターは、低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援等を目的としている。					
事業の効果	本市全体の保育力の向上につながる取り組みを推進するもの。相談所なども連携を図りながら、子育て支援活動を展開している。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育て応援ボランティアバンク事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	子育てボランティアや子育て活動グループがそれぞれに活動しており、支援が一体化されていない。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	登録制度の具現化 サービス開始	サービスの提供	1,000
			平成24年度	サービスの実施	サービスの提供	1,000
			平成25年度	サービスの実施	サービスの提供	1,000
具体的な実施内容	ボランティアや活動グループを登録し、必要などきに必要の支援が提供できるようコーディネートができる体制をつくる。					
事業の目的	必要などきに必要の支援を提供する。					
事業の効果	子育てを支援する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	就学前幼児読書環境充実事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	保育所運営費の中で、図書の整備に努めているが、十分ではない。		平成22年度 予算現額			4,000
			平成23年度	読み聞かせの実施	情緒や言葉の発達とともに、家庭内のコミュニケーションが図れる。	0
			平成24年度	読み聞かせの実施	情緒や言葉の発達とともに、家庭内のコミュニケーションが図れる。	0
			平成25年度	読み聞かせの実施	情緒や言葉の発達とともに、家庭内のコミュニケーションが図れる。	0
事業の目的	保育所、子育てすこやかセンター等に各種図書等を整備し、就学前幼児に読み聞かせ等を実施することで、早い段階から読書に対する関心を喚起し、就学前教育の推進を図る。					
事業の効果	読書への関心が高まり、情緒の発達や言葉の発達が期待されるとともに、家庭内においても親子のコミュニケーションが深まる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年活動事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		京のまなび教室推進事業補助金交付要綱			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	未来の日本を創る子どもを社会全体で育むことを目的として平成16年度から委託事業として実施してきた「放課後子ども教室推進事業」が3年間の事業年度を終え、19年度からは補助事業として実施している。		平成22年度 予算現額			624
			平成23年度	ものづくり 環境活動 共同作業 三世代交流	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援を行う。	624
			平成24年度	ものづくり 環境活動 共同作業 三世代交流	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援を行う。	624
			平成25年度	ものづくり 環境活動 共同作業 三世代交流	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援を行う。	624
具体的な実施内容	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むことを目的として地域の指導者(学習アドバイザー等)と連携して実施している。 事業内容は、ものづくり、環境活動、共同作業、三世代交流等である。					
事業の目的	こどもの居場所づくり					
事業の効果	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援が行える。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	母子生活支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市母子生活支援施設入所に要する費用の徴収に関する規則			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	母子家庭の児童の福祉を支援するため、母子を施設に入所させる必要がある。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する必要がある。		平成22年度 予算現額			4,177
			平成23年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申し込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	4,177
具体的な実施内容	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申し込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。		平成24年度	母子家庭やこれに準ずる家庭の児童が養護に欠ける場合、申し込みにより母子寮等に入所させる。 一人親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	4,177
事業の目的	ひとり親家庭等の生活を支援する。		平成25年度	母子家庭やこれに準ずる家庭の児童が養護に欠ける場合、申し込みにより母子寮等に入所させる。 一人親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	4,177
事業の効果	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	子育て支援医療費助成事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	京都子育て医療費助成条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市すこやか子育て医療費助成条例			
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	保護者にとって、乳幼児や児童・生徒の発病や怪我などに対する不安は大きく、安心して医療を受けられる体制が強く望まれている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		62,878	
			平成23年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する	62,878
			平成24年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する	61,910
			平成25年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する	61,910
具体的な実施内容	乳幼児と児童・生徒等の医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。					
事業の目的	乳幼児、児童・生徒の医療費を助成することにより、保護者等が安心して子どもを産み育てることができる社会を築く。					
事業の効果	医療費に係る保護者の自己負担額が小額で済むため、児童の健康の保持及び増進が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育て手当等支給事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子育て支援条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市子育て支援条例施行規則			
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	急激な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化している状況で子育て支援を推進するための施策が重要である。		平成22年度 予算現額			75,296
			平成23年度	出産祝の支給 入学祝の支給 子育て手当の支給	次世代育成支援策の充実	75,296
			平成24年度	出産祝金の支給 入学祝金の支給 子育て手当の支給	次世代育成支援施策の充実	75,296
			平成25年度	出産祝金の支給 入学祝金の支給 子育て手当の支給	次世代育成支援施策の充実	75,296
具体的な実施内容	子育て世帯への支援として、「子宝祝金支給事業」「入学祝い金支給事業」「子育て手当支給事業」を実施する。					
事業の目的	父母その他保護者は子育てについて最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもを生み、育てることのできる環境を整備し、家庭生活を支援する。					
事業の効果	子育て世代を経済的に支援し、子育ての環境づくり、定住化に寄与している。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	不妊治療費給付事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市不妊治療給付事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	少子化が進むひとつの原因に不妊の増加が挙げられる。不妊に悩む夫婦は増加しているが、不妊治療に係る費用負担は大きい。		平成22年度 予算現額			1,200
			平成23年度	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき5万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき5万円まで	申請者 34件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 出生数が増える。	1,200
具体的な実施内容	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成する。		平成24年度	不妊治療に要する保健診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき5万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき5万円まで	申請者 34件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 出生数が増える。	1,200
事業の目的	不妊で悩む夫婦の経済負担の軽減を図る。		平成25年度	不妊治療に要する保健診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき5万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき5万円まで	申請者 34件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 出生数が増える。	1,200
事業の効果	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	母子医療費支給事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	母子等に対し医療費を支給することによって、福祉の増進を図る。合併により制度を拡大して運用しているが、受給者数及び給付費が増加しており、今後も増加することが予想される。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		20,806	
			平成23年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	20,806
			平成24年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	22,350
			平成25年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	22,350
具体的な実施内容	母子等が医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、母子世帯の経済的負担を軽減する。					
事業の目的	母子家庭に対し医療費を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。					
事業の効果	安心して医療を受けることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	病児・病後児保育事業	細事業名	新継区分	新規事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(3)多様な保育の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度					
現状の課題	保育所入所児童の発病時等に保育ができる施設・体制がなく、保護者が仕事を休まざるを得ない状況がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	南丹病院、医師会等との協議	病児・病後児保育の実施に向けた方向性を定める。	0
			平成24年度	南丹病院、医師会等との協議 必要な体制の検討 施設の実施設計	実施に向けた体制を定める。	5,000
具体的な実施内容	病児・病後児保育ができる施設・体制を整備する。					
事業の目的	保護者の就労を保障する。					
事業の効果	病児・病後児保育の実施により、安心して育児と就労の両立ができる。		平成25年度	施設の建築	必要な施設・体制を確立する。	30,000

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育環境整備・幼保一元化促進事業	細事業名	新継区分	新規事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(3)多様な保育の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度					
現状の課題	日吉地域において、0・1・2歳児の年齢別保育を行うための施設が整備できていないことから、0歳児は日吉中央保育所、1・2歳児は胡麻保育所または興風保育所での保育となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度	予算現額		0
			平成23年度	胡麻保育所の増築(0・1歳児の保育室等)	年齢別保育が行える施設の整備	50,000
			平成24年度			0
具体的な実施内容	日吉中央保育所及び胡麻保育所に0・1・2歳児の年齢別保育が行える施設及び体制を整備する。 あわせて、認定子ども園等の事業展開を想定した施設整備を行う。 日吉中央保育所については、平成22年に実施予定。					
事業の目的	日吉地域での低年齢児の年齢別保育を行う。					
事業の効果	低年齢児の年齢別保育を行うことにより、保育の安全を確保すると共に、同年齢の集団による保育により、児童の健全な育成を目指す。				0	

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育所運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市立保育所条例			
	(3)多様な保育の推進		保育所保育指針			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	児童福祉法に基づき、保護者の委託を受けて昼間保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とした児童福祉施設の運営を行うことが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		111,877	
			平成23年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行き、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	111,877
			平成24年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行き、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	111,877
			平成25年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行き、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	111,877
具体的な実施内容	概ね平日8:30～16:30の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障がい児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。					
事業の目的	保育所の運営方針及び児童に対する処遇等のガイドラインは児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に基づいて運営され児童の健全な成長、発達に寄与する。					
事業の効果	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童育成する。その実現に向けて保育所の役割は更に重要となっている。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育所改修事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(3)多様な保育の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市内保育所のうち、耐震基準に適合しない保育所がある。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	八木東幼児学園、城南保育所の耐震補強工事	八木東幼児学園、城南保育所の耐震補強工事を行い、耐震強度を確保する。	77,000
具体的な実施内容	平成21年度に実施した保育所施設の耐震診断により、強度不足と判定された八木東幼児学園、城南保育所の耐震補強工事を実施する。		平成24年度			0
事業の目的	安心・安全な保育環境を整備する。		平成25年度			0
事業の効果	事業の実施により、大規模地震にも耐える安全な保育所になる。2				0	

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	すこやか学園管理運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立幼児の館「すこやか」条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(4) 就学前教育の充実化					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	少子化・核家族化の進む中、育児不安や子育ての悩みを抱えている親の姿があり、親自身が相談の場や友達を求めている状況である。懇談会・講演会・講習会等の学び合い・育ち合う場を提供し、親子の絆・親同士のつながりを深めることが必要。		平成22年度 予算現額			1,249
			平成23年度	親子の触れ合いの大切さや手作りの良さを伝える場や保護者の悩みに応じて相談活動の場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子の触れ合いの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,249
			平成24年度	親子のふれあいの大切さや保護者同士の仲間づくりの場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子のふれあいの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,099
			平成25年度	親子のふれあいの大切さや保護者同士の仲間づくりの場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子のふれあいの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,099
具体的な実施内容	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。親の子育ての悩みについて相談に応じる。					
事業の目的	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供し、人間形成の望ましい成長発達を促す。親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じ、子育ての楽しさ・大変さが実感でき、子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」を充実する。					
事業の効果	親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じることで、子育ての楽しさや大切さ・大変さが実感でき子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実が図れる。親子の触れ合いの大切さを知らせるとともに、豊かな心を育むことができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	幼稚園教育の推進	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校教育法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		学校教育法施行令			
	(4) 就学前教育の充実化					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	幼児教育の充実を図り、その後の「学び」に結び付ける取り組みを進める必要がある。また、安全で快適な教育環境を整えなければならない。	平成22年度 予算現額			37,081	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	37,081
			平成24年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内の保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	37,081
			平成25年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内の保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	37,081
具体的な実施内容	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。					
事業の目的	あそびを中心とした生活を通して心豊かにたくましく「生きる力」を育成する。					
事業の効果	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	安心・安全の居場所づくり事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例			
	(5)放課後の子どもの育成の場づくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることにより、健全育成を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		45,144	
			平成23年度	放課後児童クラブの開設 放課後及び土曜日、長期休暇等	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	50,061
			平成24年度	放課後児童クラブの開設 放課後及び土曜日、長期休暇等	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	49,857
			平成25年度	放課後児童クラブの開設 放課後及び土曜日、長期休暇等	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	50,061
具体的な実施内容	保護者の就労等により放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることによりその健全育成を図る。 開設時間 平日:授業終了時から午後6時まで 土曜日・学校の長期休業期間・学校振替休業日: 午前8時から午後6時まで					
事業の目的	未来の日本を創る子どもを社会全体で育むことを目的とし、保護者の就労等により放課後の家庭保育に欠ける児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることによりその健全な育成を支援する。					
事業の効果	放課後児童クラブ開設により当該児童の全育成を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	育児支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	次世代育成支援対策推進法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市次世代育成支援行動計画			
	(6)多様な支援の一体的な推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	出生数が減少する中、子育てに悩みながら孤立する母子、発達障がいなどの課題を抱える子ども、虐待など、子育ての課題が大きく複雑化する中、より専門的な支援が求められている。		平成22年度 予算現額			5,137
			平成23年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	5,137
			平成24年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	5,137
			平成25年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	5,137
具体的な実施内容	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室を実施する。 子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、小集団での遊びの教室を行う。					
事業の目的	子どものすこやかな成長、発達を促し、子育てを支援する。虐待の未然防止。					
事業の効果	家庭・地域の子育てする力をはぐくむ。 高度発達障がいなど従来支援から外れてきた対象を支援する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	地域子育て支援事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子育てサポート派遣事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(6)多様な支援の一体的な推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化や核家族化、近隣住民との関係の希薄化により子育て家庭が孤立化するなどし、地域での子育て力が低下してきている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,603	
			平成23年度	子育てサポーター派遣事業 子育て広場等催し(子育て支援センター事業)の実施 ショートステイ事業(児童福祉施設での短期児童養育支援)	地域での子育て力の向上と子育て世代への養育支援に寄与する。	4,603
			平成24年度	子育てサポーター派遣事業 子育て広場等催し(子育て支援センター事業)の実施 ショートステイ事業(児童福祉施設での短期児童養育支援)	地域での子育て力の向上と子育て世代への養育支援に寄与する。	4,603
			平成25年度	子育てサポーター派遣事業 子育て広場等催し(子育て支援センター事業)の実施 ショートステイ事業(児童福祉施設での短期児童養育支援)	地域での子育て力の向上と子育て世代への養育支援に寄与する。	4,603
具体的な実施内容	親の病気や出産等による一時的な養育支援として、子育てサポーターの派遣や児童養護施設への短期入所を行う。 0歳から3歳の親子を対象とした広場事業等、子育て支援事業の開催。 子育てに関するフォーラム、講演会の開催。					
事業の目的	次世代育成支援として、子育て期にある家庭の養育支援を行う。地域、家庭の子育て力の向上を図り少子化対策にも寄与する。					
事業の効果	安心して子育てできる環境に資する					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	生きる力を育む学校教委育環境整備検討事業	細事業名	学校規模適正化検討事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(1) 学校規模の適性化					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	児童生徒数は年々減少する傾向にあり、学校の小規模化が進行している。施設の維持・耐震補強や改修計画ともかかわり、費用対効果を考え、適正な学校規模のあり方を検討する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		10	
			平成23年度	学校環境等を考える委員会の設置	委員会のまとめ(意見書)の作成	314
			平成24年度	検討委員会を設置	学校規模適正配置計画案の樹立	314
			平成25年度	学校適正配置計画公表	計画に基づく施設改修計画作成	3,150
具体的な実施内容	子どもたちの発達にとってよりよい教育環境での学びを基本に、児童・生徒数の状況に合わせた学校規模の適正化と適正配置について、学校規模の適正化・適正配置等を検討する委員会等を組織して協議を重ね、具体化を図っていく。					
事業の目的	より良い教育環境の整備・構築を図る。					
事業の効果	次代を担う子どもたちを、より良い教育環境の下で学ばせることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校図書館システム導入委託事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	園部地区を除く小・中学校の図書館はシステム管理が出来ておらず、検索、貸し出し等日々運用を手作業で行っている。園部地区では既に導入しているので、図書館環境の格差は大きい。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度			0
			平成24年度	学校図書館システムを市内市立小・中学校21校に導入する。	学校図書館の教育環境の改善	18,300
			平成25年度			0
具体的な実施内容	全地区統一のシステムを導入し、環境格差を是正し、利便性の向上を図る。					
事業の目的	全地区統一のシステムを導入し、環境格差を是正し、利便性の向上を図る。					
事業の効果	学校図書館環境の向上					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学力充実講師配置事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	基礎学力の定着と学力の向上を図るための手立てとして、児童生徒の実態に応じた学級編成が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		14,000	
			平成23年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着を図り、きめ細やかな指導を行う	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、基礎学力の積み上げと学力の向上に結びつく。	14,000
			平成24年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着を図り、きめ細やかな指導を行う	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、基礎学力の積み上げと学力の向上に結びつく。	14,000
			平成25年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着を図り、きめ細やかな指導を行う。	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、基礎学力の積み上げと学力の向上に結びつく。	14,000
具体的な実施内容	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導に資する。					
事業の目的	基礎学力の定着と学力の向上を図り、新学習指導要領が求める学力と、本市が期待する児童生徒像の確立に寄与させる。					
事業の効果	少人数学級の編成により、よりきめ細やかな指導が可能になり、基礎学力の定着と学力の向上に向けた体制整備が確立できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	教育研究委託事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市教育研究費委託金交付要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	学校教育の創造と魅力ある学校・園づくりや、学力の向上と人権教育を基礎とする学校生活の営みが行われるよう、小・中学校を通じた系統的・計画的かつ連続性を持った学習内容が望まれる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,416	
			平成23年度	卓越性を目指した学校作りに向け、創意工夫により児童生徒の豊かな力を育むことを長期目標とした「研究事業」を実施。長期目標との比較評価により、次期の方向性を検討。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討。	2,500
			平成24年度	卓越性を目指した学校作りに向け、創意工夫により児童生徒の豊かな力を育むことを長期目標とした「研究事業」を実施に関し、長期目標との比較評価により、次期の方向性を検討結果により事業内容を精査。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	2,500
			平成25年度	卓越性を目指した学校作りに向け、創意工夫により児童生徒の豊かな力を育むことを長期目標とした「研究事業」を実施に関し、長期目標との比較評価により、次期の方向性を検討結果により事業内容を精査。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	2,500
具体的な実施内容	幼・小・中学校の創意工夫により、以下の事業を対象とした研究事業を実施する。 ①卓越性を旨する「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 ④学びに向かわせる就学前教育の在り方					
事業の目的	具体的内容を進め、市教育の創造を図ることで、学校教育に対する市民の負託に応えること。					
事業の効果	各校の創意工夫により、地域性・児童生徒の状況に応じた卓越した教育内容が創出される。併せて、学校に対する支援としての効果と、特色ある学校教育に資することが期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校英会話事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	平成23年度からの新指導要領本格実施にむけて、小学校高学年の英語活動、中学校の英語教育は今後ますます拡充していく必要があり、今まで以上に児童生徒の英語による対話力の向上が求められている。	平成22年度 予算現額			9,000	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	南丹市内の小中学校に2名のALTを配置する。	・南丹市独自のレessonプランと英語ノートに関連付けた小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる対話重視の中学校英語教育の実施	10,366
			平成24年度	南丹市内の小中学校に2名のALTを配置する。	・南丹市独自のレessonプランと英語ノートに関連付けた小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる対話重視の中学校英語教育の実施	10,366
			平成25年度	南丹市内の小中学校に2名のALTを配置する。	・南丹市独自のレessonプランと英語ノートに関連付けた小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる対話重視の中学校英語教育の実施	10,366
具体的な実施内容	業者との委託契約により配置された外国語指導助手(ALT)が、日本人教員とともに児童生徒に対して英語を指導する。					
事業の目的	小学校での英語活動、中学校での英語教育において、特に英語による対話力の向上を目的として、英語を母国語とするALTが児童生徒に英語の指導をする。					
事業の効果	英語を母国語とするALTが児童生徒に英語を指導することによって、児童生徒が実践的な英語の発音や対話の方法を習得することができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校教育振興事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	教育基本法		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる		学校教育法		
	(2) 学校教育の充実		学校教育法施行令		
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	「生きる力」の育成を目指し、児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせる必要がある。	平成22年度 予算現額			53,284
		平成23年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図ること、及び、その向上度の検証により、次期中期的展望とその方策を検討する。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を主眼においた学校との連携した取組により、市民の負託に応える。学力水準度を良好な経緯をもって推移させることができる。	72,138
		平成24年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図ること、及び、その向上度の検証をサイクルにより恒常的に展開する必要がある事業として、前年度までの実績を踏まえ、次期の展望とその方策を検討する。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を主眼においた学校との連携した取組により、市民の負託に応える。学力水準度を良好な経緯をもって推移させることができる。	64,000
		平成25年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図ること、及び、その向上度の検証により、次期中期的展望とその方策を検討する。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を主眼においた学校との連携した取組により、市民の負託に応える。学力水準度を良好な経緯をもって推移させることができる。	55,000
具体的な実施内容	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。併せて、各種調査により向上度の検証を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成することから、生きる力の育成に寄与する。				
事業の効果	学力の充実・向上を推進し、児童生徒1人ひとりの個性、能力の伸長が図れ、内外で活躍する人材の育成に寄与できる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校通級指導教室事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市通級設置要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	今日、特別支援教育に係る体制(法改正含む)の充実が求められ、これに対する事業展開と体制が必要とされる。		平成22年度 予算現額			1,873
			平成23年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	2,010
			平成24年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	2,042
			平成25年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,990
具体的な実施内容	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする児童・園児・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。 本教室のコーディネーターは、本市学校・園・所のリーダー的コーディネーターとして、特別支援教育の先導的役割を担っている。					
事業の目的	様々な障がいの程度・種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。					
事業の効果	障がい程度・障がい種類に応じた特別支援により、教育の保障が図れる。また、教育相談事業を通じて早期支援が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課、教育委員会 学校教育

(単位:千円)

事業名	生きる力を育む学校教委育環境整備検討事業	細事業名	中学校給食課題検討事業	新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校給食法		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる				
	(2) 学校教育の充実				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	住民ニーズや食育の観点から、中学校給食を実施するための課題を明らかにし、その課題解決に向けた検討が求められている	平成22年度 予算現額			10
		平成23年度	中学校給食の実施に向けた検討委員会の設置	中学校給食の実施に向けた検討委員会を設置し実施に向けた具体的な手法を方向付ける。	100
		平成24年度	必要な施設設備に係る調整及び設計を行う。	中学校給食の実施に向けた環境整備を行う。	3,200
		平成25年度	中学校給食に必要な施設整備を図る。 エレベーター2台、配膳室3室	学校給食実施のための環境整備	48,500
具体的な実施内容	中学校給食を実施するための課題を明らかにし、その課題解決に向けた検討を中学校教育関係者を中心に行う	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	中学校給食実施に向けた課題の検討				
事業の効果	中学校給食の実施に向けた課題解決の方向付け				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	特別支援教育支援員配置事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる				
	(2) 学校教育の充実				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	様々な障がいのある児童生徒が在学している現状において、特に通常学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒について、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことが求められている。	平成22年度 予算現額			10,850
		平成23年度	①平成22年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の学習困難を克服するための指導による教育的効果	10,850
		平成24年度	①平成23年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の学習困難を克服するための指導による教育的効果	10,850
		平成25年度	①平成23年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の学習困難を克服するための指導による教育的効果	10,850
具体的な実施内容	学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	左記、具体的内容により、特別支援教育の推進を図り、障がいのある児童生徒に対する、障がい上の困難を克服する教育的効果を目指す。				
事業の効果	障がいのある児童生徒への支援により、より細かな教育的配慮により、特別支援教育の推進と、学校全体の支援体制の確立が図れる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	教育施設整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(3) 学習施設と設備の整備		南丹市小学校及び中学校の管理運営に関する規則			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	経年による老朽化によって改修や耐震化が必要な施設の整備を順次進めて行く必要に迫られており、児童・生徒の安心・安全を確保する施設づくりのためには、小・中学校施設の改修や補強が必要不可欠となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		3,500	
			平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強計画(新庄小学校・富本小学校・胡麻郷小学校屋内運動場、八木中学校校舎・屋内運動場) ・耐震補強設計(富本小学校校舎) ・改築実施設計(胡麻郷小学校屋内運動場) ・改築工事(美山中学校校舎) 	教育環境の整備	339,000
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強計画(大野小学校校舎、八木小学校・知井小学校・八木中学校屋内運動場) ・耐震補強設計(新庄小学校・富本小学校・吉富小学校屋内運動場、八木中学校校舎) ・耐震補強工事(富本小学校校舎) ・改築工事(胡麻郷小学校屋内運動場) 	教育環境の整備	422,000
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強設計(大野小学校校舎、八木小学校・知井小学校屋内運動場) ・耐震補強工事(新庄小学校・富本小学校・吉富小学校屋内運動場、八木中学校校舎・屋内運動場) 	教育環境の整備	289,000
具体的な実施内容	安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。					
事業の目的	安心・安全を基本とした教育施設の良好な管理。					
事業の効果	次代を担う子どもたちを、よい良い教育環境で学ばせることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	通学対策事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市義務教育学校通学費補助金交付要綱		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる				
	(4)通学支援				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	遠距離通学児童生徒の保護者に対し、負担軽減を図るとともに、通学の安全を確保する必要がある。	平成22年度 予算現額			13,210
具体的な実施内容	遠距離通学のため、バス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。	平成23年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	13,210
事業の目的	遠距離通学者の保護者に対する経費の補助。	平成24年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	13,210
事業の効果	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	平成25年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	13,210

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき講座開設事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市公民館条例			
	(1)生涯学習拠点施設の充実		子どもの読書活動の推進に関する法律			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民に対して生涯学習の機会及び情報を提供することを通して、生活文化の振興・社会福祉の増進が求められている。		平成22年度 予算現額			3,357
			平成23年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催により、様々な分野の学びの場を提供する。	3,357
			平成24年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催により、様々な分野の学びの場を提供する。	3,357
			平成25年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催により、様々な分野の学びの場を提供する。	3,357
具体的な実施内容	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。					
事業の目的	様々な講座等を通じて生涯学習の推進を図るとともに、家庭教育の支援や地域社会への貢献をする。					
事業の効果	講座等の事業によりいつでもどこでも誰でも、学び、結び資質の向上を図り、それを通じてまちづくりをする。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会教育施設整備事業	細事業名		新継区分	新規事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法		
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる				
	(1)生涯学習拠点施設の充実				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	昭和30年初期の公民館施設であるため老朽化が著しい。また、緊急避難地となっているが耐震診断が行われていないことから計画的な改修を必要とする。	平成22年度 予算現額			0
		平成23年度	①園部公民館空調ブレーカー改修、非常用照明改修 ②美山文化ホール(事務室棟)屋根改修 ③日吉町生涯学習センター玄関前池等の改修	老朽化への改善対応や修繕の実施により安全性の確保を目指すとともに、今後における維持管理経費の軽減を図る。	16,151
		平成24年度	①園部公民館耐震診断、屋根防水事業 ②美山文化ホール(事務室棟)空調整備改修	・耐震診断による安全性の確認 ・施設管理上の不具合解消で維持管理経費の削減を図る	40,957
		平成25年度	①園部公民館耐震補強工事 ②八木公民館耐震診断 ③美山文化ホール(ホール棟)空調整備改修 ④美山文化ホール合併浄化槽から下水への配管変え工事	・耐震診断、耐震補強工事により安全性の確保 ・施設管理上の不具合解消で維持管理経費の削減を図る	35,500
具体的な実施内容	社会教育施設の大規模改修工事や、耐震診断・耐震補強工事を実施し、生涯学習拠点施設の充実を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	社会教育拠点施設のうち、経年劣化や法改正による不具合箇所の大規模改修を行い、生涯学習の推進に寄与する。				
事業の効果	老朽化した施設の整備により利用者の安心安全な社会教育活動に寄与する。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会教育関係団体支援・育成事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市補助金等の交付に関する規則			
	(2)生涯学習推進組織の育成強化		南丹市社会教育関係団体に対する補助金要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市における社会体育の発展を図るためには、社会体育関係団体の運営基盤の強化と事業の推進が必要な状況であり、社会教育関係団体に対する助成が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		3,440	
			平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	・社会体育団体の育成により、市民交流による相互理解が深まり、健全で生き生きとしたまちづくりの発展につながる。 ・海洋センター事業を実施することによりB&G財団から助成を受けることができ負担金以上の収入を見込むことができる。	3,440
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	・社会体育団体の育成により、市民交流による相互理解が深まり、健全で生き生きとしたまちづくりの発展につながる。 ・海洋センター事業を実施することによりB&G財団から助成を受けることができ負担金以上の収入を見込むことができる。	3,440
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	・社会体育団体の育成により、市民交流による相互理解が深まり、健全で生き生きとしたまちづくりの発展につながる。 ・海洋センター事業を実施することによりB&G財団から助成を受けることができ負担金以上の収入を見込むことができる。	3,440
具体的な実施内容	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。					
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育団体の育成 ・生涯スポーツ・地域スポーツ・競技スポーツの普及・振興・発展 ・子どもの体力向上、健全育成 					
事業の効果	補助金等の交付により、体育協会、スポーツ少年団、地域海洋センターへの活動支援を図る。具体的には次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツの振興 ・市民スポーツ、青少年スポーツの機会の提供 ・マリンスポーツの普及、振興等 					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会体育施設整備事業	細事業名	新継区分	新規事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	施設の老朽化に伴う権年劣化や耐用年数の経過による設備器機の故障など各施設で度々発生している現状があり、大規模な改修工事が必要な状況がある。	平成22年度 予算現額			0	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	①八木コミュニティ公園テニスコート改修工事・・・地盤改良と人工芝張替 ②園部海洋センター体育館改修工事・・・アリーナ床面の張替 ③長谷運動広場駐車場整備	安全安心で快適な施設利用を確保し、利用者の増加とスポーツ振興を図る。	40,000
			平成24年度	①八木運動公園テニスコート整備事業・・・アスファルトテニスコートのアスファルトを撤去しクレイコートに改修する。及び周辺フェンスの張替改修工事 ②長谷運動広場陸上競技場改修工事設計委託	安全安心で快適な施設利用を確保し、利用者の増加とスポーツ振興を図る。	15,000
			平成25年度	①長谷運動広場陸上競技場改修事業・トラック凸凹(水捌け)解消。競技種目ごとポイント整備。	安全安心で快適な施設利用を確保し、利用者の増加とスポーツ振興を図る。	23,000
具体的な実施内容	社会体育施設の大規模改修工事の実施					
事業の目的	利用者市民等の安全安心で快適な施設利用を確保すると共に施設をより長く活用できるようにすること。					
事業の効果	施設の目的である社会体育の振興をより発揮でき、耐用年数を経過している設備器機の改修により施設をより長く活用できる					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	体育施設利用促進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市社会体育施設条例			
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実		南丹市学校体育施設利用条例			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に運動と憩いの場を提供することで、市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため、市立社会体育施設の適切な維持・管理が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		58,559	
			平成23年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理 美山長谷運動広場の指定管理委託 八木体育施設の指定管理委託 園部・日吉の指定管理委託は未定	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深める。	58,559
			平成24年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理 美山長谷運動広場の指定管理委託 八木体育施設の指定管理委託 園部・日吉の指定管理委託は未定	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深める。	58,559
			平成25年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理 美山長谷運動広場の指定管理委託 園部・日吉の指定管理委託は未定	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深める。	58,559
具体的な実施内容	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。					
事業の目的	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。					
事業の効果	日常の施設利用者へのサービスにより、市民の生涯スポーツの振興、スポーツのできる場を提供している。夏季の子どもたちの楽しみと健康増進の場を提供している					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業	細事業名	生涯スポーツ振興事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		3,507	
			平成23年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	4,317
			平成24年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	4,317
			平成25年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	4,317
具体的な実施内容	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。					
事業の目的	スポーツを通じて市民の生活をより豊かにする生活文化と位置付け、生涯スポーツ推進事業を実施し、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。					
事業の効果	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業		細事業名	青少年スポーツ育成事業		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる						
	(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は、人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために不可欠なものであり、様々な事業の実施が求められている。		平成22年度 予算現額				483
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・プロ、実業団チームの協力による教室も開催	・小学生を対象にした教室の開催により、スポーツに親しむ機会を多く持つことにより、スポーツ好きな子どもの増加により、地域スポーツ・生涯スポーツの発展を図ることができる。	483
				平成24年度	・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・プロ、実業団チームの協力による教室も開催	・小学生を対象にした教室の開催により、スポーツに親しむ機会を多く持つことにより、スポーツ好きな子どもの増加により、地域スポーツ・生涯スポーツの発展を図ることができる。	483
				平成25年度	・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・プロ、実業団チームの協力による教室も開催	・小学生を対象にした教室の開催により、スポーツに親しむ機会を多く持つことにより、スポーツ好きな子どもの増加により、地域スポーツ・生涯スポーツの発展を図ることができる。	483
具体的な実施内容	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要・不可欠である。子どもの体力向上のため、以下の事業を実施する。						
事業の目的	子どもの体力の向上、運動能力の向上を図るため、スポーツの喜びを感じられるよう、事業を実施し、青少年スポーツ団体への参加を促進する。						
事業の効果	・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心も深まりつつある。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年自然文化体験活動	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		京のわくわく探検事業実施委託要項			
	(4)スポーツ・レクリエーション活動の振興					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	青少年犯罪が増加している現在、障がいのある児童と健常者が共に自然体験を通じ、協調性・連帯感を高め、自己の良さや価値を見直し、自尊感情を高めることが必要とされている。	平成22年度 予算現額			456	
		平成23年度	文化自然活動 自然体験学習	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。 休日や長期休暇等に季節に応じた事業(年間10回程度)の実施。	620	
			平成24年度	文化自然活動 自然体験学習	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。 休日や長期休暇等に季節に応じた事業(年間10回程度)の実施。	620
				平成25年度	文化自然活動 自然体験学習	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。 休日や長期休暇等に季節に応じた事業(年間10回程度)の実施。
具体的な実施内容	市内在住の児童(障がいのある児童を含む)に対し、休日や長期休暇中に、広く地域の人たちや他の子どもたちと交流する中で、様々な体験ができる機会を提供する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。					
事業の効果	自然体験の中で自分の五感を働かせながら、体全体で協調性や思いやり、忍耐力、表現力を養う。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	国民文化祭推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(5)文化芸術の振興					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	平成23年度に京都府で開催される国民文化祭の周知が薄く、市全体で取り組むための気運の盛り上がりがない。		平成22年度 予算現額			7,029
			平成23年度	「第26回国民文化祭・京都2011」の開催 ・美術展「工芸」 ・工房と里の秋めぐり「里の秋マップ」	幅広い市民の参画と、市外の来訪者の誘致を目指す。 国民文化祭参加者数 30,000人	8,000
			平成24年度			0
事業の目的	平成23年度に京都府で開催される国民文化祭の成功に向け、市民等の気運を高める。		平成25年度			0
事業の効果	国民文化祭が市民全体の取り組みとして実施できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年活動事業(ビートフェスティバル)	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(5)文化芸術の振興					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図ることが必要である。		平成22年度 予算現額			150
			平成23年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	180
			平成24年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	180
			平成25年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	180
具体的な実施内容	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会					
事業の目的	市内の小学校で学習している和太鼓サークルが一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたちの交流を図る。					
事業の効果	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	文化祭事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市公民館条例			
	(5)文化芸術の振興		南丹市日吉町生涯学習センター条例			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指すことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,071	
			平成23年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,071
			平成24年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,071
			平成25年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する	1,071
具体的な実施内容	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。					
事業の目的	南丹市における文化活動の振興を図る。各種文化団体の育成と郷土文化の向上に貢献する。					
事業の効果	多くの市民の展示、発表の場ができる。発表者と観客の交流により、地域文化活動の振興が見込まれる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	健康増進法		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		高齢者の医療の確保に関する法		
	(1)市民の健康づくりへの支援				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民健診の結果からメタボリックシンドローム予備軍・該当者が男性で4割ある。要介護原因疾患では、脳血管疾患・整形疾患・認知症が68%を占めている。	平成22年度 予算現額			102,399
		平成23年度	メタボリックシンドロームに着目したメタボ予防健診、特定健診、すこやか健診を実施。肝炎ウイルス感染の有無を調べる血液検査を実施。各がん検診の実施。 健康教育、健康相談の実施。 食改協等への支援。献血の実施。	各健診受診者数の増加。 健康づくり参加者数の増加	104,799
		平成24年度	メタボリックシンドロームに着目したメタボ予防健診、特定健診、すこやか健診を実施。肝炎ウイルス感染の有無を調べる血液検査を実施。各がん検診の実施。 健康教育、健康相談の実施。 食改協等への支援。献血の実施。	各健診受診者数の増加。 健康づくり参加者数の増加	105,262
		平成25年度	メタボリックシンドロームに着目したメタボ予防健診、特定健診、すこやか健診を実施。肝炎ウイルス感染の有無を調べる血液検査を実施。各がん検診の実施。 健康教育、健康相談の実施。 食改協等への支援。献血の実施。	各健診受診者数の増加。 健康づくり参加者数の増加	105,917
具体的な実施内容	命に係る心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病の早期発見・予防のために、また、要介護の原因ともなるので、受診勧奨、悪化予防のためにも、メタボリックシンドロームに着目した検査・問診等を実施している。 重い肝臓病の原因となるB・C型ウイルス感染の早期発見のため検査を実施している。 健診の結果から個別・集団で健康教室・健康相談を開催し健康づくりの実施。食改協等地区組織への支援。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	生活習慣病を予防し健康寿命を延伸することで、市民の健康で自立した生活を支援することができる。				
事業の効果	健康の保持増進・要介護状態の予防。結果として、医療費・介護保険料の抑制。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	母子保健事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	母子保健法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市妊婦健康診査実施要綱			
	(1)市民の健康づくりへの支援		南丹市母子栄養強化事業実施要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	子どもの生活習慣の乱れ、育児に悩む親、発達に課題を持つ子どもの増加が進む中、親子の課題を早期に発見し早期支援につなげることが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		28,208	
			平成23年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある)保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)の全戸訪問	28,208
			平成24年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある)保健師・栄養士等による法門指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)全戸訪問	28,208
			平成25年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある)保健師・栄養士等による法門指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)全戸訪問	28,208
具体的な実施内容	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の無料券を配付、牛乳を支給する。(牛乳の支給は所得制限がある)母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。					
事業の目的	母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図る。虐待の未然防止を図る。					
事業の効果	母性並びに乳幼児のすこやかな発育・発達がはかれる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	老人医療費支給事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市老人医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(1)市民の健康づくりへの支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	医療が容易に受けられない高齢者の福祉増進への対応が求められる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		57,969	
			平成23年度	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	57,969
			平成24年度	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	60,900
			平成25年度	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	63,900
具体的な実施内容	65歳以上70歳未満の方で、本人又は世帯の所得が一定の基準額以下の方を対象とし、かかった医療費の一部を助成する。					
事業の目的	医療が容易に受けられない高齢者に対し、医療費の一部を支給することにより、老人の福祉増進を図る。					
事業の効果	高齢者の医療費負担増を抑制することが出来る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	地域医療・保健体制確保事業		細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市診療所設置条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市地域医療活動助成金交付要綱			
	(2) 地域医療の充実			南丹市美山林健センター診療所設置及び管理に関する条例			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	へき地、過疎地域における医療機関を取り巻く環境は、医師の確保を始め、経営全般にわたり極めて厳しい状況が続いており、今後も引き続き地域医療の確保を図る必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		49,475	
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動に対する支援 ・市直営診療所(美山林健センター診療所)の運営 ・医師等確保のための奨学金貸付け 			平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動助成 ・南丹市美山林健センター診療所の管理運営 ・医師等確保のための基金造成 	へき地、過疎地域における医療の確保。	152,762
事業の目的	南丹市圏域の医療の提供体制を確立し、医療機関の医療活動の支援と、市民の健康の保持増進を図る。			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動助成 ・南丹市美山林健センター診療所の管理運営 ・南丹市美山診療所の施設改修等 	へき地、過疎地域における医療の確保。	96,790
事業の効果	安心して受けられる医療の確立が図れる。			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動助成 ・南丹市美山林健センター診療所の管理運営 	へき地、過疎地域における医療の確保	83,790

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校給食共同調理場配送車購入事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(3)食育及び食の安全確保						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	学校給食実施に必要な配送車が購入後相当年数が経過している。		平成22年度	予算現額			14,890
			平成23年度				0
具体的な実施内容	安心・安全の学校給食を継続するため、共同調理場配送車を計画的に更新する。		平成24年度	美山調理場配送車の更新(H9年購入分)	学校給食の安全性の確保が図れる。		7,445
事業の目的	配送車の計画的更新による学校給食の安全性の確保		平成25年度				0
事業の効果	学校給食の安全性が確保できる。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校教育における食育の推進	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校給食法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		学校給食法施行令			
	(3)食育及び食の安全確保		食育基本法			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現代社会の食生活については、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などに加え、「食」の安全についても問題が生じており、食生活の改善や安全の確保の面からも、「食」のあり方を学ぶことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		73,129	
			平成23年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	73,129
			平成24年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	73,129
			平成25年度	学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	73,129
具体的な実施内容	各学校での安心で安全な学校給食の提供。 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導。 給食関係者の衛生管理及び食育の推進。					
事業の目的	「食」に関する情報の提供など「食育の推進」や調理従事者の衛生意識の高揚を図る。					
事業の効果	児童の心身の健康を維持、増進することができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	有機農業・地産地消推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	有機農業の推進に関する法律			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		食育基本法			
	(3)食育及び食の安全確保					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	食品の安全への関心が高まる中、地域循環による有機農業や地産地消の取り組みが不足している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
			平成24年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
			平成25年度			0
具体的な実施内容	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援を行う。					
事業の目的	市民の食の安心と農業振興を図る。					
事業の効果	食の安全確保、農業振興に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	若者出あい応援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(4)若者定住へ向けた住環境の整備					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	未婚、晩婚化が進み、少子化が進行している。		平成22年度 予算現額			780
			平成23年度	民間による出会いの場の創設事業等への支援	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。	300
			平成24年度	民間による出会いの場の創設事業等への支援	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。	300
			平成25年度	民間による出会いの場の創設事業等への支援	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。	300
具体的な実施内容	少子化対策の一環として、未婚・晩婚が進む中で結婚や子育てへの意欲の向上を図り、婚姻による市内への定住を促進するため、若者の出会いの場づくりを推進する。					
事業の目的	結婚、子育てへの意欲の向上を図り、婚姻による市内への定住促進と出産、子育てを推進する。					
事業の効果	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 住宅課

(単位:千円)

事業名	住宅管理事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例			
	(4)若者定住へ向けた住環境の整備		南丹市営住宅駐車場条例			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	既存住宅で老朽化住宅が多くあるなかで、適切な維持管理が出来るように進める。 今後の課題として、南丹市営住宅マスタープランの作成を行っていく必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		63,790	
			平成23年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 308戸	35,840
			平成24年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 308戸	33,760
			平成25年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 308戸	33,760
具体的な実施内容	既存住宅の適切な維持管理を進める。					
事業の目的	良好な住宅を供給するために、住宅の維持管理を行うことで、住みよい住宅環境の保全を図る。					
事業の効果	良好な住宅を供給することにより、市民の生活基盤の向上、生活環境の保全を図り、住みよい住宅環境に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 住宅課

(単位:千円)

事業名	住宅耐震事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市建物耐震改修促進計画			
	(4)若者定住へ向けた住環境の整備					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	近年の地震では、住宅の倒壊により多数の人的被害がでています。倒壊した住宅の多くは、昭和56年以前に建てられ、現在の新耐震基準に適合していないものです。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	木造住宅耐震診断の実施 木造住宅耐震改修の実施	木造住宅耐震診断を10件の実施を目指す 木造住宅耐震改修を3件の実施を目指す	2,080
			平成24年度	木造住宅耐震診断の実施 木造住宅耐震改修の実施	木造住宅耐震診断を10件の実施を目指す 木造住宅耐震改修を3件の実施を目指す	2,080
			平成25年度	木造住宅耐震診断の実施 木造住宅耐震改修の実施	木造住宅耐震診断を10件の実施を目指す 木造住宅耐震改修を3件の実施を目指す	2,080
具体的な実施内容	旧耐震基準の一般木造住宅に関し、耐震診断に係る経費の大部分を市が負担する制度を設けることにより、自宅の耐震強度に関する住民の不安を軽減するとともに、その結果を踏まえ対策を講じてもらうことにより、地域全体の震災時の被害軽減につなげる。					
事業の目的	地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図り、木造住宅・建築物の耐震性の向上に資する。					
事業の効果	住民の不安を軽減するとともに、地域全体の震災時の被害軽減につなげる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	単身者住宅建築支援事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(4)若者定住へ向けた住環境の整備					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	単身者向け市営住宅が無く、定住促進が阻害されている。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度			0
			平成24年度	単身者住宅 1LDK(2戸×3棟=6戸)の建築支援	単身者の定住のための住環境が整備できる。	20,000
			平成25年度			0
具体的な実施内容	単身者向け住宅を整備しようとする事業体等に対して支援する。					
事業の目的	単身者の定住促進を図るため、単身者用住宅の建築を推進する。					
事業の効果	少子高齢化の進行に伴い地域力の低下が懸念される中、その対策の一つとして、若者定住を目的とした単身者定住を整備しようとする事業体等を支援することにより、地域の少子高齢化や地域の活性化が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	家族介護教室事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護が必要な高齢者の介護者負担の増大が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,000	
			平成23年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援向を進めるため、事業計画の広報等を行い、また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加を促進する。	1,000
			平成24年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援向を進めるため、事業計画の広報等を行い、また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加を促進する。	1,000
			平成25年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援向を進めるため、事業計画の広報等を行い、また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加を促進する。	1,000
具体的な実施内容	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。					
事業の目的	介護に関する相談や情報交換によって介護者を支援する。					
事業の効果	在宅における適切な介護の支援が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	家族介護者交流事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護疲れを増大させないため介護者の心身の元気回復が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,508	
			平成23年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。市全体での交流と地域単位での交流事業の組み合わせの工夫と介護者の会の支援を進める。また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加しやすい体制を図る。	1,508
			平成24年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。市全体での交流と地域単位での交流事業の組み合わせの工夫と介護者の会の支援を進める。また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加しやすい体制を図る。	1,508
			平成25年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。市全体での交流と地域単位での交流事業の組み合わせの工夫と介護者の会の支援を進める。また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加しやすい体制を図る。	1,508
具体的な実施内容	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。					
事業の目的	介護者の心身の元気回復を図るため。					
事業の効果	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	介護用品支給事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市家族介護用品支給事業実施要綱			
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護者の経済的負担の増加が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,500	
			平成23年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入を助成する。	介護者の経済的負担の軽減	1,500
			平成24年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入を助成する。	介護者の経済的負担の軽減	1,500
			平成25年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入を助成する。	介護者の経済的負担の軽減	1,500
具体的な実施内容	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。					
事業の目的	介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図る。					
事業の効果	介護者の経済的負担の軽減が図れた。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	在宅介護支援事業	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市家族介護慰労事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	在宅介護者は精神的・身体的負担が大きい。	平成22年度 予算現額			2,220		
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 23 年度	1 市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。 2 在宅介護家族の会へ活動補助金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	2,220	
				平成 24 年度	1 市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。 2 在宅介護家族の会へ活動補助金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	2,220
					平成 25 年度	1 市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。 2 在宅介護家族の会へ活動補助金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。
具体的な実施内容	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。また、在宅介護家族の会の活動に対し補助をする。						
事業の目的	高齢者を介護している家族の支援を図る。						
事業の効果	高齢者の在宅福祉の推進による、介護保険給付費の節減が図れる。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護相談員派遣事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市介護相談員派遣事業実施要綱			
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	介護サービスの質を向上するため、各施設へ相談員を派遣する必要がある。		平成22年度 予算現額			1,687
			平成23年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	2,128
			平成24年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	2,128
			平成25年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	2,128
具体的な実施内容	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。					
事業の目的	利用者の疑問や不満及び不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図る。					
事業の効果	施設における介護サービスの質の向上。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護予防活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の閉じこもりが課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		21,538	
			平成23年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	21,600
			平成24年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	21,600
			平成25年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	21,600
具体的な実施内容	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。					
事業の目的	高齢者等の自立的生活の助長、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上を図る。 その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。					
事業の効果	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	緊急通報体制等整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市緊急通報電話設置要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	高齢者独居世帯の緊急時の対応に不安がある。		平成22年度 予算現額			1,240
			平成23年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。	1,395
具体的な実施内容	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。		平成24年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図るため、24時間365日対応の新たなシステムを整備する。	5,000
事業の目的	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。		平成25年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図るため、24時間365日対応の新たなシステムを整備する。	5,000
事業の効果	市民の身近である地域において、見守りの強化が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	外出支援サービス事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の増加が課題となっている。	平成22年度 予算現額			38,250	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト車両の充実を図るなど移動手段の確保を行う。	48,348
			平成24年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト車両の充実を図るなど移動手段の確保を行う。	53,164
			平成25年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト車両の充実を図るなど移動手段の確保を行う。	58,864
具体的な実施内容	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。					
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。					
事業の効果	認知症予防や閉じこもり防止に効果があり、高齢者等の社会的参加に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	軽度生活援助サービス事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護給付の対象者にならないよう、保健師による訪問等で事業の啓発や見守りが必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,717	
			平成23年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	5,304
			平成24年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	5,834
			平成25年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	6,359
具体的な実施内容	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。					
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。					
事業の効果	軽易な生活援助を提供することにより、介護保険を使うことなく自立可。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	食の自立支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の増加に伴い今後益々配食の需要は高まるが、供給が不足している。また、見守りを兼ねているため緊急時の連絡体制の強化が望まれている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		26,600	
			平成23年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える	29,836
			平成24年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える	32,222
			平成25年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える	34,000
具体的な実施内容	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。					
事業の目的	高齢者の自立した日常生活を支援するための食生活改善と安否確認。					
事業の効果	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	訪問理美容サービス事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等の増加が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		125	
			平成23年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	125
			平成24年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	125
			平成25年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	125
具体的な実施内容	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。					
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。					
事業の効果	寝たきり高齢者等の衛生管理に有効。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	地域包括支援センター事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域福祉の総合相談窓口が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		34,750	
			平成23年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定のため、包括支援センターを2カ所設置。保健師等の専門職員を配置し、専門分野における連携・協働による機能強化を進めるとともに、迅速に対応できる体制を整備。	38,262
			平成24年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定のため、包括支援センターを2カ所設置。保健師等の専門職員を配置し、専門分野における連携・協働による機能強化を進めるとともに、迅速に対応できる体制を整備。	38,262
			平成25年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定のため、包括支援センターを2カ所設置。保健師等の専門職員を配置し、専門分野における連携・協働による機能強化を進めるとともに、迅速に対応できる体制を整備。	38,262
具体的な実施内容	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。					
事業の目的	地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する。					
事業の効果	被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう事業等に取り組む。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者グループホーム等整備支援事業	細事業名	新継区分	新規事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度					
現状の課題	現在市内にグループホーム等が不足しており、障がいのある方が安心して暮らせる環境にない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	障がいのある方が安心して自立した生活を送れる	5,000
			平成24年度	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	障がいのある方が安心して自立した生活を送れる	5,000
事業の目的	障がいのある方が自立した生活を送れる体制を整える					
事業の効果	障がいのある方が自立した生活を送れる		平成25年度	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	障がいのある方が安心して自立した生活を送れる	5,000

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業	細事業名	自立支援医療給付事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	身体障がい者の日常生活能力や職業能力を回復するために必要な医療を受けるための、個人負担を軽減するために必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		44,312	
			平成23年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	44,312
			平成24年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	44,312
			平成25年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	44,312
具体的な実施内容	身体障害者手帳交付を受けている18歳以上の方が、特定の医療(人工透析・ペースメーカー移植術・人工関節置換術など)を受ける場合に、医療費の一部を公費負担する。					
事業の目的	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得することを目的としている。					
事業の効果	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業	細事業名	重度心身障害老人健康管理事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市重度心身障害老人健康管理事業費支給条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	重度心身がいがい害老人にとって、医療費の負担が大き く、軽減と支援の施策が求められる。	平成22年度 予算現額			87,362	
		平成 23 年度	重度心身障害老人の健康を保持し、 もって障害者福祉の向上を図るため老 人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る。	87,362	
			平成 24 年度	重度心身障害老人の健康を保持し、 もって障害者福祉の向上を図るため老 人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る	88,000
				平成 25 年度	重度心身障害老人の健康を保持し、 もって障害者福祉の向上を図るため老 人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る
具体的な実施 内 容	後期高齢者医療被保険者で、一定の障がいがあると認 定された65歳以上の方の医療費の自己負担分を支給 する。	各 計 画 年 度 ご と の 事 業 概 要 と 目 標 ・ 事 業 費				
事業の目的	重度心身障がい老人に対し、医療に要する費用を給付 することにより、健康の保持増進を図り、障がい者福祉 の向上を図る。					
事業の効果	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確 保を図ることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業	細事業名	福祉医療費支給事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	心身に障がいのある市民の医療費負担は大変大きく、医療費の軽減によって、福祉の増進を図ることが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		135,640	
			平成23年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	135,640
			平成24年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る	136,500
			平成25年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る	136,500
具体的な実施内容	心身障がい者等の医療機関でかかった医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。					
事業の目的	心身障がい者等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図る。					
事業の効果	医療費の自己負担の助成が受けられるため、対象者は安心して医療を受けることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業	細事業名	介護給付事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	利用者に偏りがあるため、サービスの体系を利用対象者に周知し、適切なサービスが受けられるようにケアマネジメントをする必要がある。	平成22年度 予算現額			481,872	
		平成23年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	485,000	
			平成24年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護・短期入所・児童デイサービス・生活介護・療養介護・共同生活介護・施設入所・行動援護・重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	485,000
				平成25年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護・短期入所・児童デイサービス・生活介護・療養介護・共同生活介護・施設入所・行動援護・重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。
具体的な実施内容	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	障がいのある人が地域で自立した生活がおくれるように、総合的なサービスを提供する。					
事業の効果	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業	細事業名	難病患者等居宅生活支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市難病患者ホームヘルプサービス事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市難病患者居宅生活支援日常生活用具給付事業実施要綱			
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援		南丹市難病患者等短期入所事業実施要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	難病患者及び家族の安定した在宅生活が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		72	
			平成23年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者・患者の負担を軽減する。	72
			平成24年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者・患者の負担を軽減する。	72
			平成25年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者・患者の負担を軽減する。	72
具体的な実施内容	日常生活を営むのに支障があり、介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣や生活用具の交付を行い、日常生活の便宜を図る。					
事業の目的	難病患者と家族の療養上の不安や介護の負担を軽減する。					
事業の効果	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業	細事業名	日中一時支援事業・生活サポート事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がいのある人の日中における活動の場の確保、日常生活の支援、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保をする。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		19,980	
			平成23年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家事援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	20,000
			平成24年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家族援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	20,000
			平成25年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家族援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	20,000
具体的な実施内容	日中、障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に関する支援を行わなければ支障をきたす場合に、居宅介護従事者を派遣し必要な生活支援・家事援助を行う。					
事業の目的	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や日常的に介護している介護者の一時的な休息を得られるようにする。					
事業の効果	介護者(家族)の就労や休息が得られる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業	細事業名	相談支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者相談支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	療育等支援対象者への専門相談支援が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		8,403	
			平成23年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,403
			平成24年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,403
			平成25年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,403
具体的な実施内容	障がいのある人等の相談に応じ情報の提供、助言のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。					
事業の目的	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。					
事業の効果	相談事業がより身近になる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業		細事業名	地域活動支援センター事業		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市地域活動支援センター事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がいのある人が気軽に集うことができる場づくりが早急に必要である。		平成22年度 予算現額				26,850
			平成23年度	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	施設の円滑な事業運営	30,000	
				平成24年度	通気活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	施設の円滑な事業運営	30,000
					平成25年度	通気活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	施設の円滑な事業運営
具体的な実施内容	障がいのある人がいつでも通える場所をすることにより、自宅に閉じこもりがちな人でも、センターに通うことで、少しでも自立及び社会参加を促す。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	障がい者及び障がい児の日常生活支援、創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに地域活動を行うことにより障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るとともに障がい者に対する理解を深めることを目的とする。						
事業の効果	障がいのある人がいつでも通える場所をすることにより自宅に閉じこもりがちな人でも、センターに通うことで、少しでも自立及び社会参加につながる。						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	発達支援センター運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市心身障害児通園事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	心身障害児通園事業は、法改正や地域のニーズの変化により、預かり機能から療育機能という専門的な内容が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		31,764	
			平成23年度	「南丹市発達支援センター」として運営を行う。	相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	31,644
			平成24年度	「南丹市発達支援センター」として運営を行う。	相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	31,644
			平成25年度	「南丹市発達支援センター」として運営を行う。	相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	31,644
具体的な実施内容	人とかかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した相談・支援、療育等の支援を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援する。					
事業の目的	「発達支援センター」の新しい療育施設を確保する。					
事業の効果	相談・早期支援、療育の機能を一体的に担う。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	シルバー人材センター活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の生きがいづくりの拠点が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		12,450	
			平成23年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。また、シルバー人材センター設置市町村との連携や情報交換を行なう。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	10,070
			平成24年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。また、シルバー人材センター設置市町村との連携や情報交換を行なう。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	10,070
			平成25年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。また、シルバー人材センター設置市町村との連携や情報交換を行なう。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	10,070
具体的な実施内容	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。					
事業の目的	高齢者の生きがいづくり活動支援を図る。					
事業の効果	高齢者の社会進出により、高齢者の自立が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	ガイドヘルパー派遣事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7) 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	障がい者の移動を支援し、福祉の増進と社会参加の促進を図る。		平成22年度 予算現額			7,200
			平成23年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,200
			平成24年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,200
			平成25年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,200
具体的な実施内容	屋外での移動が困難な障がいのある人に、ガイドヘルパー等を派遣し外出のための支援を行なう。					
事業の目的	移動が困難な障がいのある人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動の外出移動を支援する。					
事業の効果	余暇活動等や社会参加ができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	コミュニケーション支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	コミュニケーション支援の要望は高く、継続して事業を行う必要がある。	平成22年度 予算現額			8,174	
		平成23年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の要請を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりをめざす。	8,174	
			平成24年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の要請を行う。		障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりをめざす。
			平成25年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の要請を行う。		障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりをめざす。
具体的な実施内容	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	聴覚言語に障がいのある人が、社会参加・日常生活で必要な際に、コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。				
事業の目的		聴覚、言語機能、音性機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図る。				
事業の効果		コミュニケーション支援により、日常生活の負担を軽減し、社会参加を促す。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	社会活動参加支援事業	新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市福祉タクシー事業実施要綱		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱		
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進		南丹市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱		
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、必要な自立支援等推進施策及び社会参加を通じて生活の質的向上が図れ、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進していかなければならない。	平成22年度 予算現額			1,900
具体的な実施内容		平成23年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,200
事業の目的		平成24年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,200
事業の効果		平成25年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,200

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	老人クラブ活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7) 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ますます高齢化社会が進むなか、高齢者の社会参加の機会の推進が必要。	平成22年度 予算現額			7,730	
		平成23年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,745	
			平成24年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。		明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開
				平成25年度		老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。
具体的な実施内容	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を図る。					
事業の効果	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 健康福祉課

(単位:千円)

事業名	過疎地有償運送支援事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	高齢化の進展が著しい現状において、高齢者や障がい者などの通院や日常生活に必要な用務などのニーズに応えるための交通手段が整っていない課題があるため、目的地まで有償で移送するサービス提供を行う体制整備を視野に、地域交通体系に係る課題研究を行う。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	過疎地有償運送の運行主体の育成 過疎地有償運送の登録申請	日吉・美山地域における移動手段のない高齢者等の生活の利便性が向上する	0
			平成24年度	南丹市過疎地有償運送支援事業の制度化 ①事業者の初期投資の一部補助 ②運行費用の一部助成 等 過疎地有償運送の試験運行	日吉・美山地域における移動手段のない高齢者等の生活の利便性が向上する	1,000
			平成25年度	過疎地有償運送の運行	日吉・美山地域における移動手段のない高齢者等の生活の利便性が向上する	500
具体的な実施内容	まちづくりの一環としての過疎地有償運送の具現化のため、地域交通について研修するとともに、住民組織等の発掘・育成を行い、NPO法人等が公共交通空白地域対策や公共交通を補完する過疎地有償運送ができる条例整備や助成制度を設け、運行実施を行う。					
事業の目的	住民組織等の発掘・育成を行い、過疎地有償運送の条件整備を行うことにより、高齢者や障がい者などの地域福祉の充実を図る。					
事業の効果	日吉・美山地域における移動手段のない高齢者等の生活の利便性が向上する					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課、美山支所 健康福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等除雪対策事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現在、独居や高齢者世帯等の住居から生活道までの除雪支援を高齢者等生活支援事業として南丹市社会福祉協議会に委託し実施しているが、ボランティアの高齢化と後継者不足により除雪支援が困難となっている。また、豪雪集落ほど過疎が顕著で、集落内での助け合いに委ねることは困難である。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	除雪事業者の公募 高齢者等への除雪支援	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。	1,500
			平成24年度	除雪事業者の公募 高齢者等への除雪支援	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。	1,500
			平成25年度	除雪事業者の公募 高齢者等への除雪支援	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。	1,500
具体的な実施内容	自力での除雪作業が困難な高齢者世帯等に対して、除雪に対する支援を行う。必須条件となる作業員確保のため、除雪事業者等を公募型で募集し、作業委託することで、高齢者世帯等への除雪支援を行う。					
事業の目的	自力での除雪等が困難な高齢者世帯等に対して、除雪に対する支援を行うことにより、当該高齢者世帯等の安全と安心を確保し、福祉の向上を図ることを目的とする。					
事業の効果	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	心配ごと相談事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	各地域で相談窓口を設け、できるだけ相談を受けやすい体制を考え、相談員の研修や会議も実施していく必要がある。		平成22年度 予算現額			1,312
			平成23年度	各地域に相談場所を設け、月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る	1,320
			平成24年度	各地域に相談場所を設け、月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。	1,320
			平成25年度	各地域に相談場所を設け、月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。		1,320
具体的な実施内容	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。					
事業の目的	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。					
事業の効果	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	成年後見人制度利用支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の法的判断必要ケースの増加が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		717	
			平成23年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援することと併せて、要支援者の増に鑑み、成年後見人市長申立て費用と成年後見制度利用支援事業助成金など継続的支援体制の確保を行なう。	高齢者の尊厳ある生活の維持	717
			平成24年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援することと併せて、要支援者の増に鑑み、成年後見人市長申立て費用と成年後見制度利用支援事業助成金など継続的支援体制の確保を行なう。	高齢者の尊厳ある生活の維持	1,432
			平成25年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援することと併せて、要支援者の増に鑑み、成年後見人市長申立て費用と成年後見制度利用支援事業助成金など継続的支援体制の確保を行なう。	高齢者の尊厳ある生活の維持	1,432
具体的な実施内容	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。					
事業の目的	判断能力等が不十分な高齢者を擁護するため、専門的・継続的に支援を図る。					
事業の効果	高齢者の尊厳ある生活の維持が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域福祉事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会福祉法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	将来を見据えた福祉支援策の総合的な立案、計画に沿った実行計画の具体化、政策化が求められる。地域のふれあい委員の協力も不可欠である。		平成22年度 予算現額			9,976
			平成23年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらい、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	10,000
具体的な実施内容	住民自らが福祉課題を克服する仕組みや活動を地域に根付かせるため、住民自らによる小地域ネットワーク活動や各サロン活動の支援を行う。		平成24年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらい、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	10,000
事業の目的	地域福祉の仕組みを構築し、地域福祉の推進を図る。		平成25年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらい、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	10,000
事業の効果	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらい、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	京都新光悦村推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	立地企業等による交流組織「京都新光悦村の会」が21年度に立ち上がったが、京都新光悦村のコンセプト(伝統と文化のものづくり産業と先端産業との融合)の実現の為、更なる仕組みづくりが必要。小規模宅地等の分譲が進んでいない。進出表明企業の進出計画が進んでいない。		平成22年度 予算現額			15,438
			平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・京都新光悦村誘致促進事業の実施(京都府等と連携) ・宅盤等維持管理 ・企業立地奨励金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・村のコンセプトに合致する企業の誘致促進及び立地企業等による交流の促進 ・宅盤等維持管理による環境美化(府委託・全体草刈1回・巡回週1回、市管理・定期及び随時実施) ・誘致企業の安定的な事業運営、雇用促進 	38,719
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・京都新光悦村誘致促進事業の実施(京都府等と連携) ・宅盤等維持管理 ・企業立地奨励金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・村のコンセプトに合致する企業の誘致促進及び立地企業等による交流の促進 ・宅盤等維持管理による環境美化(府委託・全体草刈1回・巡回週1回、市管理・定期及び随時実施) ・誘致企業の安定的な事業運営、雇用促進 	35,610
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・京都新光悦村誘致促進事業の実施(京都府等と連携) ・宅盤等維持管理 ・企業立地奨励金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・村のコンセプトに合致する企業の誘致促進及び立地企業等による交流の促進 ・宅盤等維持管理による環境美化(府委託・全体草刈1回・巡回週1回、市管理・定期及び随時実施) ・誘致企業の安定的な事業運営、雇用促進 	25,891
具体的な実施内容	京都府及び立地企業等の交流組織「京都新光悦村の会」と連携し、意見等を集約する中で、地元雇用の拡大やコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進める。京都府と連携し、伝統産業関係への広報を進めるとともに誘致を進めるため未分譲地等の管理を行う。					
事業の目的	京都新光悦村のコンセプトの実現を図る。企業立地により自主財源の確保と雇用促進を図るとともに地域の活性化を図る。村の適切な環境整備・管理を行なう。					
事業の効果	京都新光悦村ブランド確立に向けた取り組みが進み、自主財源の確保、雇用の拡大が図られるとともに、村への誘客等による市の活性化が期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	企業支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(2)工業用地の整備と企業誘致の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	雇用の創出・安定を図り、働く場の確保・充実が不可欠である。		平成22年度 予算現額			152,000
			平成23年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	137,000
具体的な実施 内 容	地域の活性化を図るため、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しても市内からの雇用に奨励支援する。		平成24年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	124,000
事業の目的	雇用の創出・安定を図り、地域の活性化に寄与する。 自主財源の確保。		平成25年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	20,000
事業の効果	地域経済への波及効果は大きい。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課、農林商工部 商工観光

(単位:千円)

事業名	小規模企業支援事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(3) 起業支援の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度					
現状の課題	全国的な景気の後退による市の経済悪化に歯止めをかけるため、特に経営基盤の脆弱な零細企業に対する支援、セーフティネット事業として実施する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			5,000
			平成23年度	利子の補給及び信用保証料の助成	小規模企業者への安心・安全	5,000
			平成24年度			0
具体的な実施内容	小規模企業者が経営安定のため資金融資を受けた場合の利子の補給及び信用保証料の助成を行う。					
事業の目的	市内小規模企業者の経営を安定させる。					
事業の効果	商工業の振興を図る。				0	

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	乳製品加工体験施設整備事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	5 ふるさとで働ける場をふやす		第四節 農村の振興に関する施策			
	(4) 就労と定住のための支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	米国発の景気後退の波が美山地域にも波及し、地域経済は疲弊の度を強めてきている。特にかやぶきの里北集落を中心とした入込み客も減少してきており、近年伸びが大きかった第三次産業の総生産額も落ち込んできている。こうしたなか、新事業、新特産品を生み出し、地域経済の再生を図ることが求められている。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度			0
具体的な実施内容	美山地域の代表的な特産品である美山牛乳を用いた乳製品加工体験施設を建設して、都市住民が短時間で手軽に体験できるものとして「チーズづくり」「アイスクリームづくり」「ヨーグルトづくり」「プリンづくり」などのカリキュラムを用意する。		平成24年度	農業振興事業補助金 乳製品加工体験施設整備事業 A=300m ²	都市農村交流人口約20,000人と、年間経済効果50,000千円を図る	39,000
事業の目的	美山牛乳を利用した様々な乳製品加工体験を提供することにより、地域イメージの向上と都市と農村との交流人口の増加による、地域住民の所得増加及び新たな雇用を創出することにより地域の活性化を図る。		平成25年度			0
事業の効果	美山牛乳のブランド化による、需要の拡大に伴う直接的な経済効果と、体験提供により都市と農村との交流を通じた地域活性化を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 土木管理課

(単位:千円)

事業名	河川維持事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	河川法			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(1) 森林と河川					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市管理河川は未整備箇所が多く、維持管理については関係する地域に河川法面の除草等河川美化に協力を得ている状況である。また、河川内には整備護岸の老朽化や出水時の堆積物が見られる状況である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		23,885	
			平成23年度	地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。	24,000
			平成24年度	地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。	24,000
			平成25年度	地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。	24,000
具体的な実施内容	市管理河川の浚渫や河川施設の維持管理を行う。また、河川環境の美化に伴う除草作業等を地域の協力を得て推進する。					
事業の目的	市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理を行う。また、河川環境の美化を図る。					
事業の効果	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市良い森づくり事業補助金交付要綱			
	(1)森林と河川		南丹市市行分収造林条例			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	間伐の遅れや、手入れ不足により放置された人工林が増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		48,831	
			平成23年度	森林施業 除伐 8ha 間伐 497ha 間伐材搬出 1,657m ³ 枝打 16ha クマ剥ぎ被害防止 24.5ha	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。	48,831
			平成24年度	森林施業 除伐 8ha 間伐 497ha 間伐材搬出 1,657m ³ 枝打 16ha クマ剥ぎ被害防止 24.5ha	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。	48,831
			平成25年度	森林施業 除伐 8ha 間伐 497ha 間伐材搬出 1,657m ³ 枝打 16ha クマ剥ぎ被害防止 24.5ha	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。	48,831
具体的な実施内容	森林施業(植林・除伐・間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止)への助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるための森林整備を推進する。					
事業の目的	放置された人工林の間伐等森林施業を行い、森林資源が継続的に循環利用できる、持続可能な森林づくりを目指す。					
事業の効果	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林整備地域活動支援交付金事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱				
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(1)森林と河川						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	林業採算性の悪化等による林業生産活動の停滞、新所有者の高齢化、不在村化等を背景に放置された森林が発生している。		平成22年度	予算現額			42,665
			平成23年度	森林交付金 協定団地 105地区 交付対象面積 8,198ha	森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等 事業完了予定		42,665
具体的な実施内容	森林施業計画の作成を通じた、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。 ・施業実施区域の明確化作業 ・歩道(作業道)の整備等		平成24年度				0
事業の目的	森林施業計画の作成を通じ、計画的かつ適切な森林整備が図れる。		平成25年度				0
事業の効果	森林の有する多様な機能、良質材生産、水源の涵養等を効果的に発揮させる。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課、農林商工部 商工観光

(単位:千円)

事業名	水産環境整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水産業協同組合法			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(1)森林と河川					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	河川環境の悪化や鳥類、外来魚による在来魚の食害により生態系が変化し、清流が失われつつある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,890	
			平成23年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	1,890
			平成24年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	1,890
			平成25年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	1,890
具体的な実施内容	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。					
事業の目的	清流を守り、水産業の振興を図る。 また、観光客の誘客を図る。					
事業の効果	良好な河川環境を保てる。また、観光入込客の増加が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	木質バイオマス利用施設整備事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	京都議定書			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	(1) 森林と河川					
事業計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 23 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	化石燃料費が増加している		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	木質バイオマスエネルギー利用施設 木質資源利用ボイラー 1台 機械室及びサイロ棟 1式 設計費 1式	間伐材を有効利用することにより、化石燃料費の削減と二酸化炭素(CO2)の排出削減を図る	66,000
具体的な実施内容	木質バイオマスエネルギー利用施設 木質資源利用ボイラー 1台 機械室及びサイロ棟 1式 設計費 1式		平成24年度			0
事業の目的	間伐材の有効利用		平成25年度			0
事業の効果	利用間伐を促進し、二酸化炭素の排出量削減と吸収源対策の両面から、地球温暖化防止に寄与する				0	

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	里山荒廃防止対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	京都議定書			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	(1) 森林と河川					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	天然林の荒廃や消失により、絶滅危惧種が増加し生物多様性の低下が生じている。 また、特用林産物生産の維持が危ぶまれている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		103,536	
			平成23年度	被害木伐倒処理 5,850m ³ 樹幹注入 685m ³ 伐倒駆除 100m ³	森林病害虫による被害から、森林環境を守る。	103,536
			平成24年度			0
			平成25年度			0
具体的な実施内容	松くい虫防除事業の実施。 ・被害木伐倒処理・伐倒駆除・樹幹注入 カシノナガキクイムシ防除事業(広葉樹の枯損被害防止)の実施。					
事業の目的	自然環境と森林資源の保全と、特用林産物生産の維持を図る。					
事業の効果	集落周辺の天然林(里山林)の整備が図れる。 また、野生動植物の生息・生育の場が保全される。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業関連計画事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律		
	1 豊かな緑と清流を守る				
	(2)農地				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現在旧4町での農振計画を継承しているが、南丹市農振計画等を策定する必要がある。	平成22年度 予算現額			534
		平成23年度	農業推進協議会の開催。 地図情報システム導入事業。	南丹市農業振興各施策の審議	5,178
			農業推進協議会の開催。	南丹市農業振興各施策の審議	
			農業推進協議会の開催。	南丹市農業振興各施策の審議	
具体的な実施内容	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。 農業振興推進協議会の開催。	平成24年度	農業推進協議会の開催。	南丹市農業振興各施策の審議	133
		平成25年度	農業推進協議会の開催。	南丹市農業振興各施策の審議	133
事業の目的	優良な農地を保全するとともに農業振興各種施策を計画的に実施するため、農振法に基づき総合的な農業振興の計画を策定する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の効果	農業振興計画の整備により、計画的な農業振興事業執行につながり、優良農地の保全が図れる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業情報提供事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(2)農地					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	タイムリーな市況情報を提供することで効率的な生産計画や出荷調整を促す。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		451	
			平成23年度	生鮮食料品流通情報等を南丹市ケーブルテレビ・インターネットを介して提供する。	効率的な生産計画・出荷調整等の資するものとする。	204
			平成24年度	生鮮食料品流通情報等を南丹市ケーブルテレビ・インターネットを介して提供する。	効率的な生産計画・出荷調整等の資するものとする。	204
			平成25年度	生鮮食料品流通情報等を南丹市ケーブルテレビ・インターネットを介して提供する。	効率的な生産計画・出荷調整等の資するものとする。	204
具体的な実施内容	農林水産省が公表する生鮮食料品流通情報等をインターネットを介してオンラインにより提供する。					
事業の目的	生鮮食料品流通情報等をインターネットを介してオンラインにより提供することにより、農家効率的な作業に資するものとする。					
事業の効果	生産計画、出荷調整に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農地・水・環境保全向上対策事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法		
	1 豊かな緑と清流を守る		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律		
	(2)農地				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農業用施設は高齢化・過疎化・混住化の進行による集落機能の低下により、適切な管理が困難となってきた。	平成22年度 予算現額			25,395
		平成23年度	交付金の市負担分(交付金全体の25%・23,000千円)の拠出。	南丹市農振農用地の85%をカバー。地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、環境にやさしい農業を推進する。	24,505
		平成24年度			0
		平成25年度			0
具体的な実施内容	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	非農業者も含めた地域活動組織での農業施設維持管理・環境保全活動や科学農業等を低減した先進的な営農活動を支援し、地域リーダーの育成や地域の活性化を図る。				
事業の効果	過疎化・高齢化・混住化の進む地域においては、農地・水・環境の良好な保全が図れ、地域振興に繋がる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	農地整備促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市農業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市土地改良事業分担金徴収条例			
	(2)農地		農地漁村活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	狭小で不整形な農地が集合し、農道幅員も狭く用排水路が不完全な農地では、大型機器の搬入出等も難しく、効率的な農作業が図れていない状況であり、効率的な農作業が行える環境整備が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		179,112	
			平成23年度	老朽ため池整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び土地改良施設小規模修繕・農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	155,215
			平成24年度	老朽ため池整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び土地改良施設小規模修繕・農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	139,655
			平成25年度	老朽ため池整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 中山間地域総合整備事業の実施 農家組合等への農道補修用材料の支援及び土地改良施設小規模修繕・農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	67,855
具体的な実施内容	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。					
事業の目的	ほ場の整備、農業用道路、用排水路など農業生産の基盤を整備することにより、次代へつながる農業振興と農業の活性化が図れる。					
事業の効果	土地改良施設の維持管理に伴う経費及び労力の削減を図るとともに、安定した農業経営の基礎を築くことができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農業委員会 事務局

(単位:千円)

事業名	農地保有合理化事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法		
	1 豊かな緑と清流を守る		農地法		
	(2)農地				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	大部分が零細な農業経営であり、経営規模の拡大と農地の集団的利用の実現を図り、中核農家を育成する必要がある。	平成22年度 予算現額			23
		平成23年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画がたてやすくするとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。	23
		平成24年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画が立てやすくするとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。	23
		平成25年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画が立てやすくするとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。	23
具体的な実施内容	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	農業生産法人や認定農家などが行う農業経営の改善に必要な農地の集積、資金の貸出等の支援を行うことにより、地域の中核農家の育成を行なう。				
事業の効果	農地保有合理化法人を通して売買や貸付を行なうため、資金調達、事務手続きや諸税が軽減され、規模拡大や農地の集積が図れる。また、新規就農者などには技術取得のための研修や農地の一時貸付などがあり、円滑な経営の発展と若い担い手の就農が期待される。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境保全事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	1 豊かな緑と清流を守る		京都府環境を守り育てる条例			
	(3)身近な緑や環境美化					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	事業所等から発生する公害や河川等の水質悪化に対する苦情があり、環境保全、住み良い環境づくりが求められている。		平成22年度 予算現額			960
			平成23年度	監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視	水質などの環境基準達成	960
			平成24年度	監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視	水質などの環境基準達成	960
			平成25年度	監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視	水質などの環境基準達成	960
具体的な実施内容	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。					
事業の目的	公害の防止及び監視を通じて、安全で住み良い環境づくりの実現を図る。					
事業の効果	公害の予防、苦情等の減少、住み良い環境づくりの実現が見込まれる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境衛生事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例				
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(4)環境保全の行動支援						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域環境の保全について、市民をあげての取り組みが求められる。		平成22年度	予算現額			1,844
			平成23年度	地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援	地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進		2,358
			平成24年度	地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援	地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進		2,358
			平成25年度	地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援	地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進		2,358
具体的な実施内容	地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。 環境団体活動への支援を通して、地域の住み良い環境づくりや美しいまちづくりを推進する。						
事業の目的	地域環境保全活動を通じ、住みよい環境づくりに取り組む。						
事業の効果	自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図れる。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境基本計画等策定事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(4)環境保全の行動支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市の環境保全等に係る体系的な施策の方針及び計画の推進が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		3,847	
			平成23年度	環境関係諸計画の実行、推進	地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全活動の展開	1,816
			平成24年度	環境関係諸計画の実行、推進	地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全活動の展開	766
			平成25年度	環境関係諸計画の実行、推進	地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全活動の展開	766
具体的な実施内容	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定及び環境関係諸計画の実行、推進を図る。					
事業の目的	市の環境政策に係る体系的な施策の方針を定めるとともに、計画の実行や施策の推進を図る。					
事業の効果	市の環境政策に係る指針が明らかになるとともに、地球温暖化対策に関する様々な取り組みが推進される。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	京都モデルフォレスト運動推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	京都議定書			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(4) 環境保全の行動支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農山村の過疎化・高齢化により荒廃する森林が増加している。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
			平成24年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
			平成25年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
具体的な実施内容	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。					
事業の目的	管理不十分な放置森林の解消。					
事業の効果	地球温暖化防止、社会貢献活動をすることによる企業PR、社員等の環境教育、レクリエーションの場としての利用等。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	不法投棄監視・処理事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市美しいまちづくり条例			
	(4)環境保全の行動支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域環境の保全について、市民をあげての取り組みが求められている。 不法投棄物を防止するため、不法投棄の監視を行うとともに不法投棄物の早期処理が望まれている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		2,019	
			平成23年度	不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの実施	不法投棄物の減少	2,124
			平成24年度	不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの実施	不法投棄物の減少	2,124
			平成25年度	不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの実施	不法投棄物の減少	2,124
具体的な実施内容	監視パトロールを実施する。 地域や市民との連携を図り、不法投棄物の処理を行う。					
事業の目的	公害防止及び監視を通じて、安全で住み良い環境づくりの実現を図る。					
事業の効果	不法投棄物の減少、苦情等の減少、住み良い環境づくりの実現。自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図られる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	景観形成推進事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	景観法		
	1 豊かな緑と清流を守る		京都府景観条例		
	(5)景観保全のルールづくり				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	本市は景観行政団体の認定を受けており、国の景観法に基づく景観計画を策定し市の主体的な景観形成のための事業を推進することが緊急の課題である。早期に市民とともに市域の良好な景観資産を形成・保全するためのルールづくりを行う必要がある。	平成22年度 予算現額			1,050
		平成23年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画の整備	景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回	1,032
		平成24年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画に基づく保全施策の運用	景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回	932
		平成25年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画に基づく保全施策の運用	景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回	932
具体的な実施内容	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともに取り組むを検討する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	市の財産である良好な景観を保全するとともに、市民の意識を高め景観形成と保全のための主体的な活動の展開を促す。				
事業の効果	市民とともに、”きらめく「森・里・街」”の市の魅力に一層磨きをかけ、さらに市域の景観資産を全国に情報発信して、地域の価値を高め観光振興、定住促進につなぐ。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	かやぶき屋根保存修理事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市かやぶき屋根保存事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市かやぶきの里保存基金条例			
	(6)森・里・街の景観保全					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	かやぶき屋根の修理に係り順番待ちの現象が起きている。事業費の増額が求められる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		5,800	
			平成23年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する	10,000
			平成24年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する	10,000
			平成25年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する	10,000
具体的な実施内容	美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。					
事業の目的	南丹市美山町内に現存する北山型住宅の保存。					
事業の効果	美しい町並みと集落景観が保全できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	絆の森整備事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(6)森・里・街の景観保全					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	健康増進施設と隣接した市有林の整備が、景観保全のため必要である。	平成22年度 予算現額			457	
		平成 23 年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈 ・除伐4ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	457	
			平成 24 年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈 ・除伐4ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	457
				平成 25 年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈 ・除伐4ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)
具体的な実施 内 容	市有林内の森林整備(環境整備)下刈・除伐等の実施。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	森林の有する、多面的機能の維持。					
事業の効果	森林の有する多面的機能の発揮。 ・療養、保養の場として提供できる(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	3R推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市資源ごみ集団回収事業報奨金交付要綱			
	(1)省資源・リサイクルと衛生環境		南丹市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ごみの減量化、資源の再利用、地域環境の保全、地球温暖化防止など循環型社会の構築が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		5,723	
			平成23年度	各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。	ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止	5,721
			平成24年度	各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。	ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止	5,721
			平成25年度	各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。	ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止	5,721
具体的な実施内容	環境美化推進委員をはじめ、地域・市民との連携や、各種補助金の交付を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。					
事業の目的	ごみ減量化や資源再利用、地域環境保全活動を通じて住み良い環境づくりに取り組む。					
事業の効果	ごみ減量、資源再利用の促進、地域環境の保全・美化、地球温暖化防止などが期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	一般廃棄物清掃事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付要綱			
	(1)省資源・リサイクルと衛生環境					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	一般廃棄物の排出抑制、適正な処理を通じて、生活環境の保全、循環型社会の形成を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,405	
			平成23年度	ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付 犬・猫死骸処理	分別収集の徹底 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進	1,395
			平成24年度	ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付 犬・猫死骸処理	分別収集の徹底 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進	1,395
			平成25年度	ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付 犬・猫死骸処理	分別収集の徹底 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進	1,395
具体的な実施内容	一般廃棄物の適正処理を進めるため、収集日程や分別収集、ごみ減量化等の啓発を行う。					
事業の目的	ごみの適正な分別、再生、収集、運搬、処理を通じて廃棄物の減量化と適正処理を図る。					
事業の効果	良好な生活環境の確保が図れるとともに、環境にやさしい循環型社会が実現する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	市役所資源節減事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(2) 環境にやさしい暮らし					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度					
現状の課題	地球温暖化防止が世界的に叫ばれる中、市役所においても、資源の使用を削減し、環境保全や温暖化防止に取り組むことが必要不可欠となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	地球温暖化ガスの排出削減、資源再生利用の推進。	0
			平成24年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	地球温暖化額の排出削減、資源再生利用の推進。	0
			平成25年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	地球温暖化額の排出削減、資源再生利用の推進。	0
具体的な実施内容	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。					
事業の目的	エネルギーの消費を節約し、温暖化防止に努めるとともに、資源の有効利用を図る。					
事業の効果	環境保全や温暖化防止、資源の有効利用が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	バイオマスの環づくり交付金事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(3)エネルギーの有効活用					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	バイオマスの有効利用の促進が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		24,591	
			平成23年度	機械・施設整備及び液肥利用調査	堆肥運搬能力の強化。 液肥利用促進による処理費用の低減。	11,694
			平成24年度	機械・施設整備及び液肥利用調査	液肥運搬能力の強化。 液肥利用促進による処理費用の低減	15,590
			平成25年度	機械・施設整備及び液肥利用調査	排水処理能力の強化。 液肥利用促進による処理費用の低減	25,000
具体的な実施内容	南丹市バイオマスタウン構想に基づき、バイオマス利用促進を図るため事業を行う。					
事業の目的	バイオマスの利活用により、有機資源の活用を行うとともに農業振興を図る。					
事業の効果	地球温暖化防止、資源の有効活用、有機農業の推進、飼料自給率の向上に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	バイオマス燃料利活用事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(3)エネルギーの有効活用					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	産業革命以降、世界のエネルギー消費や温暖化の原因であるCO2排出量は増加しつづけており、気候変動・生態系への深刻な影響が懸念されている。省エネルギー対策や新エネルギーの導入、ライフスタイルの見直しなど、複合的な取り組みが求められるが、地域資源や地域特性を考慮した対策も不可欠である。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	公用車でBDFを使用するための給油スタンドを設置する。	BDF給油スタンド設置 1箇所	3,000
			平成24年度			0
			平成25年度	バイオマス燃料製造施設を整備する。	バイオマス燃料製造施設 一式	50,000
具体的な実施内容	廃食用油から精製されるバイオディーゼル燃料(BDF)を公用車で使用するため、BDF供給施設の整備を行う。 また、低・未利用となっている木質バイオマスの燃料化施設を整備する。					
事業の目的	NPOや市民グループなどで進められてきた廃食用油回収を普及させるため、22年度から市と「環境を守り育てる会」が回収事業をはじめた。製造されたBDFを公用車で使用するため、BDF給油スタンドを整備する。 また、林地残材や剪定枝などの木質資源等を有効利用するため、バイオマス燃料製造施設を整備する。					
事業の効果	市が率先してBDF利用に取り組むことで、CO2排出削減効果が期待でき、廃食油の回収啓発並びに河川・下水道の環境改善効果が期待できる。 また、木質バイオマス等の低・未利用バイオマス資源を燃料として利用することで、CO2の排出削減とともに、新規地場産業の開拓も期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	電気自動車導入促進事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(3)エネルギーの有効活用					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	産業革命以降、世界のエネルギー消費や温暖化の原因であるCO2排出量は増加しつづけており、気候変動・生態系への深刻な影響が懸念されている。エネルギー起源CO2排出の20%は、運輸部門が占めており、自動車産業にとってCO2削減は非常に大きな課題である。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	公用車の更新にあたり、1台の電気自動車への買い替えを行うとともに、本庁・支所に急速充電ステーションを設置する。	電気自動車(公用車)導入 1台 電気自動車充電ステーション設置 4箇所	15,000
			平成24年度	前年度に引き続き、公用車2台を電気自動車に更新する。さらに、道の駅や観光拠点施設に急速充電ステーションを設置し、南丹市内を電気自動車で移動できる環境を整える。	電気自動車(公用車)導入 2台 電気自動車充電ステーション設置 6箇所	24,000
			平成25年度			0
具体的な実施内容	地球温暖化の防止、環境・資源問題の解決に有効な電気自動車の普及を推進するため、公用車への導入と充電インフラ整備を行う。					
事業の目的	地域における電気自動車の普及促進に向けて、市において先駆的に導入を図るとともに、普及のネックのひとつである充電インフラを整備する。					
事業の効果	電気自動車の導入メリットを市民にPRできるとともに、充電インフラが整うことで、電気自動車を使った観光・ビジネス等の来訪者の増加が期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課、農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	八木農業関連施設管理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	地方自治法			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(3)エネルギーの有効活用					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	指定管理者制度により南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務を委託している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		35,896	
			平成23年度	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。また、施設における修繕を行う。	適正な施設管理業務を行うため。	40,896
			平成24年度	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。また、施設における修繕を行う。	適正な施設管理業務を行うため。	35,896
			平成25年度	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。また、施設における修繕を行う。	適正な施設管理業務を行うため。	35,896
具体的な実施内容	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理を委託により行う。施設管理に伴い必要な改修等を行う。					
事業の目的	適正な施設管理業務を行うため。					
事業の効果	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの管理が行える。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水質検査事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水道法			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(4)上水道					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	供給する水道水が水質基準に適合している状況を確認すると共に、使用者に水道水が安全であることを周知する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		9,367	
			平成23年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	9,367
			平成24年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	9,367
			平成25年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	9,367
具体的な実施内容	水道水に係る水質検査計画に基づき、上水道及び簡易水道の水質確認を日常的に実施する。					
事業の目的	市民に安心、安全な水道水の給水を行うため。					
事業の効果	提供する水道水が水道法に定める水質基準を満たしていることが確認できる。また、水道使用者に検査内容を公開することで、水道への理解向上を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水道施設維持管理事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市上水道事業給水条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市簡易水道事業給水条例			
	(4)上水道					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安定した給水の継続を行うために、各水道施設の維持管理を的確に実施する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		57,368	
			平成23年度	水道施設の故障及び配水管の破損に対して修理修繕を行うことで、安定給水の維持継続並びに水道施設機能の延伸を図る。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	57,368
			平成24年度	水道施設の故障及び配水管の破損に対して修理修繕を行うことで、安定給水の維持継続並びに水道施設機能の延伸を図る。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	57,368
			平成25年度	水道施設の故障及び配水管の破損に対して修理修繕を行うことで、安定給水の維持継続並びに水道施設機能の延伸を図る。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	57,368
具体的な実施内容	浄水場並びに配水設備等の修理修繕により、上水道並びに簡易水道施設の機能維持による効率的な水運用と、安定給水の実現を図る。					
事業の目的	市民に安定した給水を継続して行うため。					
事業の効果	水道水の安定した給水が、継続して実施できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水道施設改良事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(4)上水道					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	老朽管の布設替や、公共事業等で配水管が支障となる場合において、布設替又は移設を実施する必要がある。		平成22年度 予算現額			238,207
			平成23年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道施設の修理改良 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替等を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	238,207
			平成24年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道施設の修理改良 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替等を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	238,207
			平成25年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道施設の修理改良 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替等を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	238,207
具体的な実施内容	配水管の改良を目的とする布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持すると共に、水道施設が他の公共事業の支障となる場合の移設を実施する必要がある。この布設替時に、耐震性を向上させた配水管等を整備することで、水道水の安定供給の実現を図る。					
事業の目的	配水管の適切な改良を目的とする布設替と、公共事業を円滑に推進する。また、漏水を防止することで水道事業の効率を高める。					
事業の効果	配水管の布設替等により、適切な配水経路が維持され、また更新等による漏水予防が事業効率の向上に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水道施設整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水道法			
	2 資源が循環するまちをつくる		給水条例（上水道、簡易水道）			
	(4)上水道					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	効率的な水道水の供給継続のため、水道配水管等の新規布設等が必要である。		平成22年度 予算現額			98,700
			平成23年度	効率的な給水の実現を目的とした配水管網等の整備を行う。	効率的な給水の実現を目的とした配水管網等の整備を行う。	98,700
			平成24年度	効率的な給水の実現を目的とした配水管網等の整備を行う。	効率的な給水の実現を目的とした配水管網等の整備を行う。	98,700
			平成25年度	効率的な給水の実現を目的とした配水管網等の整備を行う。	効率的な給水の実現を目的とした配水管網等の整備を行う。	98,700
具体的な実施内容	水道施設整備計画に基づき、水道配水管の新規布設等を行うことにより、効率的な水道水の供給を実現すると共に、災害に強い施設づくりを推進する。					
事業の目的	効率的な水道水の給水を行うため。					
事業の効果	水道水の効率的な給水が実施できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	下水道施設管理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市公共下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市農業集落排水処理施設条例			
	(5)下水道		南丹市公共下水道受益者負担金に関する条			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	下水道経営を円滑に推進していくため、南丹市が管理所有する、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水下水道の維持管理事業を実施する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		616,188	
			平成23年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト縮減を図る。	下水道経営の円滑な推進。	627,029
			平成24年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト縮減を図る。	下水道経営の円滑な推進。	659,917
			平成25年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト縮減を図る。	下水道経営の円滑な推進。	676,655
具体的な実施内容	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。					
事業の目的	南丹市下水道事業全般について方向性を示す。効率的で安心・安全な下水道経営を確立する。衛生的で快適な暮らしの確保。					
事業の効果	適切な下水道事業のなかで、効率的な下水道経営が可能となる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	公共下水道建設事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市公共下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(5)下水道					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するため、また環境を保全するため、公共下水道施設の整備を図る。市街地を整備する上で、多額の建設費が必要となる。	平成22年度 予算現額			281,600	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。	下水道整備の推進。	225,000
			平成24年度	衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。	下水道整備の推進。	225,000
			平成25年度	衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。	下水道整備の推進。	225,000
具体的な実施内容	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、下水道工事を実施する。					
事業の目的	効率的で、安心・安全な下水道整備を実施する。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	合併処理浄化槽整備推進事業	細事業名	合併処理浄化槽維持管理事業	新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例		
	2 資源が循環するまちをつくる				
	(5) 下水道				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、環境を保全することが求められる。 集合処理方式に比べ個人管理は、多額の経緯費が必要となる。	平成22年度 予算現額			9,860
		平成23年度	設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている42組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。 43組合870基の補助。	9,950
		平成24年度	設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている42組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。 43組合880基の補助。	10,040
		平成25年度	設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている44組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。 44組合900基の補助。	10,200
具体的な実施内容	合併処理浄化槽等設置整備事業で集落の設置基数が計画数の2分の1を越えた集落で、維持管理組合を組織し浄化槽の適正な共同管理を行う者に補助金を交付する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	合併処理浄化槽の適正な維持管理。				
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	合併処理浄化槽整備推進事業	細事業名	合併処理浄化槽設置事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(5)下水道					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため。浄化槽区域においては、個人設置となり多額の費用が必要となるため、設置者に対し設置補助金を交付する。		平成22年度 予算現額			9,124
			平成23年度	浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。	20基の設置に対する補助金の交付。	9,124
			平成24年度	浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。	20基の設置に対する補助金の交付。	9,124
			平成25年度	浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。	20基の設置に対する補助金の交付。	9,124
具体的な実施内容	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。					
事業の目的	環境を保全する上で、効率的で効果的な生活環境の整備。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	ふるさと共援活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 23 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	過疎化・高齢化した農村地域の活性化		平成22年度	予算現額		600
			平成23年度	3年度目四ツ谷・佐々江地区と立命館大学	過疎化・高齢化の進んだ農村地域の活性化	300
具体的な実施内容	過疎化・高齢化の進んだ農村地域と大学等の地域外協力者で構成する「ふるさと共援組織」の活動を支援する。		平成24年度			0
事業の目的	過疎化・高齢化の進んだ農村地域と大学等の地域外協力者で構成する「ふるさと共援組織」の活動を支援することにより、地域の再生・活性化を図る。		平成25年度			0
事業の効果	過疎化・高齢化した地域の活性化と地域資源の活用					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位：千円)

事業名	ものづくりのまち推進事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	国民文化祭京都開催を通じ、「ものづくりのまち南丹市」の位置づけは打ち出されているが、市民生活への定着が希薄な状況である。		平成22年度 予算現額		6,000	
			平成23年度			0
			平成24年度	・工芸文化祭の継続開催で、地域のものづくり活動への支援を行うとともに、「ほんまもん」の価値を大切に市民意識の醸成を図る。 ・ものづくりにかかわる職人等の活動や発表の場づくりと、情報発信できる仕組みを検討する。	工芸文化祭への出展者と来場者の増加	1,000
			平成25年度	・工芸文化祭の継続開催で、地域のものづくり活動への支援を行うとともに、「ほんまもん」の価値を大切に市民意識の醸成を図る。 ・ものづくりにかかわる職人等の活動や発表の場づくりと、情報発信できる仕組みを検討する。	工芸文化祭への出展者と来場者の増加	1,000
具体的な実施内容	国民文化祭の取り組み効果を市民生活に根ざしたものにするため、モデル地域を設定したものづくりキャンペーンの実施や工芸に関する体験教室の実施などを推進し、「ほんまもん」をつくり活かす市民意識の醸成を行う。 さらに、それらの指導者として職人等の活躍の場や仕組みを作り、「ものづくりのまち南丹市」の実質の地域定着を図る。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	市の特長を活かした「ものづくりのまち南丹市」の魅力を高め、南丹ブランドの一つとして、ものづくり産業の定着を図る。					
事業の効果	伝統工芸をはじめとするものづくり産業の育成と振興で、経済効果への波及につなぐ。					
事業の位置づけ						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	牛乳処理加工施設整備事業	細事業名	新継区分	新規事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 25 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	牛乳精製に関しては、浄化槽により汚水処理しているが、乳製品加工の拡大により一層高度な処理が求められる。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度			0
具体的な実施内容	牛乳処理加工施設について、浄化設備の老朽化が著しいこととあわせ、乳製品加工の拡大に伴う処理能力の向上のため、周辺や河川環境に配慮した浄化槽処理施設の整備を行う。		平成24年度			0
事業の目的	現在行っている牛乳精製に加え、乳製品加工分についても十分な汚水処理が行える。		平成25年度	美山ふるさと(株)の牛乳加工施設に高度処理浄化槽を設置する。	施設からの排水を浄化することにより、美山の豊かな自然の象徴とも言える美山川の環境への負荷を与えないことができる。	24,000
事業の効果	牛乳加工施設からの排水浄化能力向上により、清流美山川の環境への影響が抑えられる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京の水田農業総合対策事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		主要食料の需給及び価格の安定に関する法律			
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	地域条件により水田農業の生産基盤が弱く、支援を必要とする。		平成22年度 予算現額			7,500
			平成23年度	共同機械導入支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。	7,500
			平成24年度	共同機械導入支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。	7,500
			平成25年度	共同機械導入支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。	7,500
具体的な実施内容	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。					
事業の目的	地域水田農業の強化を図るため、こだわり米や小豆・黒大豆の生産を進める。					
事業の効果	米作の省力化・こだわり米の生産拡大や水田を利用した豆類の生産拡大に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京野菜等価格補填事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	京のブランド野菜等の生産は南丹市農業にとって重要であるが、時期により価格が不安定であり生産農家への支援が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		5,150	
			平成23年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	6,000
			平成24年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	7,000
			平成25年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	8,000
具体的な実施内容	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。					
事業の目的	南丹市内で生産されている京のブランド野菜等の生産振興。					
事業の効果	農家の継続的な生産意欲を促進し、南丹ブランドの振興に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京野菜等産地育成事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法		
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる				
	(1)南丹ブランド生産者等への支援				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	地域特産物である京野菜(みず菜・壬生菜、春菊等)の生産が低迷している。	平成22年度 予算現額			3,300
		平成23年度	みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。	パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	3,000
		平成24年度	みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。	パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	3,000
		平成25年度	みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。	パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	3,000
具体的な実施内容	京野菜(みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等)の栽培のための生産機材導入等に対し支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	売れる農産物・京の伝統野菜の生産増加により、農業振興と地域活性化を図る。				
事業の効果	機械、施設の整備により、生産量の拡大とともに、計画、良品出荷の仕組みづくりが整う。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	南丹地域資源循環型農畜産物生産モデル実証事	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食糧法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律			
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家畜飼料は大部分を輸入に頼っている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		250	
			平成23年度	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。	飼料自給率の向上に効果がある。	250
			平成24年度	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。	飼料自給率の向上に効果がある。	250
			平成25年度	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。	飼料自給率の向上に効果がある。	250
具体的な実施内容	京都府の委託を受け、循環型農畜産物生産のモデルとして実証を実施する。					
事業の目的	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。					
事業の効果	飼料自給率の向上に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	特産物販売促進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	指定管理者制度			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(2)南丹ブランドの販路拡大					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		3,550	
			平成23年度	・道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 ・関連施設の修繕を行う	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	4,550
			平成24年度	・道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 ・関連施設の修繕を行う	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	4,550
			平成25年度	・道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 ・関連施設の修繕を行う	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	4,550
具体的な実施内容	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。					
事業の目的	施設の管理運営を委託することにより、一層の施設の有効利用が図れる。					
事業の効果	農業の振興と地域の活性化に大きな効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	特別栽培認証制度推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		有機農業の推進に関する法律			
	(2)南丹ブランドの販路拡大					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	需給調整について、特に冬から春先にかけての供給量不足が課題。また生産者の高齢化が進み、後継者の確保が大きな課題。		平成22年度 予算現額			1,674
			平成23年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある産地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家40戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	1,674
			平成24年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある産地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家40戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	1,674
			平成25年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある産地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家40戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	1,674
具体的な実施内容	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進、HPの管理運営業務を行う。					
事業の目的	消費者ニーズに合わせた減農薬有機野菜づくりのための独自基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。					
事業の効果	独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	水田農業推進事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		主要食料の需給及び価格の安定に関する法律				
	(3)農業						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	米の過剰作付を防ぐため、生産数量目標に基づき、米の数量を配分し、生産を実施する必要がある。		平成22年度	予算現額			675
			平成23年度	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域水田農業推進協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	675	
			平成24年度	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域水田農業推進協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	675	
			平成25年度	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域水田農業推進協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	675	
具体的な実施内容	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域水田農業推進協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。						
事業の目的	水田農業推進協議会に参画し米の生産調整方針等の作成等を支援する。						
事業の効果	地域水田農業の振興に効果がある。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	畜産振興事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律		
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		家畜伝染病予防法		
	(3)農業				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	畜産業の施設整備等には多大な費用が必要となり、規模拡大・近代化が進みにくい。また家畜伝染病の予防は必要であり市内での営農条件に差がある。	平成22年度 予算現額			4,841
		平成23年度	畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	5,060
			畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	
			畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	
具体的な実施内容	府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。	平成24年度	畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	4,060
			畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	
事業の目的	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	平成25年度	畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	4,060
事業の効果	経営規模拡大・近代化・家畜伝染病発生防止・地域間格差是正のための支援により畜産経営安定に効果が高い。		畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	土づくり事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律			
	(3)農業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安心・安全な農産物育成のためには、農薬を減らし有機質堆肥の有効活用を図らなければならない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		5,850	
			平成23年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	9,000
			平成24年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	9,000
			平成25年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	9,000
具体的な実施内容	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。					
事業の目的	耕畜連携による安心・安全農産物生産を進める。					
事業の効果	安心・安全の農産物生産と資源循環型、環境負荷の少ない農業の確立に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農業委員会 事務局

(単位:千円)

事業名	農業委員会運営事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業委員会等に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		農地法			
	(3)農業		農業経営基盤強化促進法			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	法律に基づき市町村におかれる行政委員会であり、農業者の公的代表組織としての機能の発揮、地域農業・農村振興のための委員会活動が求められる。	平成22年度 予算現額			13,407	
		平成23年度	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発	13,407	
			平成24年度	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地業製を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題・課題の解決、農政に関する意見・要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発	14,783
				平成25年度	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地業製を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題・課題の解決、農政に関する意見・要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発
具体的な実施内容	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	優良農地を守り、農業・農村の振興を図る。					
事業の効果	優良農地の確保、有効利用の促進。 農業の発展と農村の活性化・景観の保全。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業	細事業名	担い手育成事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		食料・農業・農村基本法			
	(3)農業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農業従事者の高齢化・農業担い手不足が進んでいる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		151	
			平成23年度	南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 また、150千円を府協議会より直接収入。	担い手研修会等の開催	151
			平成24年度	南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 また、150千円を府協議会より直接収入。	担い手研修会等の開催	151
			平成25年度	南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 また、150千円を府協議会より直接収入。	担い手研修会等の開催	151
具体的な実施内容	各種団体・農業者等も参画した南丹市担い手育成協議会を設立し、担い手支援・集落営農法人化支援等を行う。					
事業の目的	農業従事者の高齢化・農業担い手不足を解消し、地域農業の活性化を図る。					
事業の効果	将来にわたり持続的な農業の発展。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業	細事業名	農業関係団体支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市農業振興補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(3)農業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市だけではなく広域連携が重要であり、市内農業関係団体でも市の方針に沿った活動に対しては支援が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		12,320	
			平成23年度	各種団体への加盟負担金 6件 管内農業団体への補助金 4件	優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。	12,307
			平成24年度	各種団体への加盟負担金 6件 管内農業団体への補助金 4件	優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある	12,307
			平成25年度	各種団体への加盟負担金 6件 管内農業団体への補助金 4件	優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある	12,307
具体的な実施内容	農業公社等、農業振興上必要な活動に対し支援する。					
事業の目的	(負担金)各種団体に加盟し連携を図り農業振興を図る。 (補助金)管内各種農業団体を支援し農業振興を図る。					
事業の効果	優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業	細事業名	農業制度資金利子助成事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		農林漁業金融公庫法			
	(3)農業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農産物の価格が低迷し、農業の担い手が不足している現状の中で、認定農業者への支援が必要である。その他の利子助成については新規は無く経過措置のみである。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,256	
			平成23年度	農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込3件 同和地区農地取得資金利子助成1件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件	認定農業者等20人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,256
			平成24年度	農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込5件 同和地区農地取得資金利子助成1件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件	認定農業者等22人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,256
			平成25年度	農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込7件 同和地区農地取得資金利子助成1件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件	認定農業者等24人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,256
具体的な実施内容	認定農業者で計画に沿う経営改善・規模拡大等のために借り入れられた制度資金の利子の一定割合を支援する。 その他制度資金の利子の一定割合を支援する。					
事業の目的	認定農業者等への支援及び地域農業の振興。					
事業の効果	農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	共済・担い手育成事業	細事業名	新継区分	継続事業					
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業労働者新共済事業補助金交付要綱						
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる								
	(4)林業								
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費				
現状の課題	林業労働者(担い手)の高齢化はもとより、確保が困難な状況になっている。	平成22年度 予算現額			16,148				
		平成23年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	16,148				
						平成24年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	16,148
具体的な実施内容	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費							
事業の目的	林業労働者の支援。								
事業の効果	林業労働者の確保・育成、労働条件の改善。								

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	木材利用推進対策事業	細事業名		新継区分	継続事業				
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等							
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる								
	(4) 林業								
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費				
現状の課題	平成16年度に建築したモデルハウス「美山木の家」の普及啓発が7年間(平成22年度まで)義務づけられている。	平成22年度 予算現額			100				
		平成23年度	消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	100				
			消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	100				
			消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	100				
			消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	100				
具体的な実施内容	地域産材の利用促進を目的に建築されたモデル住宅「美山木の家」の普及活動に伴う見学会・セミナーの開催等。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費							
						平成24年度	消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	100
事業の目的	「顔の見える」木材(生産者・製材所・設計事務所・工務店・ユーザーまで)での家づくり。					平成25年度	消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	100
事業の効果	地域産材の利用拡大が図れる。								

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	林道・作業道事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林道管理条例			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		南丹市林道、作業道維持修繕事業補助金交付要綱			
	(4)林業		南丹市林業作業道新設事業補助金交付要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	森林施業区域の拡大には、作業路網の整備が必要である、又、開設した林道、作業道は維持管理に経費が必要である	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		6,355	
			平成23年度	府営林道負担金 林業作業道の新設及び、林道・作業道の維持修繕に対しその経費を助成する直轄林道の維持修繕工事を実施する	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される	12,155
			平成24年度	府営林道負担金 林業作業道の新設及び、林道・作業道の維持修繕に対しその経費を助成する直轄林道の維持修繕工事を実施する	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される	12,155
			平成25年度	府営林道負担金 林業作業道の新設及び、林道・作業道の維持修繕に対しその経費を助成する直轄林道の維持修繕工事を実施する	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される	12,155
具体的な実施内容	流域単位での森林整備を促進するため、府営林道事業に対する負担金を支出する。 林道・作業道の維持修繕事業助成(事業主体:地元関係者) 林業作業道の新設事業助成(事業主体:地元関係者) 市直轄林道の維持修繕工事					
事業の目的	林業作業道の新設 林道・作業道の維持修繕 直轄林道の維持修繕					
事業の効果	森林の適正管理及び林業振興を図る					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	捕獲獣利活用事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(5)野生鳥獣被害等への対策					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	有害鳥獣として捕獲されたシカの利活用が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		91	
			平成23年度	シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ	91
			平成24年度	シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ	91
			平成25年度	シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ	91
具体的な実施内容	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に対し助成する。					
事業の目的	シカ肉利活用。					
事業の効果	シカ肉需要拡大。 ・観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	有害鳥獣捕獲対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(5) 野生鳥獣被害等への対策					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	有害鳥獣による、農林水産物等の被害が増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		37,220	
			平成23年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	37,220
			平成24年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	37,220
			平成25年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	37,220
具体的な実施内容	有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。 捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。					
事業の目的	農林水産物等の被害防止。					
事業の効果	被害の蔓延防止を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	有害鳥獣防除施設設置事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市有害鳥獣防除施設設置事業費補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(5)野生鳥獣被害等への対策					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	有害鳥獣による農林水産物等の被害が増加している。		平成22年度 予算現額			47,451
			平成23年度	・農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 15.2km ・国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む L=71km	農林水産物等の被害蔓延防止が図れる	65,551
具体的な実施内容	農家組合等が事業主体となって取り組む、有害鳥獣防除施設(電気柵・格子金網フェンス等)の設置に係る経費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む。		平成24年度	・農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 15.2km ・国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む L=71km	農林水産物等の被害蔓延防止が図れる	65,551
事業の目的	農林水産物等の被害防止。		平成25年度	・農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 15.2km	農林水産物等の被害蔓延防止が図れる	6,151
事業の効果	被害の蔓延防止を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光協会事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(1)観光ネットワーク					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市の知名度の向上と市内への観光客の増加を図ることにより地域経済への波及効果を高める必要がある。		平成22年度 予算現額			5,690
			平成23年度	各観光協会への運営及び事業実施に係る補助 ・美山町観光協会 ・日吉町観光協会 ・八木町観光協会 ・るり溪観光協会	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	6,760
			平成24年度	各観光協会への運営及び事業実施に係る補助 ・美山町観光協会 ・日吉町観光協会 ・八木町観光協会 ・るり溪観光協会	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	6,760
			平成25年度	各観光協会への運営及び事業実施に係る補助 ・美山町観光協会 ・日吉町観光協会 ・八木町観光協会 ・るり溪観光協会	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	6,760
具体的な実施内容	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。					
事業の目的	市内観光協会の円滑な運営と事業実施を図る。					
事業の効果	観光協会が円滑に事業実施することで、より地域に根付いたもてなしや体験による集客、地元経済への波及が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	美山かやぶき美術館管理運営事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市かやぶき美術館条例			
	4 ひとを温かく迎える					
	(2) 観光施設及び周辺整備					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	美山町域内においては、市所有の唯一の美術館・資料館であり、芸術・文化の拠点として、また都市交流・観光の拠点としてその役割を果たしているが、施設の老朽化が進み、茅葺屋根の損傷や瓦部分のひび割れなど、緊急に修繕が必要な状況である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,110	
			平成23年度	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 資料館展示資料の修繕整備 上記事業の実施により、安全かつ最適な施設となり、観光客誘致につなげる	2,000
			平成24年度	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 かやぶき美術館屋根の修繕(葺き替え)	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 かやぶき屋根部の修繕 上記事業の実施により、安全かつ最適な施設となり、観光客誘致につなげる	16,310
			平成25年度	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 かやぶき屋根部の修繕 上記事業の実施により、安全かつ最適な施設となり、観光客誘致につなげる	1,000
具体的な実施内容	美山地域における文化・美術情報の発信拠点施設であるかやぶき美術館の管理運営を、指定管理委託で実施する。 美山地域の特長であるかやぶき屋根の施設であり、周辺の景観環境整備と、魅力の向上のため、必要な修繕を行う。					
事業の目的	施設周辺の景観環境を整備し、良好な維持管理を行うことにより、集客増を図る。 また、これらの施設整備により、作家等に納得して出展いただけるだけの条件整備を図ることを目指すものである。					
事業の効果	美術館としての価値を高めて展示作家への依頼・交渉を良好に進め、魅力ある企画展が提供できる。また、周辺及び施設の景観保全により、美山地域の特長を活かした「自然の癒し、茅葺民家の癒し」を提供できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光イベント振興事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(3)イベント運営					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	観光客を誘客し、地域を活性化できる魅力あるイベントを開催していくためには、イベント運営の安定化を図る支援が必要。 商工会の合併により、商工会主催イベントについては、見直しが進められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		6,835	
			平成23年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	7,160
			平成24年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	7,160
			平成25年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	7,160
具体的な実施内容	市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。					
事業の目的	観光イベント振興事業の実施により、本市の観光PR及び地域の活性化を図る。					
事業の効果	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	地域振興イベント開催支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える					
	(3)イベント運営					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	地域振興をはじめ市民交流促進による市民の一体感醸成を図ることが必要。また都市との交流等広く本市の魅力を発信し、地域経済活性化に繋がるイベントを実施。		平成22年度 予算現額			5,000
			平成23年度	全市的で魅力ある地域振興イベントを実施	地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数25,000人	5,000
			平成24年度	全市的で魅力ある地域振興イベントを実施。	地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数30,000人	5,000
			平成25年度	全市的で魅力ある地域振興イベントを実施。	地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数30,000人	5,000
具体的な実施内容	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。					
事業の目的	南丹市の地域資源や特色を活かしたイベント開催を通じて地域振興や市民交流、都市交流の促進を図る。					
事業の効果	様々な交流を促進し、南丹市の大きな魅力を発信することで住んでいて良かったと誇れる郷土愛を育み、市民に元気と活力をもたらすことができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光宣伝事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(4)情報発信とPR					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	合併により「南丹市」となったが、知名度はまだ低い。南丹市全域を宣伝・PRするための組織体制が成熟しておらず、他に宣伝を行う事業がない。広範囲に点在する観光資源をどのように活かし集客していくか。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,065	
			平成23年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の発信・整理・HPの充実 各種団体との協働、近隣市町村との連携	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	3,010
			平成24年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の発信・整理・HPの充実	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	2,610
			平成25年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の発信・整理・HPの充実	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	2,610
具体的な実施内容	全国的に知名度があり、旧町の中でも先進的な観光地として事業を行ってきた美山のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸とした市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。					
事業の目的	南丹市にある観光資源をPRし、入込客の増につなげる。					
事業の効果	観光入込客が増加することにより、観光消費額の増加など、地域経済への波及効果もある。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：日吉支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	スプリングスひよしリニューアル事業		細事業名		新継区分	新規事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例		
	4 ひとを温かく迎える			南丹市スプリングスひよし条例		
	(5)温泉の活用			南丹市スプリングスひよし条例施行規則		
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	日吉地域の観光振興の中心的な施設で、年間約30万人の来場者がありその役割を果たしているが、開業から10年経過し、経年劣化による修繕料が年々増加している。指定管理者においても、これらのことにより経営を圧迫している。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	施設のリニューアル工事、監理委託 トイレ増設工事	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	218,500
			平成24年度	BBQ棟設置事業 自然観察園水路整備事業	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、周辺施設整備を図ることによって利用者の増加を図る。	30,400
			平成25年度	除雪車両配置事業 フットサル場施設整備事業	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、周辺施設整備を図ることによって利用者の増加を図る。	12,100
具体的な実施内容	リニューアルと合わせ、健康増進施設の充実と目玉となるような設備を取り入れた施設整備を行い、南丹市の観光振興を図っていく。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	地域振興施設の要であるスプリングスひよしを市民に愛され、多くの観光客・利用者をリピーターとして恒久的に迎え入れる魅力的な施設とする。					
事業の効果	観光入込客の増加と南丹市民の利用者の増加が見込まれる。					
事業の目的	地域振興施設の要であるスプリングスひよしを市民に愛され、多くの観光客・利用者をリピーターとして恒久的に迎え入れる魅力的な施設とする。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：日吉支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	スプリングスひよし管理運営推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例			
	4 ひとを温かく迎える		南丹市スプリングスひよし条例			
	(5)温泉の活用		南丹市スプリングスひよし条例施行規則			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	日吉地域の観光振興の中心的な施設で、年間約30万人の来場者がありその役割を果たしているが、開業から10年経過し、経年劣化による修繕料が年々増加している。指定管理者においても、これらのことにより経営を圧迫している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		81,000	
			平成23年度	指定管理者による施設の運営管理	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	61,500
			平成24年度	指定管理者による施設の運営管理 ポンプの点検	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	66,500
			平成25年度	指定管理者による施設の運営管理	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	61,500
具体的な実施内容	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。					
事業の目的	ひよし温泉の利用とスポーツ活動を通して市民の健康増進、福祉の向上を図るとともに、日吉ダム周辺の玄関口として市内で生産される農林産物などの提供やイベントを開催し、市の観光振興に寄与する。					
事業の効果	観光振興と健康増進が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	観光施設管理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える					
	(5)温泉の活用					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	八木温泉スタンドの水質検査をはじめとする保守管理を行い観光資源としての温泉の活用が求められる。		平成22年度 予算現額			1,781
			平成23年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化が図れる。	1,781
			平成24年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化が図れる。	1,781
			平成25年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化が図れる。	1,781
具体的な実施内容	温泉スタンドの維持管理等を行う。					
事業の目的	八木温泉スタンドの活用で、観光基盤の強化を図る。					
事業の効果	温泉を使った健康利用増進が図られる。また、施設の維持管理に努める。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	内水面漁業振興対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水産業協同組合法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(6)観光漁業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	レクリエーションの多様化などから若年層の釣り離れが進み、入漁者が減少している。	平成22年度 予算現額			13,674	
		平成23年度	漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援	観光入込客の増加	13,674	
			平成24年度	漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援		観光入込客の増加
				平成25年度		漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援
具体的な実施内容	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	水産業の振興を図ることによって観光入込客の増加を図り、地域経済を発展させる。					
事業の効果	観光入込客の増加及び地域経済の活性化が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	山村留学事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市子供等自然環境知識習得施設条例			
	4 ひとを温かく迎える					
	(7)交流事業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子高齢化が進む南丹市美山町知井小学校区において、都市住民との交流を行うことにより、地域の活性化を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		12,128	
			平成23年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる。	12,262
			平成24年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる。	12,128
			平成25年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる。	12,262
具体的な実施内容	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。					
事業の目的	地域振興の観点から、美山町知井小学校区においては都市の児童生徒を対象として長期短期留学制度の確立と、自然環境の知識をふかめ、併せて都市と農村の交流を図る。					
事業の効果	へき地校教育の充実と地域の活性化を図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	都市と農村との交流事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える					
	(7)交流事業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	平成15年度より実施。全国の旅行会社と提携して修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供し、好評を得ている。受入体制から年度内の実施本数が限られている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額			256
			平成23年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う	4校 550名	256
			平成24年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う	4校 550名	256
			平成25年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う	4校 550名	256
具体的な実施内容	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。					
事業の目的	修学旅行という学校生活における思い出の体験の場に農村体験を組み込むことによって、思い出の場所として深く印象づけるとともに、観光会社へのPRにより観光客の誘致を図る。					
事業の効果	来市による地域への経済波及効果と旅行会社を通じた全国的なPRによる観光誘致。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化継承事業	細事業名	文化資料保全補助事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する		南丹市文化資料保全等補助金交付要綱			
	(1) 歴史文化遺産の調査と保全					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	文化財を次世代へ継承していくことは困難が伴い、補助金をはじめとする支援を要する	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		750	
			平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財維持管理事業への補助 ・府指定文化財維持管理事業への補助 ・未指定文化財の保全に係る補助 	修理等の保全事業に対し、指導助言を行うとともに補助金要綱に基づき支援を行う	1,500
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財維持管理事業への補助 ・府指定文化財維持管理事業への補助 ・未指定文化財の保全に係る補助 	修理等の保全事業に対し、指導助言を行うとともに補助金要綱に基づき支援を行う	1,500
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財維持管理事業への補助 ・府指定文化財維持管理事業への補助 ・未指定文化財の保全に係る補助 	修理等の保全事業に対し、指導助言を行うとともに補助金要綱に基づき支援を行う	1,500
具体的な実施内容	文化資料保全に係る事業で、国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全に係る費用の一部を補助する。					
事業の目的	事業が実施する文化財の保全事業に対して支援する					
事業の効果	貴重な文化的価値のある文化財の保全が図られるとともに地元にある文化財の再発見につながる					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化継承事業	細事業名	埋蔵文化財調査事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する					
	(1) 歴史文化遺産の調査と保全					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	埋蔵文化財は地下に埋もれているため各種開発との調整を図ることが難しい。		平成22年度 予算現額			5,100
			平成23年度	・遺跡調査 ・出土遺物保存処理	開発事業と文化財保護行政との円滑な調整	4,000
			平成24年度	・遺跡調査 ・出土遺物保存処理	開発事業と文化財保護行政との円滑な調整	4,000
			平成25年度	・遺跡調査 ・出土遺物保存処理	開発事業と文化財保護行政との円滑な調整	4,000
具体的な実施内容	埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の保存処理を行う。					
事業の目的	埋蔵文化財の保存と活用					
事業の効果	開発事業との円滑な調整					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業	細事業名	資料館展示事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	博物館法			
	5 伝統文化を継承する		南丹市立文化博物館条例			
	(2)歴史文化遺産の周知と活用		南丹市郷土資料館条例			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	博物館・資料館は市内の歴史・文化・民俗・自然等に関する資料を収集し、保管・展示して教育的配慮の下に広く市民の利用に供することを目的とするが、市域が広く、調査員も限られていることから、悉皆的な調査が行えていない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		2,994	
			平成23年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	2,994
			平成24年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	3,536
			平成25年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	3,536
具体的な実施内容	南丹市内の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示する。					
事業の目的	失われつつある南丹市内の文化と歴史を南丹市民を含め広く内外に広める。					
事業の効果	地域の歴史文化の理解に欠くことのできない、歴史的・文化的遺産を保存し、次世代に継承することにより、住民の郷土への関心と愛着を醸成し、まちづくりに寄与することができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業	細事業名	重伝建地区保存修理補助事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する		南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例			
	(2)歴史文化遺産の周知と活用		南丹市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	かやぶき民家については、指定地区住民の理解と認識のもと、計画的かつ専門的な保全・整備の推進と充実が不可欠である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,582	
			平成23年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	7,000
			平成24年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	7,000
			平成25年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	7,000
具体的な実施内容	重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている美山町北地区について、地区内の建造物等の保全支援のため、かやぶき屋根等修理の一部を補助する。					
事業の目的	北山住宅の保全・再生を図る。					
事業の効果	全国的に価値ある北山型住宅の美しい町並みと集落景観が保全できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業	細事業名	重要文化財管理公開事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する					
	(2)歴史文化遺産の周知と活用					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	貴重な重要文化財である石田家住宅については有者が不在のため良好な保存が必要である。		平成22年度 予算現額			50
			平成23年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	60
			平成24年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	60
			平成25年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	60
具体的な実施内容	文化遺産の保全と活用に資するため、重要文化財で美山町にある「石田家」住宅の委託管理と公開を行う。					
事業の目的	重要文化財「石田家」住宅管理。					
事業の効果	重要文化財の的確な保全。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	河川改修等事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	河川法			
	6 暮らしの安全と安心を守る					
	(1) 治山・治水					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農地等の宅地化、道路の舗装化などの流域開発や長引く木材不況で森林の荒廃が進み、自然が持つ保水・遊水機能が低下し、浸水等の被害が発生しやすい傾向にあり、早期の河川改修が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		30,100	
			平成23年度	一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 砂防事業の推進	河川改修及び砂防事業の推進	31,500
			平成24年度	一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 砂防事業の推進	河川改修及び砂防事業の推進	31,500
			平成25年度	一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 砂防事業の推進	河川改修及び砂防事業の推進	31,500
具体的な実施内容	土石流などの災害防止のための砂防事業等の推進並びに一級河川の改修事業については、国・府に要望を行う。 また、市管理の準用河川・普通河川については、必要に応じて改修を進める。					
事業の目的	浸水被害を解消・軽減し、治水の向上を図る。					
事業の効果	河川環境の保全を図り、住民の生命と財産を守ることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	災害時要援護者台帳整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	6 暮らしの安全と安心を守る					
	(2)防災体制					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	少子高齢化の進行により、地域の助け合いや関係機関のネットワーク構築など、地域の支えあいの仕組みづくりが求められている。		平成22年度 予算現額			287
			平成23年度	台帳の更新 要援護者の支援体制の整備	災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成。 日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。	600
			平成24年度	台帳の更新 要援護者の支援体制の整備	災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成。 日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。	300
			平成25年度	台帳の更新 要援護者の支援体制の整備	災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成。 日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。	300
事業の目的	災害発生時における要援護者の迅速な把握、支援ができるようにするため、必要な情報を共有することにより、地域で安心して暮らせる支援体制の整備を図る。					
事業の効果	日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。また、地域の自主防災組織の育成強化を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災訓練事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市地域防災計画			
	(2)防災体制					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施が求められている。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により実施し、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。	実働訓練を実施することにより、防災対策の確立と防災意識の高揚を目指す。	3,350
具体的な実施内容	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。		平成24年度			0
事業の目的	体験型訓練及び防災関係の展示・啓発を実施することにより、市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。		平成25年度	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により実施し、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。	実働訓練を実施することにより、防災対策の確立と防災意識の高揚を目指す。	3,300
事業の効果	防災対策の確立と防災意識の高揚。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市地域防災計画			
	(2)防災体制					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	災害時の応急対策と災害に対する備えが求められている。		平成22年度 予算現額			2,400
			平成23年度	災害時の生活必需品等を備蓄 防災パトロールの実施	災害時の緊急食料の備蓄を5ヶ年計画で計画的に更新していく	2,800
			平成24年度	災害時の生活必需品等を備蓄 防災パトロールの実施	災害時の緊急食料の備蓄を5ヶ年計画で計画的に更新していく	2,400
			平成25年度	災害時の生活必需品等を備蓄 防災パトロールの実施	災害時の緊急食料の備蓄を5ヶ年計画で計画的に更新していく	2,400
具体的な実施内容	災害時防災用備蓄品の購入と防災パトロールの実施。					
事業の目的	災害時において、生活必需品等を備蓄することによって被災者を保護する。					
事業の効果	災害時の応急対策を円滑にし、被災者の生命維持のための食料等の確保。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	消防施設等整備補助事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	消防法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市消防団規則			
	(3)防災情報システムと防災設備		南丹市消防施設等整備補助金交付要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	消防防災設備等の地域の経費を軽減する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		5,000	
			平成23年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	5,000
			平成24年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	5,000
			平成25年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	5,000
具体的な実施内容	自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。					
事業の目的	各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動を推進する。					
事業の効果	各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動の推進が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	消防資機材・水利整備事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	消防組織法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		消防施設強化促進法			
	(3)防災情報システムと防災設備		京都府地域防災力総合支援事業補助金要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ポンプ自動車やポンプ積載車の更新及び消防水利の確保が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		17,726	
			平成23年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。	37,200
			平成24年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。	95,550
			平成25年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。	63,500
具体的な実施内容	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものから更新する。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。					
事業の目的	消防水利を含め、消防資機材を整備することによって、地域防災体制が強化し消防力を向上させる。					
事業の効果	消防資機材の整備は、消防力の向上につながり、消防団の迅速な消防活動が展開できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災ハザードマップ作成事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市防災会議設置条例			
	(3)防災情報システムと防災設備		南丹市地域防災計画			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に対して、災害危険箇所や避難所等の情報提供が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	京都府による土砂災害警戒区域等の基礎調査の実施	基礎調査完了地区への警戒区域等の周知	0
			平成24年度	災害、水害、土砂災害、地震被害等の情報見直しと避難所の見直しなどを検討しハザードマップを再整備する	ハザードマップ見直しにより、更に詳細な情報を市民に提供し、防災意識の更なる高揚が図れる。	15,000
			平成25年度			0
具体的な実施内容	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。					
事業の目的	災害の危険度を地図上に表し、地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援する。					
事業の効果	地域の災害危険性を認識し、災害発生時には迅速な避難行動や災害応急対応が実施できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災行政無線整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市地域防災計画			
	(3)防災情報システムと防災設備		南丹市行政用無線局運用管理規程			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	大規模災害により伝送・伝達路が寸断された場合に備え、無線による情報伝達手段の確保が求められている。		平成22年度 予算現額			8,456
			平成23年度	災害時の緊急情報などが市民へ迅速に伝達できる同報系防災行政無線を園部町地域に導入する。 また、日吉町地域でJ-ALERTの整備を行う。	園部町地域の次年度の施工に向けた実施設計を行う。 J-ALERTについては、日吉町全域に緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に伝達し、市民の安全を確保する。	18,600
			平成24年度	災害時の緊急情報などが市民へ迅速に伝達できる同報系防災行政無線を園部町地域に導入する。	園部町全域に対して災害時等における情報提供など、行政情報を迅速に伝達することができ、市民の安心安全を確保することができる。	405,000
事業の目的	時間的に余裕のない緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に伝達し、市民の安全を確保する。		平成25年度			0
事業の効果	災害時等における緊急情報を瞬時に伝達することができ、市民の安心安全を確保することができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課、企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	防犯・暴力追放等取組支援事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	道路交通法施行規則		
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市公衆防犯灯設置要綱		
	(5)防犯対策				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市・船井郡管内における防犯及び暴力の追放に係る様々な施策を、民警一体のもとに取り組み、安全で安心なまちをつくることが求められている。	平成22年度 予算現額			4,167
		平成23年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,167
		平成24年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,167
		平成25年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,167
具体的な実施内容	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	防犯・暴力追放への取り組みや、公衆防犯灯の設置により、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりが推進できる。				
事業の効果	公衆防犯灯の設置や、各団体を支援し活動を充実させることにより、市民意識の高揚が図れるとともに、住民の不安が解消できる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	消費生活啓発事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	消費者基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る					
	(6)消費者保護					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	全国的に高齢者等社会的弱者をねらった悪質商法等の消費者被害は後をたたない。南丹市内においても被害相談があるのが現状。市民が被害に遭い相談を受けても、市担当者で対応できる事案が少なく、府などへ移送するケースが多い。		平成22年度 予算現額			537
			平成23年度	広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供	被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る	379
			平成24年度	広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供	被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る	55
具体的な実施内容	消費者被害の未然防止として、チラシ等による啓発を行うとともに、各支所において被害にあった場合の相談の受付・対応、消費生活安全センターなど専門の関係機関との連携を図る。 相談担当職員の対応能力向上のため研修に参加する。 出前講座(振興局・国民生活センターなど)の利用により消費者の知識向上を図る。		平成25年度	広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供	被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る	55
事業の目的	消費者被害の未然防止、早期発見・早期救済を図る。					
事業の効果	相談窓口や悪質商法等について啓発することで、未然防止につながる。 各支所に相談窓口を置くことで、身近な相談窓口として相談しやすい環境をつくれる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	交通安全推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	地方自治法第2条2項			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市交通指導員設置条例			
	(7)交通安全					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市内の道路等における交通安全の保持及び事故防止を図り、交通事故による死傷者を少なくする取り組みが求められている。		平成22年度 予算現額			2,450
			平成23年度	小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査	毎月1日・15日に実施 年5回開催	2,450
			平成24年度	小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査	毎月1日・15日に実施 年5回開催	2,450
			平成25年度	小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査	毎月1日・15日に実施 年5回開催	2,450
具体的な実施内容	小・中学生等の通学時における交通指導及び交通安全啓発を行う。					
事業の目的	安全・安心な交通社会の確立を図る。					
事業の効果	交通事故の防止により事故による死傷者を無くする。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 土木管理課

(単位:千円)

事業名	除雪機械購入事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	道路法			
	6 暮らしの安全と安心を守る					
	(7)交通安全					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	美山管内の除雪作業については、市有車輛4台と民間借上車輛7台の計11台で実施しているが、車輛不足により作業が遅延している。また、民間借上車輛の老朽化による維持管理経費が増大し負担となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		11,100	
			平成23年度	除雪ドーザ 車輛購入 1台【美山】 除雪トラック 車輛購入 1台【日吉】	早期の除雪作業完了による、生活道路の安全確保	18,500
			平成24年度	除雪ドーザ 車輛購入 1台【美山】	早期の除雪作業完了による、生活道路の安全確保	13,500
			平成25年度	除雪ドーザ 車輛購入 1台【美山】	早期の除雪作業完了による、生活道路の安全確保	13,500
具体的な実施内容	積雪観測員(6箇所)の配置により、積雪深が概ね10cm以上の場合に、除雪計画で定められた路線について作業を実施する。雪寒地域における道路の通行確保のため、除雪ドーザ車両を計画的に購入する。					
事業の目的	民間所有車両の老朽化により維持管理経費が増大し負担となっていることから、市有車輛を順次増強し、オペレータとして作業委託し、現存車輛と併せ早期の除雪対応を行う。					
事業の効果	除雪ドーザ車輛の増強により、生活道路の安全確保が早期に確保が可能となる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	広域アクセス道推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	1 高速移動の網を広げる					
	(1) 広域アクセスの強化					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	京阪神都市部へのアクセスの向上及び時間短縮を図るとともに、日本海側市町村とのアクセス強化についても取り組みが必要である。	平成22年度 予算現額			0	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0
			平成24年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0
			平成25年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0
具体的な実施内容	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。					
事業の目的	鉄道や道路の整備促進事業による南丹市の発展に寄与する。					
事業の効果	京阪神都市及び日本海側市町村へのアクセスが向上する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	JR山陰本線利用促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	2 鉄道をさらに便利にする					
	(1)JR山陰本線の複線化					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	山陰本線における利用者の増加及び園部駅以北の複線化に向けた取り組みが必要である。		平成22年度 予算現額			1,000
			平成23年度	JR山陰本線園部駅以北の利便性向上に向けた要望活動、利用促進事業等の実施	JR山陰本線京都園部間の複線化後における利用者の増大及び園部駅以北における複線化の実現	5,000
			平成24年度	JR山陰本線園部駅以北の利便性向上に向けた要望活動、利用促進事業等の実施	R山陰本線京都園部間の複線化後における利用者の増大及び園部駅以北における複線化の実現	5,000
			平成25年度	JR山陰本線園部駅以北の利便性向上に向けた要望活動、利用促進事業等の実施	R山陰本線京都園部間の複線化後における利用者の増大及び園部駅以北における複線化の実現	5,000
具体的な実施内容	JR山陰本線京都園部間の複線化が22年3月に完成。今後も、園部駅以北における複線化実現に向けた要望活動、利用促進事業等を実施する。					
事業の目的	JR山陰本線の複線化促進事業による南丹市の発展に寄与する。					
事業の効果	複線化による利便性の向上、生活圏の拡大及び定住人口、流入人口の増加、企業誘致や観光イベントの開催による鉄道利用者の増加が見込まれる。また、園部駅以北の複線化事業実施への機運の向上が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	駅周辺整備・管理維持事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市自転車等駐車条例			
	2 鉄道をさらに便利にする					
	(2)鉄道を活かしたまちづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	園部駅周辺都市施設の整備、維持管理業務を行い、JR園部・八木駅の駐輪場の維持管理を行なうとともに園部駅東口・吉富駅周辺について府道の改良、土地区画整理事業との連携により整備する必要がある。	平成22年度 予算現額			20,415	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	駅周辺の都市施設、駐輪場の維持管理	園部駅エレベーター・トイレ・駅広場の維持管理 園部・八木駅の駐輪場の維持管理	20,862
			平成24年度	駅周辺の都市施設、駐輪場の維持管理	園部駅エレベーター・トイレ・駅広場の維持管理 園部・八木駅の駐輪場の維持管理	20,317
			平成25年度	駅周辺の都市施設、駐輪場の維持管理	園部駅エレベーター・トイレ・駅広場の維持管理 園部・八木駅の駐輪場の維持管理	20,317
具体的な実施内容	JR園部駅利用者の利便性を高める都市施設の維持管理とともに駅周辺の美化に努め、JR園部・八木駅の自転車利用者の利便性を高めるための駐輪場の管理を行い、放置自転車の排除等を行なう。					
事業の目的	園部駅周辺の都市施設の整備、維持管理を行う一方駅周辺の公共施設における自転車等の駐車秩序を確立する。					
事業の効果	JR園部・八木駅の利用者の利便性を高め、駅周辺の環境の保全を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 土木管理課、企画管理部 企画推進

(単位:千円)

事業名	広域幹線道路整備促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(1)広域幹線道路					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	国道は京都縦貫道と連携して近隣市町村を結ぶ広域幹線として市民生活を支えている重要な施設であり、常時良好な状態に保つ必要があるため、危険箇所や未整備区間の早期整備を促進する必要がある。	平成22年度 予算現額			833	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	833
			平成24年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	833
			平成25年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	833
具体的な実施内容	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。					
事業の目的	地域生活の安心・安全を確保するための道路整備に必要な財源確保や自然災害時の緊急輸送等に対応できる道路の早期整備、道路環境改善対策を一層促進する。					
事業の効果	広域を結ぶ国道の道路整備や地域の交流・連携などを支える道路網整備の推進が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画街路事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法				
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ						
	(2) 地域幹線道路						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	まちづくりを進めるうえで骨格となる街路事業を進めることが急務である。	平成22年度 予算現額			339,986		
		平成23年度	事業用地の確保及び建物補償 道路築造	用地買収 1式 道路築造 1式	425,496		
			平成24年度	事業用地の確保及び建物補償 道路築造 事業認可業務		用地買収 1式 道路築造 1式 事業認可業務 1式	162,440
				平成25年度		事業用地の確保及び建物補償 道路築造 測量設計業務	
具体的な実施内容	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・上本町佛大線外1線 ・内環状線 ・栄小山東町線外2線 ・八木環状線 ・美園栄町線	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					
事業の目的	中心市街地の再整備、新市街地を形成するうえで必要となる骨格道路整備、広域幹線道路へのアクセス道路として整備を行なう。						
事業の効果	交通環境の改善、市街地の活性化、交通渋滞の改善が図られる。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	道路新設改良事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(2) 地域幹線道路					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安全で快適な道路の整備は、暮らしの利便性の確保や過疎集落の維持等に関わる重要施策であり、過疎化防止や新たな街づくりに繋げる道路としての機能整備と併せて市域の一体性を確立するための整備が必要である。	平成22年度 予算現額			342,351	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	南丹市道の新設・拡幅・舗装道路計画に伴い道路改良事業を実施及び府道等の整備並びに整備促進を図る。 ・本郷垣内線他 21路線 ・国道477号他 24路線	道路新設・拡幅・舗装事業に伴う主な内訳 ・道路改良・舗装工事 1式 ・測量設計業務委託他 1式 ・公有財産購入及び補償 1式	475,410
			平成24年度	南丹市道の新設・拡幅・舗装道路計画に伴い道路改良事業を実施及び府道等の整備並びに整備促進を図る。 ・本郷垣内線他 17路線 ・国道477号他 24路線	道路新設・拡幅・舗装事業に伴う主な内訳 ・道路改良・舗装工事 1式 ・測量設計業務委託他 1式 ・公有財産購入及び補償 1式	460,500
			平成25年度	南丹市道の新設・拡幅・舗装道路計画に伴い道路改良事業を実施及び府道等の整備並びに整備促進を図る。 ・本郷垣内線他 22路線 ・国道477号他 24路線	道路新設・拡幅・舗装事業に伴う主な内訳 ・道路改良・舗装工事 1式 ・測量設計業務委託他 1式 ・公有財産購入及び補償 1式	354,500
具体的な実施内容	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。また、その他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・社会資本整備総合交付金事業 3路線 ・地方特定道路整備事業 4路線 ・過疎対策事業 21路線 ・その他道路事業 2路線	事業の目的	地域の実情に応じた市道・府道の整備改良に努め、生活道路の安全性、利便性の確保に向けた既設道路の整備を推進し、地域道路・広域道路等の整備を計画的に進める。	事業の効果	道路の安全性・利便性の向上により安心・安全で快適な生活環境基盤が整えられ、更には地域経済の発展と地域活性化が図れる。	

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 土木管理課

(単位:千円)

事業名	道路・橋梁維持管理事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(3)安全で快適な道づくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	近年、市管理道路の舗装面の老朽化・疲労亀裂が増加傾向である。橋梁点検も旧4町とも行われておらず、適正管理に支障をきたしている。また、除雪については、人員と機器の不足により作業が遅延している状況である。そういった中で、道路環境における地元要望も年々増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		70,591	
			平成23年度	地元要望を踏まえながら、優先順位を決定し計画的に修繕を行う。	安全・円滑な通行を確保する。	82,400
			平成24年度	地元要望を踏まえながら、優先順位を決定し計画的に修繕を行う。	安全・円滑な通行を確保する。	97,400
			平成25年度	地元要望を踏まえながら、優先順位を決定し計画的に修繕を行う。	安全・円滑な通行を確保する。	97,400
具体的な実施内容	市管理道路の維持管理は、道路附属施設も含め緊急度・通行量等を考慮して、優先順位を検討し計画的に実施する。また、除雪については道路除雪計画に基づき、管内の幹線道路の除雪及び融雪剤散布を行う。					
事業の目的	道路及び附属施設の適切な維持管理を行うことで、安全・安心な道路交通網を構築する					
事業の効果	道路及び附属施設の適切な維持管理をすることにより、道路資産の長期的な維持並びに生活道路の安全確保が図られる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	バス運行事業	細事業名	スクールバス運行事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路運送法			
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる		南丹市スクールバス条例			
	(1)バス交通					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	小・中学校に通学する児童生徒の交通手段を確保並びに通学時に事故、犯罪、野生動物等から児童・生徒を守り安全を確保するためにバスを運行する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額			77,616
			平成23年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	97,616
			平成24年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	92,616
			平成25年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	102,616
具体的な実施内容	小・中学生の通学のためのバスを運行する。					
事業の目的	小・中学生の通学のためにバス運行を運行させる。					
事業の効果	通学のための交通手段確保ができる。 通学時の安全確保ができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	バス運行事業	細事業名	市営バス運行事業	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市市営バス運行事業に関する条例				
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる						
	(1)バス交通						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域住民の交通手段を確保するために、生活交通としてのバスを運行をする必要がある。		平成22年度	予算現額			28,642
			平成23年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上		28,642
			平成24年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上		28,642
			平成25年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上		28,642
具体的な実施内容	路線バスを運行する。						
事業の目的	交通弱者に対しての交通手段を確保する。						
事業の効果	地域住民の交通手段が確保できる。 年間 53,853人の利用						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	バス運行事業	細事業名	生活路線バス運行事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる					
	(1)バス交通					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市民の生活交通の維持確保を行うため、バス運行及び補助が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		58,300	
			平成23年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施。 地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線、等の検討を行う。デマンドタクシー(デマンドバス)事業の実証実験を実施する。	対前年度 利用者1%増 デマンド交通の利用による市内交通網の利便性の向上。	68,300
			平成24年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施。 地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線、等の検討を行う。デマンドタクシー(デマンドバス)事業の実証実験を実施する。	対前年度 利用者1%増 デマンド交通の利用による市内交通網の利便性の向上。	58,300
			平成25年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施。 地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線、等の検討を行う。デマンドタクシー(デマンドバス)事業の実証実験を実施する。	対前年度 利用者1%増 デマンド交通の利用による市内交通網の利便性の向上。	58,300
具体的な実施内容	生活交通確保のためバス運行の委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。さらに、デマンドタクシー(デマンドバス)事業の実証実験を実施する。					
事業の目的	市民の生活交通確保を行う。					
事業の効果	事業実施により、市民の生活交通確保が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	地域情報通信基盤整備事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例			
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(1)情報基盤					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	平成20年4月より市内全域でサービスを提供。今後は、ハード整備完了後のソフト面での運用や、CATV、インターネットの加入促進を図る必要がある。また、平成24年以後の園部地区の光ファイバー化の検討が必要。	平成22年度 予算現額			2,157	
		平成23年度	園部地区伝送路光ファイバー化事業着手 (平成23年度～平成25年度)	園部地区伝送路光ファイバー化の調査・設計	21,000	
			平成24年度	園部地区伝送路光ファイバー化事業着手 (平成23年度～平成25年度)	園部地区伝送路光ファイバー化の工事着工	321,000
				平成25年度	園部地区伝送路光ファイバー化事業着手 (平成23年度～平成25年度)	園部地区伝送路光ファイバー化の工事完了
各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費						
具体的な実施内容	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。					
事業の目的	合併に伴い、旧園部町で実施してきたケーブルテレビを市内全域に拡張し、難視聴地域の解消と都市との情報格差をなくし、併せて行政情報の提供を始めとした行政サービスの充実を図るため実施する。					
事業の効果	難視聴地域の解消、都市との情報格差解消、行政情報の提供を始めとした行政サービスの充実が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	情報提供推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例			
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(2)情報提供					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市内全域にCATVネットワークを構築し、一定ハード面での整備は進んできた。また、デジタル対応の機器整備も完了した。今後は、ケーブルテレビの自主放送等のソフト面での情報提供サービスの充実を図っていく必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信の充実。地域情報化計画の策定及び見直し。	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
			平成24年度	CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信の充実。地域情報化計画の策定及び見直し。	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
			平成25年度	CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信の充実。地域情報化計画の策定及び見直し。	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化計画の策定及び見直しを行う。 ・CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信を充実させる。 ・その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。 					
事業の目的	市民への映像による情報提供の推進					
事業の効果	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を図っていく。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	情報リテラシー推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(3)情報環境					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度					
現状の課題	市内全域にCATVネットワークを構築し、一定ハード面での整備は進み、高速のインターネット環境も整備できた。今後はこれらを使いこなしていく利用者を増加させていくためにもパソコン講習会等ソフト面で充実を図っていく。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を43%まで増やしていく。	0
			平成24年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を46%まで増やしていく。	0
事業の目的	高度情報通信ネットワークを利用していただける利用者を増加させ、CATVネットワークへの加入者を増やしていく。					
事業の効果	市民が情報リテラシーを向上し、高度情報通信ネットワークでの様々なサービスを使いこなしていただける。		平成25年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を49%まで増やしていく。	0

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画策定事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	生産緑地法・都市計画法・都市緑地法		
	6 にぎわいの市街地をつくる				
	(1)都市計画				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	都市計画のまちづくり方針を策定し実現するための重点施策を定める。	平成22年度 予算現額			6,203
		平成23年度	生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	682
			生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	
			生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	
具体的な実施内容	市街化区域内の土地利用計画を進めるにあたり、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定業務を進める。	平成24年度	生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	500
			生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	
事業の目的	市街化区域内の円滑な土地利用による都市計画を実施する。	平成25年度	生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	500
事業の効果	都市計画のまちづくり方針を策定することにより、良好な都市環境の形成を図る。		生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	経営改善普及事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	中小企業基本法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		商工会法			
	(2)商業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中小商工業者からきめ細かい経営支援を求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		24,250	
			平成23年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
			平成24年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
			平成25年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
具体的な実施内容	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るため、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。					
事業の目的	魅力ある商業の集積を促すため、商工会の活動を支援し、中小商工業者の経営改善を図る。					
事業の効果	高度で専門的な経営支援が受けられる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課、農林商工部 商工観光

(単位:千円)

事業名	商工振興助成事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(2)商業					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	郊外型大型店が増加した近隣市町に消費の流失が激しい。		平成22年度 予算現額			1,000
			平成23年度	商店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	1,000
具体的な実施内容	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。		平成24年度	商店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	1,000
事業の目的	市内の商店街の活性化を図る。		平成25年度	店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	1,000
事業の効果	商品販売額が増加する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	雨水排水事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	下水道法			
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(3)地域の核となる市街地整備と定住促進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現状の市街地については、集中豪雨等による浸水被害が多く、早急な対策を行なうことが良好な市街地を形成するうえにおいて急務である。		平成22年度 予算現額			25,606
			平成23年度	天神川第1排水区の整備	天神川第1排水区のうちA=1.25haの供用を目指す	43,216
			平成24年度	園部川第4排水区の整備	園部川第4排水区A=1.9haの内、A=0.36haの供用を目指す	42,216
			平成25年度	園部川第4排水区の整備	園部川第4排水区総ての供用を目指す	42,216
具体的な実施内容	近年、頻繁に起こる短時間の集中豪雨により市街地の浸水被害が多く、これを未然に防止するための排水路整備を行なう。					
事業の目的	市街地における浸水被害を防止する。					
事業の効果	市街地における浸水被害が防止され、良好な市街地が形成される。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	土地区画整理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		土地区画整理法			
	(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中心市街地の再整備を行なうとともに、新市街地の整備を行い、住環境の整備を行なうことにより定住化を促進し人口の増加に努めることが急務である。	平成22年度 予算現額			218,410	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	建物移転、宅地区画の整備、区画道路の築造、詳細設計、土地区画整理実施設計	物件移転 1式 宅地整備 1式 道路舗装 1式 土地区画整理実施設計 1式	73,210
			平成24年度	土地評価、仮換地設計、換地割込み、区画整理実施設計業務及び、築造工事の実施 土地区画整理事業の事業認可取得、実施計画書作成業務を行なう。	仮換地指定を行い工事着手を目指す 土地区画整理事業の事業認可(組合設立認可)取得を目指す。	16,860
			平成25年度	土地評価、仮換地設計、換地割込み、区画整理実施設計業務を行う。	仮換地指定を行い工事着手を目指す。	58,860
具体的な実施内容	中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺の新たな市街地整備推進により、雇用の創出、定住人口の増加を図る。 ・本町土地区画整理事業A=2.5ha ・内林町土地区画整理事業A=23.0ha ・吉富駅西土地区画整理事業A=22.8ha ・八木駅西土地区画整理事業A=10.5ha ・小山東町土地区画整理事業A=17.3ha					
事業の目的	中心市街地の再整備により市街地の再生、JR駅周辺地区の新たな市街地整備により快適な住環境の創生及び定住促進を目的とする。					
事業の効果	密集市街地の防災効果、JR駅周辺整備による定住化により、中心市街地の活性化を支援するとともに人口増に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画公園事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市公園法			
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(4)身近な公園緑地					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	新市街地の都市計画公園の整備が急務である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		46,527	
			平成23年度	維持管理業務	良好な都市環境の維持	12,323
			平成24年度	維持管理業務	良好な都市環境の維持	12,323
			平成25年度	維持管理業務	良好な都市環境の維持	12,323
具体的な実施内容	市街地において、魅力ある公園の整備を進め、地域のコミュニティや快適な居住空間を提供する公共空間として計画的に公園整備を進める。 ・横田公園、小山東町公園、内林町公園、八木東公園					
事業の目的	快適で潤いのある居住空間を形成するための、公園整備を進め、緑に包まれたまちづくりの推進を図る。					
事業の効果	市民相互の憩いの場や、レクリエーションの場として活用される。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	児童老人会館管理運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。	平成22年度 予算現額			3,366	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	3,366
			平成24年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	3,366
			平成25年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	3,366
具体的な実施内容	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。					
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な遊びの場所を提供する。 ・児童の知識の普及向上。 ・健全な遊びや行事をととし、情操を豊かにする。 ・老人には憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図る。 					
事業の効果	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図っている。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課、教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	人権教育・啓発事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭・学校・地域社会・企業など、あらゆる世代や場において、様々な人権問題についての教育や啓発が推進される必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,435	
			平成23年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
			平成24年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
			平成25年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
具体的な実施内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。					
事業の目的	市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。					
事業の効果	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚を図ることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	地域センター推進事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例		
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター条例施行規則		
	(1)人権啓発の推進				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。	平成22年度 予算現額			20,098
		平成23年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	21,818
		平成24年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	21,266
		平成25年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	21,818
具体的な実施内容	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。				
事業の効果	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	男女共同参画推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	男女共同参画社会基本法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		京都府男女共同参画条例			
	(2)男女共同参画社会の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十分である。	平成22年度 予算現額			4,913	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
			平成24年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
			平成25年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上。 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
具体的な実施内容	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。また、新規事業として女性相談事業を行い、多様な女性の悩みや相談に対応することとした。					
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意義を理解し、家庭や職場、地域活動等に活かす。					
事業の効果	男女が、共に支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者虐待防止事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(3)虐待事象への対応					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の虐待が深刻な状況下にある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		271	
			平成23年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	271
			平成24年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	271
			平成25年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	271
具体的な実施内容	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進める。					
事業の目的	総合的な虐待防止体制の強化。					
事業の効果	虐待の早期発見・早期対応ができるように、地域ぐるみのネットワークの充実を図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	要保護児童対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱			
	(3)虐待事象への対応					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	児童虐待事案が全国的増加し、社会問題となっている。虐待を早期に発見し適切な保護を図る必要がある。養育困難家庭への継続的且つ適切な支援が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		445	
			平成23年度	要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)の開催。(要保護・要支援児童の情報の共有、援助方針の確認。研修等の開催。)	児童虐待の予防と早期発見 適切な保護(援助活動) 地域子育て力の育成	585
			平成24年度	要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)の開催。(要保護・要支援児童の情報の共有、援助方針の確認。研修等の開催。)	児童虐待の予防と早期発見 適切な保護(援助活動) 地域子育て力の育成	585
			平成25年度	要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)の開催。(要保護・要支援児童の情報の共有、援助方針の確認。研修等の開催。)	児童虐待の予防と早期発見 適切な保護(援助活動) 地域子育て力の育成	585
具体的な実施内容	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童、要支援児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置、その機能を果たす。(代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催し情報の共有、援助方針を確認する。研修等も開催。)					
事業の目的	児童虐待の予防、早期発見、適切な保護等、養育困難家庭を支援し、児童の心身ともにすこやかな育ちを支援する。					
事業の効果	要保護児童、要支援児童の予防、早期発見、適切な保護により児童福祉の推進に資する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	自治振興組織推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(1) 地域との協働の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	過疎化・高齢化が進むとともに、地域間のつながりが無くなっている今日、地域と行政が一体となり地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざすための自治振興組織が設立されたが、経験やノウハウを持つ行政の支援が必要である。	平成22年度 予算現額			7,500	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
			平成24年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
			平成25年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
具体的な実施内容	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援					
事業の目的	地域振興					
事業の効果	地域振興の中心的組織として、市と連携した業務推進が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	自治振興会館整備事業	細事業名		新継区分	新規事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公の施設の管理に関する条例		
	2 住民自治の地域づくりを進める				
	(2)地域づくり				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現在、八木支所管内には5つの自治振興会館があり、そのうち東地区及び神吉地区の建物については、老朽化が著しく建替えが必要な状況となっている。特に神吉地区自治振興会館は、臨時避難所に指定されているが、土砂災害に伴うH20年度現地調査で特別警戒区域に入ったため、早急な施設整備等が必要となっている。	平成22年度 予算現額			0
		平成23年度	神吉区自治振興会館 調査設計委託 一式	神吉地区自治振興会館の建替えに向けての実施設計書の作成。	5,000
		平成24年度	神吉区自治振興会館 既存建物除却工事 一式、建物 建設工事 一式、 監理委託 一式 東地区自治振興会館 調査設計委託 一式	・前年度調査設計に基づき、神吉地区自治振興会館整備工事の実施。 ・東地区自治振興会館の建替えに向けての実施設計書の作成。	36,000
		平成25年度	東地区自治振興会館 既存建物除却工事 一式、建物 建設工事 一式、 監理委託 一式	・前年度調査設計に基づき、東地区自治振興会館整備工事の実施。	31,000
具体的な実施内容	老朽化した自治振興会館の整備を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	安心安全に活用できる施設として活用できるよう建替える。				
事業の効果	地域市民・各種団体のコミュニティ活動の拠点、また、市民のまちづくりへの参加と協働の推進をするための拠点施設となる。また、災害時の避難所としての役割も果たすことができる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	自治振興補助事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市自治振興補助金交付要綱			
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	行政区が所有・管理する集会所や公園等の活動拠点施設の整備や改修を行うにはまとまった費用を要するが、厳しい区の財政事情もあり市として適切な支援を行う必要がある。		平成22年度 予算現額			11,500
			平成23年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	11,200
			平成24年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	21,200
			平成25年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	11,200
具体的な実施内容	行政区が主体となって行う事業(集会所の新築や改築、公園等の新設や改良等)に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。					
事業の目的	地域社会の健全な発展やコミュニティ形成推進の支援を図る。					
事業の効果	自治振興や地域コミュニティ推進の拠点となる集会所や公園等の整備を円滑に推進することができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	集落活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢化・過疎化の進行が著しい集落では、集落維持・再生活動が困難となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	1,500
			平成24年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	3,000
			平成25年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	5,000
具体的な実施内容	少子高齢化が著しく進み集落の維持・再生が困難な集落を支援するため、集落支援員を設置し集落維持・再生に繋がる活動を展開する。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。					
事業の目的	高齢化、過疎化が進む集落の維持・再生活動の支援					
事業の効果	集落の明るい展望を持った活動が展開できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	総合振興計画策定事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方自治法			
	2 住民自治の地域づくりを進める		南丹市総合振興計画審議会条例			
	(2)地域づくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市発足とともに策定した南丹市総合振興計画は前期計画(20～24)の終期が近づき、前期計画の評価や社会情勢の変化を踏まえた平成25年からの後期計画の策定が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	総合振興計画審議会を開催し、後期計画の策定に向けて協議を行う。 まちづくりアンケートの実施と集約を行う。 前期基本計画の達成状況の確認と評価、課題の掘り起こし。	審議会の開催(5回)	1,333
			平成24年度	総合振興計画審議会を開催し、市民意見を十分反映した後期計画の策定を行う。 策定した計画の公表を行う。	審議会の開催(5回) パブリックコメントの実施	1,300
			平成25年度			0
具体的な実施内容	南丹市の10年後を展望した南丹市総合振興計画基本構想の達成のため、前期基本計画の中間見直しのうえに立ち、審議会の協議やより多くの市民意見を取り入れながら、後期基本計画を策定する。					
事業の目的	南丹市総合振興計画「基本計画」の後期計画を策定する。					
事業の効果	市民とともに前期5か年の集約を行うなかで、後期基本計画を明らかにすることで、市民の絆や郷土への誇りを高め、多彩な地域資源を活かしたまちづくりを推進する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	パートナーシップ推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(1) 協働と市民参画の仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、市民が主体的に行政運営に関わることのできる仕組みづくりなど、具体的な取り組みが求められる。		平成22年度 予算現額			220
			平成23年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	250
			平成24年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	250
			平成25年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	250
具体的な実施内容	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、参加や協働の方針を明記する実施計画の策定を行い、市民に情報提供する。 また、市民参加や協働の適切な推進のため、条例に基づく第三者機関を設置し、市民とともにつくるまちの仕組みを定着させて自立した活力ある地域づくりを推進する。					
事業の目的	行政運営に市民が参画する土壌を構築する。					
事業の効果	「自らのまちづくりは自らの手で行う」という意識を市民が持つ。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	審議会等市民参画推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(2) 政策決定や計画段階での協働					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	開かれた市政の推進、市民と協働で進める市政の運営が求められ、政策の決定や計画段階での市民の参画を積極的に進める必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
			平成24年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
			平成25年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
具体的な実施内容	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。					
事業の目的	市政に参画する市民を増やす。					
事業の効果	まちづくりに対する市民の主体性の向上。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	まちづくり活動支援事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(3)実施段階での協働					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	身近な課題解決のために、市民ができることを市民自身が取組む土台づくりが必要である。		平成22年度	予算現額		2,000
			平成23年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う新たな地域振興組織の確立と支援交付金制度の創設を検討する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図る。	5,000
			平成24年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う新たな地域振興組織の確立と支援交付金制度の創設を検討する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図る。	10,000
			平成25年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う新たな地域振興組織の確立と支援交付金制度の創設を検討する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図る。	10,000
具体的な実施内容	「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」により、主体的な市民活動への支援を行い、地域課題の解消や魅力あるまちづくりの推進など、市民が持つ様々な能力を発揮し、積極的に公共の担い手として活動できる仕組みをつくる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	市民の手による元気な地域づくりの展開を目指すとともに、地域の課題等の解決を図る。					
事業の効果	まちづくりに積極的に参画する市民を増やし、自らの地域を自らの手で築く意識の高揚と、新たな市民活動が創出される。					
事業の目的	市民の手による元気な地域づくりの展開を目指すとともに、地域の課題等の解決を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広聴活動事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる				
	(4)より多くの市民参画				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	平成22年度 予算現額			34
具体的な実施内容	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	平成23年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	34
事業の目的	市政懇談会では市幹部が市政の課題を説明し、市民の声を聞く。出前講座では市民団体の活動に役立てるため団体の集まりに市職員が講師として出向く。	平成24年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	34
事業の効果	市政に対する意見や提言を広く聞くことができ、市民ニーズに応じた市政運営ができる。	平成25年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	34

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	達人バンク推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(5)南丹市達人バンク(仮称)の設置					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	多彩なアイデア、豊富な知識や優れた技能をもつ市民が地域に多く存在するが、それらを発揮して活躍できる仕組みができていない。		平成22年度 予算現額			25
			平成23年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
			平成24年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
			平成25年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
具体的な実施内容	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みづくりを行うとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。					
事業の目的	地域と人を結ぶ仕組みを構築する。					
事業の効果	市民のキャリアやスキルを活かせるまちづくりの推進。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	産官学公連携協議会推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる					
	(1)連携のための仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	異業種のノウハウを結集して、地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりを進める必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		523	
			平成23年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	523
			平成24年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	523
			平成25年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	523
具体的な実施内容	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。					
事業の目的	市民だけでなく、異業種間の意見を聞き、地域発展の仕組みづくりを考える場とする。					
事業の効果	各層での思いをまとめ、地域振興に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	佛教大学連携事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる					
	(2)ともに育む「教育のまち南丹市」					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	学生等の交流が少なく、ともに新しいまちづくりの構想を考える機会が少ない。		平成22年度 予算現額			155
			平成23年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	200
			平成24年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	200
			平成25年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	200
具体的な実施内容	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。					
事業の目的	都市住民(学生)との交流により、新たなまちづくりを考える機会を作る。					
事業の効果	都市住民(学生)との交流により、新たな発想が出てくる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	新規就農支援事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法		
	5 未来を担う人づくりを進める				
	(2)産業を担う人材育成のための支援				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農業をめぐる環境は従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う担い手の減少が顕在化している。そのため新規就農希望者の受入は必要であるが、受け入れる体制(空き家、農地、指導者等)が一体的に準備できていない。	平成22年度 予算現額			3,600
		平成23年度	新規就農研修 償還助成件数8件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	4,400
		平成24年度	新規就農研修 償還助成件数11件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	6,080
		平成25年度	新規就農研修 償還助成件数10件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	5,720
具体的な実施内容	研修を必要とする新規就農志望者で、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	農業の担い手が不足しているため、意欲のある新規就農者を育成する。				
事業の効果	新規就農者の育成により地域農業の活性化を図る。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	担い手養成実践農場整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農村の過疎化、農家のサラリーマン化により農業の担い手不足が進んでいる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,500	
			平成23年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。 また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	1,250
			平成24年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。 また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	1,800
			平成25年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。 また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	1,800
具体的な実施内容	新規就農希望者を対し、ソフト面とハード面との両方の観点から、技術習得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」を整備を支援することにより、現在の懸案事項である担い手不足、耕作放棄地の増加の解消を図る。					
事業の目的	新規就農希望者の研修地の整備を行うことにより、新規就農希望者の技術の向上と地域への定着化を推進する。					
事業の効果	新規就農希望者を支援することにより、担い手の育成・確保が期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農地利用集積事業	細事業名		新継区分	新規事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法		
	5 未来を担う人づくりを進める		食料・農業・農村基本法		
	(2)産業を担う人材育成のための支援				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農家の高齢化、サラリーマン化等により、農業の担い手が不足しており、農地の荒廃が懸念されている。	平成22年度 予算現額			0
		平成23年度	「農地集積円滑化団体」を通じて利用権設定を行う担い手に対し、集積した面積に応じて交付金を交付する。	1経営体 10ha	2,000
		平成24年度	「農地集積円滑化団体」を通じて利用権設定を行う担い手に対し、集積した面積に応じて交付金を交付する。	1経営体 10ha	2,000
		平成25年度	「農地集積円滑化団体」を通じて利用権設定を行う担い手に対し、集積した面積に応じて交付金を交付する。	1経営体 10ha	2,000
具体的な実施内容	農業生産法人や認定農業者が、「南丹市農業経営基盤強化基本構想」に位置づける、「農地集積円滑化団体」を通じて、農用地に対し面的に利用権設定された農地の面積に応じて交付金を交付することにより、営農基盤の強化、経営の安定化を図るとともに、地域内での耕作放棄地の発生の予防と解消を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	農地を面的に集積することにより、営農の省力化・効率化を図るとともに、耕作放棄地の解消を図る。				
事業の効果	農地を面的に集積することにより農業生産法人・認定農業者の非効率的な営農が解消される。また、地域の農地の利用促進が進むことにより、耕作放棄地の解消につながる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	まちづくり活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民や地域が一体となり、自らの地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす活動をおこなっていくことがむずかしい。	平成22年度 予算現額			219	
		平成23年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。	219	
			平成24年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金		活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。
				平成25年度		南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金
具体的な実施内容	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	市民が集い意見を交わす中で、地域発展の仕組みづくりを考える土台作りを目指す。					
事業の効果	まちづくり及び地域振興の発展に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	国際交流事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度					
現状の課題	著しい国際化の中で、適切な国際感覚の定着は不十分で、外国人との友好的な関係を築くうえで、様々な体験等を通じた異文化理解の意識の高まりが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			2,000
			平成23年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	・相談や情報提供のできる窓口設置 ・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施 ・主体的に活動する国際交流協会会員の増加	2,000
			平成24年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	・相談や情報提供のできる窓口設置 ・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施 ・主体的に活動する国際交流協会会員の増加	2,000
			平成25年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	・相談や情報提供のできる窓口設置 ・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施 ・主体的に活動する国際交流協会会員の増加	2,000
具体的な実施内容	適切な国際感覚を養うため、市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流協会の活動を支援する。					
事業の目的	適切な国際感覚を身につけ、外国人との友好的で良好な関係を築く。					
事業の効果	国際感覚が身につくことで、国際社会に対応し、南丹市から世界に情報発信できる人材が育成できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業	細事業名	ホームページ充実事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する					
	(1) 情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	利用者にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		63	
			平成23年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMS導入の検討のため各課の希望を集約したテキストを具体化する。	アクセス数:前年度比10%増	63
			平成24年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMSを導入し各課が直接、ホームページを更新する。	アクセス数:前年度比10%増	11,759
			平成25年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMSを導入し各課が直接、ホームページを更新する。	アクセス数:前年度比10%増	3,063
具体的な実施内容	情報をリアルタイムで全国に発信できる手段であり、常に最新の状態を掲載している。誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページを目指している。					
事業の目的	現在の市のまちづくりの方向や方針、生活に役立つ公益性のある情報の提供、制度の詳しい説明、観光情報などを発信する。					
事業の効果	時間や場所に関係なく、各家庭で必要とする情報入手できる。そのため市政への理解が深まり、市民のニーズに応じた市政を運営することが可能である。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業	細事業名	広報充実事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する					
	(1) 情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		6,025	
			平成23年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	6,025
			平成24年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	6,081
			平成25年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	6,025
具体的な実施内容	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)及び「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)各13,000部を市内各戸に配布し、市民へ行政情報の提供を行う。					
事業の目的	現在の市のまちづくりの方向や方針について、市民の誰にもわかりやすい説明を行う。生活に役立つ公益性のある情報の提供や行政情報を集約し、的確に伝える。					
事業の効果	市政への理解が深まる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	電子自治体推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(1) 情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	制度改正や新規事業及びハードウェアの故障等に対応し、情報システムの効率的な運用と安定稼動のため、不断に保守管理を行うとともに技術革新の早い情報システムの更新に向けた検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		59,421	
			平成23年度	行政情報システムの保守と機器更新	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	52,176
			平成24年度	行政情報システムの保守	業務用端末550台、サーバー、ネットワーク機器等の更新。	182,176
			平成25年度	行政情報システムの保守	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	52,176
具体的な実施内容	庁内各業務システムの管理運営を通じて、南丹市の電子自治体化を推進する。					
事業の目的	南丹市の保有する情報資産を保護し、行政情報システムを継続的かつ効率的に運用することを目的とする。					
事業の効果	市民の個人情報及び市政に関する重要情報を保護し、システムの継続的かつ効率的な運用により、安定した行政サービスの提供と市民の信頼の確保ができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

事業名	活性化推進基金	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	旧合併特例法			
	6 行財政改革を推進する		基金条例			
	(2) 効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	財政状況が厳しい中、今後の南丹市民の連携の強化及び均衡ある地域振興を図る事業の財源確保のため。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	合併特例債を活用した基金の造成及び基金条例に基づく運用利息の積立	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	404,000
			平成24年度	合併特例債を活用した基金の造成及び基金条例に基づく運用利息の積立	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	408,000
			平成25年度	合併特例債を活用した基金の造成及び基金条例に基づく運用利息の積立	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	412,000
具体的な実施内容	新市建設計画の財政計画で位置づけられた「合併市振興基金」を上限額24億円まで積み立てる。平成22年度から平成27年度の6年度間で4億円ずつ積み立てる。(4億円×6年度)					
事業の目的	地域住民の連携の強化又は合併市区域内の地域振興等の財源確保のための基金					
事業の効果	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市長直轄組織 総合政策室

(単位:千円)

事業名	行政評価推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2) 効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度以降、行政評価に取り組み、予算編成への活用等一定の成果はあるが、評価の過程における議論や予算枠配分後の各部局における事業の取捨選択など、評価の結果が十分活かされているとはいえない。 公益法人等が合併前のままであり、多額の市費を投入しながら存在している。 		平成22年度 予算現額			7,648
			平成23年度	行政評価 市民意識調査 公益法人等改革	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回 公益法人等の在廃の方向性の決定 	7,306
			平成24年度	行政評価 市民意識調査 公益法人等改革モニタリング委員会	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回 公益法人等改革モニタリング委員会 4回 	1,302
			平成25年度	行政評価 市民意識調査 公益法人等改革モニタリング委員会	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回 公益法人等改革モニタリング委員会 4回 	1,302
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業評価、施策評価の過程において、施策目標の達成に向けた議論ができ、効率的で効果的な事業展開を進める。 公益法人等改革の方向性を導く。 	事業の目的	効率的で効果的な行財政運営を確立するとともに、まちづくりに有効的な事業を展開する。	事業の効果	総合振興計画に基づいた中で、市民等のニーズを的確に捉えた事業の展開が効率よく推進できる。	

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	諸証明発行サービス事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律		
	6 行財政改革を推進する				
	(2) 効率的な行財政運営				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	過疎化が進んでいるなか、住民の利便性につなげるサービスが求められる。	平成22年度 予算現額			759
		平成23年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
		平成24年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
		平成25年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
具体的な実施内容	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	過疎地域における住民サービスの向上を目指す。				
事業の効果	身近な郵便局で証明書が交付できるため、高齢者や交通弱者の利便性が向上する。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

事業名	未利用財産の適正管理及び処分	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公有財産規則			
	6 行財政改革を推進する		南丹市市有土地の処分に関する規則			
	(2)効率的な行財政運営		南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市有地等の中には有効活用されず、単に市の財産として保有している土地等にも管理経費が必要となるため、早期にこれら財産の活用方針や処分方針の検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,741	
			平成23年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③宅建業者の媒体を活用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,741
			平成24年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③宅建業者の媒体を活用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,741
			平成25年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③宅建業者の媒体を活用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,741
具体的な実施内容	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。					
事業の目的	①未利用土地の維持管理を図る。 ②未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保を図る。					
事業の効果	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②未利用土地の処分により、管理経費が削減されるとともに、税外収入の確保や債務の減少につながる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 人事秘書課

(単位:千円)

事業名	職員研修事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公務員法（第38条 研修）			
	6 行財政改革を推進する		南丹市職員服務規程（第8条 研修）			
	(3)行政サービスと職員の資質向上					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、研修が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		923	
			平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	923
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	923
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	923
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なテーマ設定による、独自の庁内研修(全体及び階層別)の企画、実践。 ・職場外研修への職員の積極的な派遣。 					
事業の目的	市民の信頼に応えることのできる人材づくりを目指し、職員の意識改革、能力向上と職場の活性化を図る。					
事業の効果	職員の資質向上と良好な職場環境の構築。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	庁舎整備検討事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現庁舎は建築後30年余りが経過し耐震性に問題があり、大地震の災害時の復旧・復興の拠点として機能できない。狭隘であり機構集中、行政需要の拡大に伴い窓口が分散化し行政サービス上、業務上も非効率である。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	・本庁舎耐震診断の実施 ・(仮)市役所本庁舎整備検討委員会を設置し、整備方針、整備方法等を検討する。	耐震診断により、庁舎の耐震補強等効果を検証する。	9,000
具体的な実施内容	庁舎の耐震診断を実施するとともに、(仮)市役所本庁舎整備検討委員会を設置し、庁舎の整備方針・整備方法等を検討する。		平成24年度	・(仮)市役所本庁舎整備検討委員会での検討結果に基づき、整備の方向を見い出す。	庁舎整備の基本方針を策定する。	1,000
事業の目的	南丹市の防災拠点としての位置づけをしながら、窓口等の市民サービスの向上と情報化、省エネ化に対応する市役所本庁舎の整備計画の策定を目指す。		平成25年度			0
事業の効果	市民にとって利用しやすい市役所の実現と災害時の初動環境が確保される。				0	